２０１９年１２月１８日

〈注記〉一覧

〈注１〉これは、１Ｆ事故で東京電力の過失が無いという意味ではありません。その過失を立証せずとも責任を求めることができる、という意味です。もちろん、東京電力の過失があったことは、国会事故調査委員会報告書やこの間の自主避難者などからの数多くの損害賠償請求訴訟において明らかとなっています。

付言すれば、東北電力は津波の高さの想定を見直し、敷地を十分に高くして対策を講じて、女川原発の事故を防いでいました。日本原子力発電も防水壁のかさ上げ工事を行って東海原発の事故を防いでいました。いずれも津波想定に対して真剣に対策を考えていたことによります。東京電力はそれらをしていませんでした。

〈注２〉限られた紙面でそれを言い尽くすことはできません。一例を挙げれば、１Ｆ事故で放出された放射能量は９０京ベクレルです。国際原子力事象評価指数では深刻さの度合いに応じて０～７まで８段階のレベルがあり、最も深刻なレベル７は放射能量でいうと５京ベクレルを超える事故です。その１８倍以上です。長期的影響が問題になるセシウム１３７で見ると、広島原爆の１６８倍の量とされています。事故から９ヵ月経った２０１２年１２月時点の避難者数は１６万人、２０１９年１０月現在なお３万人以上の方々（県内避難者を除く）が故郷に戻れていません。戻った方や避難しなかった或はできなかった方々も含めて、多くの方々が故郷を奪われました。チェルノブイリ原発事故に学べば、今後の健康被害の懸念は拭えていません。

〈注３〉「被害者への損害賠償の迅速かつ適切な実施」と「原子力事業の円滑な運営の確保」とが掲げられていますが、その後今日までに見られる、賠償内容への数多くの異議申し立て、賠償や補償の打ち切りといった事例、また本文に述べる数多くの事例に照らせば、この目的の前者である「被害者への迅速かつ適切な賠償の実施」にではなく、後者にある「原発事業の運営の確保」、より明確に言えば「東京電力の救済」という側面が色濃くなってきていると言えます。私たちは、水俣病被害者に対して国やチッソが行ってきた酷いことを想起せずにはおれません。

〈注４〉要賠償額の推移は、原子力損害賠償支援機構（現在は原子力損害賠償・廃炉等支援機構）と東京電力によって、次のとおり報告されています。

２０１１年１０月『特別事業計画』で、１兆１０９億８００万円。

２０１２年　２月『特別事業計画』で、１兆７，００３億２，２００万円。

２０１２年　４月『総合特別事業計画』で、２兆５，４６２億７，１００万円。

２０１３年１２月『新・総合特別事業計画』で、４兆９，０８８億円。

２０１７年　５月『新々・総合特別事業計画』で、８兆４，６４１億７，７００万円。

〈注５〉支援機構法は民事法的な要素と公法的な要素がない交ぜになっています。原子力事業者（東京電力）の責任に基づく損害賠償を行わせることを原則としつつ（民事法的な要素）、その原子力事業者を、政府と、政府出資７０億円・原子力事業者等１２社出資７０億円で半官半民と言える支援機構とが援助する枠組みです。したがって、支援機構は救済援助を行う主体なのか、それとも援助を受ける客体かが判然としません。また、その支援機構と東京電力が『特別事業計画』を共同作成するので、「どこに責任があって」「それを誰がどう救済援助するか」が非常に分かりにくくなっています。さらに、大手電力会社各社が「一般負担金」の拠出を行ない、その「一般負担金」は電気料金として電気利用者（国民）から徴収され（中国電力と北陸電力は電気料金に含めず会社が負担している一方、九州電力・四国電力・関西電力・中部電力・東京電力・東北電力・北海道電力は電気料金に含めている）、加えて、「賠償負担金」という新たな負担金創設が目論まれ、さらに「責任の所在が分からない」ものとなっています。

〈注６〉金森絵里教授による『原発事故２２兆円の負担と債務認識』（「立命館経営学」第５７巻第５号）から引用させていただき、総合特別事業計画（２０１２）、新・総合特別事業計画（２０１３）、新々・総合特別事業計画（２０１７）のそれぞれにおける東京電力への救済援助のスキームを以下図示します。

見逃してならないのは、ここに記された（現時点２２兆円となっている）負担額が、「誰が誰に対して負うべき債務なのか」として明確化されていないことです。何となく「２２兆円要る」とされ、それが必要と思わせて、それをよく分からないかたちで、本来事故を起こした原子力事業者と利害関係者にではなく、国民に負担させているにも拘らず、一方では「事故の責任は原子力事業者が負っている。東電は１６兆円を負担している」のような喧伝がされています。

図表２　総合特別事業計画（2012）のスキーム

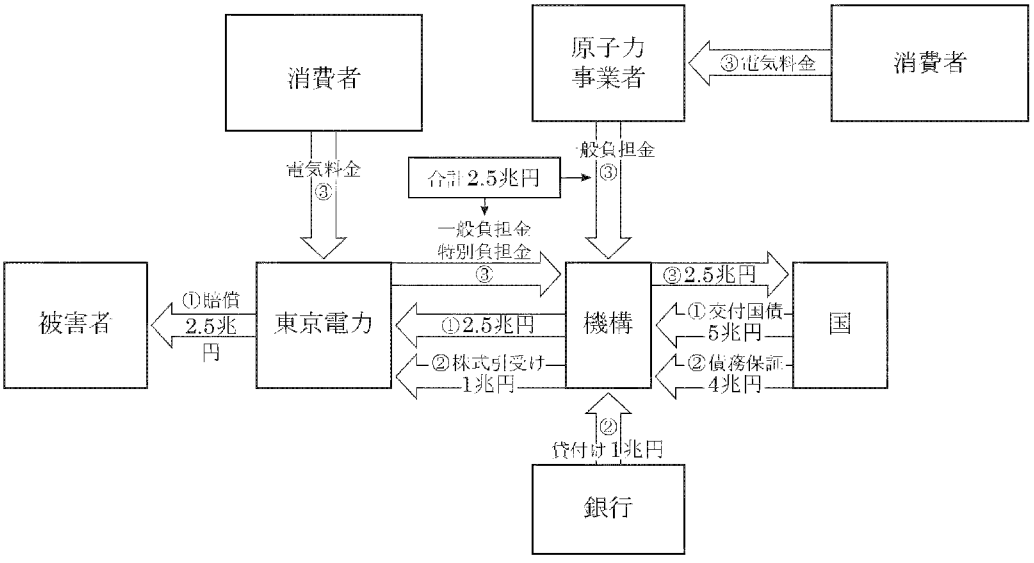

（出所）筆者作成

図表３　新・総合特別事業計画（2013）のスキーム

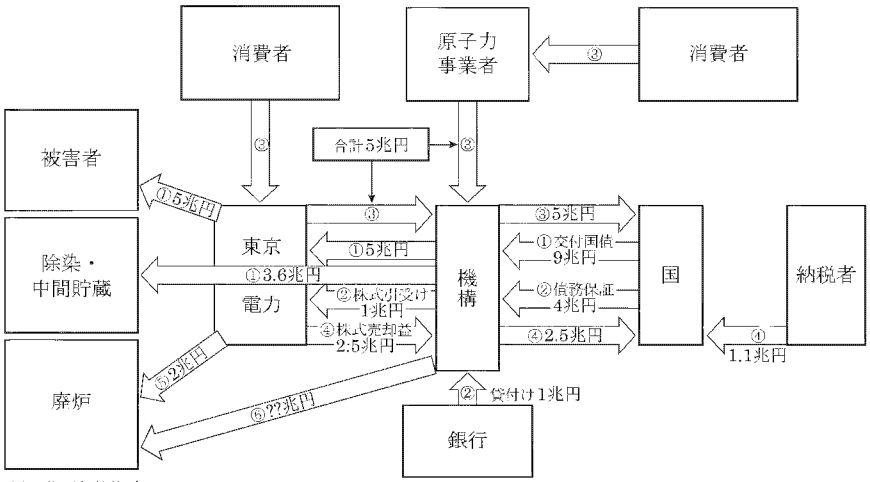

（出所）筆者作成

図表４　新々・総合特別事業計画（2017）のスキーム

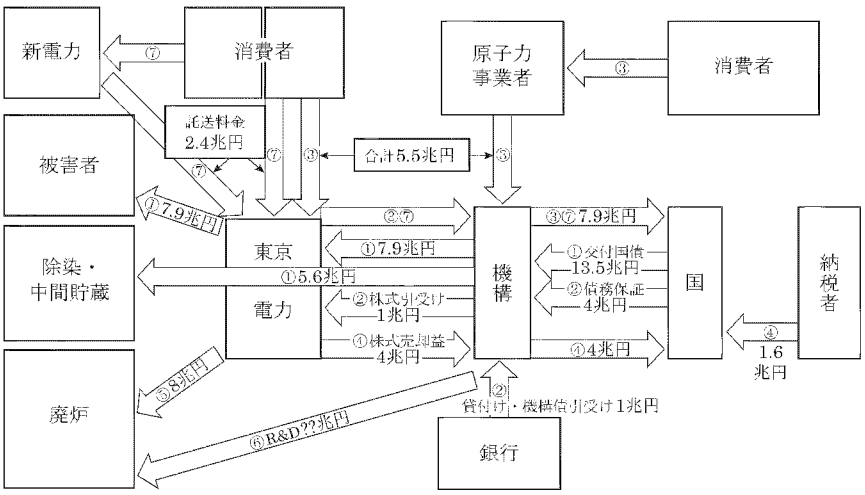

（出所）筆者作成

〈注７〉ここで言う「原子力事業者」とは、東京電力に加え、沖縄電力を除く全国の電力各社（九州電力・四国電力・中国電力・中部電力・北陸電力・東京電力・東北電力・北海道電力及び日本原子力発電・日本原子力燃料）を指しています。２０１１年ないし２０１５年の各社の一般負担金額とその配分率は下のとおりです。２０１６年以降２０１８年までずっと２０１５年と同額で、総額が１，６３０億円です。

一般負担金総額の内訳

（百万円）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	負担金率（%）	小売料金原価算入
北海道電力	3,260	3,803	6,520	6,520	6,520	4.0	2013年度～
東北電力	5,355	6,247	10,709	10,709	10,709	6.6	2013年度～
東京電力	28,370	38,820	56,740	56,740	56,740	34.8	2012年度～
中部電力	6,210	7,245	12,421	12,421	12,421	7.6	2014年度～
北陸電力	3,032	3,537	6,064	6,064	6,064	3.7	－
関西電力	15,762	18,389	31,524	31,524	31,524	19.3	2013年度～
中国電力	2,095	2,444	4,189	4,189	4,189	2.6	－
四国電力	3,260	3,803	6,520	6,520	6,520	4.0	2013年度～
九州電力	8,460	9,870	16,919	16,919	16,919	10.4	2013年度～
日本原子力発電	4,262	4,973	8,525	8,525	8,525	5.2	（各電力会社の電気料金の内数）
日本原燃	1,434	1,673	2,869	2,869	2,869	1.8	
合計	81,500	100,604	163,000	163,000	163,000		

〈注８〉ここで言う「設定事業者」とは、東京電力を指しています。

〈注９〉支援機構の第８期損益計算書は次のとおりです。

【機構の財務③】

第８期決算　損益計算書

自　平成30年4月 1日
至　平成31年3月31日

単位：億円

（経常収益）	
・資金援助事業収入	
一般負担金収入	1,630
特別負担金収入	500
政府交付金収入	470
交付国債受贈益	6,848
・事業外収益	4
経常収益合計	9,453
（経常費用）	
・資金援助事業費	6,848
・事業諸費	
調査費用等	2
外部委託費	5
・一般管理費	19
・事業外費用	3
経常費用合計	6,881
当期経常利益	2,572
税引前当期純利益	2,572
当期純利益	2,572

・資金援助決定額　6,848

・機構債発行費　3

・利益処分 国庫納付　2,572

（注）計数毎に単位未満切り捨てのため、計において一致しない場合がある。

損益計算書から、①賠償費用に充てるために交付国債受贈益６，８４８億円の収入があり、ここから資金援助事業費（賠償に充てるお金です）６，８４８億円の支出がある、②一般負担金と特別負担金の収入計は２，１３０億円であり、事業諸費と一般管理費と事業外費用の支出計は２９億円である、③収支差引きで経常利益が２，５７２億円となり、税金納付の有無は不明で、純利益２，５７２億円が利益処分として国庫納付されていることが分かります。

〈注１０〉２０１９年７月『原子力損害賠償・廃炉等支援機構説明資料』３８ｐより。

＜参考＞必要資金の全体像

	過去分	今回の負担増	新々・総特の枠組み	合計
総額	**8兆円** （2兆円）	**8兆円** （5.4兆円）	**6兆円** （3.6兆円）	**約22兆円** （11兆円）
資金源	東電HD			東電合計
原資	8兆円 廃炉等積立金	4兆円 一般負担金 特別負担金	4兆円 機構保有の東電HD株式売却益	約16兆円
	約5,000億円／年			
不足額の借入	－	4兆円	－	**4兆円**
利息分	－	0.24兆円	－	**0.24兆円**
国			2兆円	**2兆円**

※ 括弧内の数字は、新・総特策定時の想定

東電改革提言に基づき東電HD作成

（出典）東京電力ホールディングス株式会社「新々・総合特別事業計画（第三次計画）の概要」（2017年5月18日）2頁

上の表では「大手電力が４兆円を負担」となっています。これは東京電力以外の各社からの一般負担金額を指します。〈注７〉表から、２０１８年まで８年合計は１兆１６０３億円で、単純計算では、あと２４年間これが続けば４兆円になります。しかし、これも中国電力と北陸電力を除けば「大手電力が負担」ではなく、「電気利用者（国民）が負担」しています。「新電力が０．２４兆円を負担」というのが「賠償負担金」による新電力負担を指します。まだパブコメ実施や経済産業省令による決定の前に、東京電力と原子力損害賠償・廃炉等支援機構による「総合特別事業計画」中には既定のものとなって盛り込まれていることを示しています。

〈注１１〉公益社団法人日本経済研究センターが２０１７年３月に「５０～７０兆円」を発表しました。これと政府発表（２２兆円）の違いは、事故炉廃炉費を実態に即して算定したことです。政府発表が１９７９年のスリーマイル島原発事故炉をモデルにしていて、それはあり得ないというものでした。放射能汚染水の増加を踏まえ、２０１９年３月には「３５～８０兆円」と増えています。なお「３５兆円」というのは、廃炉の見送り（いわゆる“閉じ込め”）を決断した時の額です。

〈注１２〉本文では省略していますが、〈注１０〉のとおり、被害者への補償、事故炉廃炉に加えて、放射能の除染・汚染土や放射性廃棄物の中間貯蔵の２つが事故対処となっています。これら対処費用見積りの増加変遷は、次のとおりです。

	（被害者賠償）	（廃炉）	（除染・中間貯蔵）	（合計）
2011.10	１兆　１０９億円			１兆　１０９億円
2012. 2	１兆７００３億円			１兆７００３億円
2012. 4	２兆５４６２億円	１兆円		３兆５４６２億円
2013.12	４兆９０８８億円	２兆円	３兆６０００億円	１０兆５０８８億円
2017. 5	８兆４６４１億円	８兆円	５兆６０００億円	２２兆　６４１億円

〈注１３〉後述のとおり、廃炉に関わる会計ルールが、２０１３年以降、法に基づかず不当に捻じ曲げられました。大事故を起こした１Ｆ事故機と全国の商用原発とを比較対照しながら見ていく必要があります。

〈注１４〉中部電力の浜岡原発１、２号機は２００８年に廃炉決定、３０年かけて廃炉を行うとされています。費用は各々３７９億円、４６２億円と見積もられています。進捗の様子は毎年の有価証券報告書に記載されています。この決定に際して、中部電力は２００８年決算で、特別損失１，５３６億円（発電設備損失５３６億円、発電設備解体４８０億円、原子燃料損失処理５２０億円）を計上、自社負担しました。

〈注１５〉使わなくなった原発を実際には廃棄するのに、会計上は廃棄とせずに資産として、その後３０～４０年間の廃炉期間中、積立金で不足する費用を電気料金を通して電気利用者から徴収しつづけるようにする、というものです。

〈注１６〉２０１３年委員会報告では、さすがに原子力発電のみに使ってきた施設は資産とせず特別損失の対象とするとしていました。それが２０１５年報告では、「全ての」施設や、使用済核燃料さえもが資産化されるようになりました。

〈注１７〉それまでにも使用済燃料再処理や放射性廃棄物処分等の費用については、後になって制度が設けられ、原発事業に不利とならないようにすることが繰り返されていました。そうした中、後ほど見るとおり、「過去分」なる費用負担の押付けも恣意的に行われ、２０１６年にはその捏造すら生じました。

それにしても、廃炉に関わる会計制度の捻じ曲げは、原発優遇の歪みの極みです。なぜならば、「会計」制度を変えれば幾らでも事業に関わる当事者間の財産を転移できるからです。だからこそ会計には透明と公正が求められ、社会はそう歩まねばならないにも拘らず、「廃炉会計制度」は、会計の大原則と言える“不要となった施設は使ってきた事業者が責任をもって廃棄する”というルールを、“不要となった施設を資産としてそれによって事業者がお金をもらう”に変えたのです。原発事業者（電力会社）、その経営者と利害関係者（株主、社債所有者、金融機関）ではなく、本来負担を負わせてはならない電気利用者（国民）から何十年もの間お金が吸い取られることが簡単に出来るようになったのです。

〈注１８〉玄海１号機は２０１５年に廃炉決定。廃炉にかかる期間は２０１７年から２０４３年度まで２６年間。費用見積り３６５億円、９割超の３３８億円を２０１７年までに積み立てており、残る約２６億円を２０１７年から８年かけて引当てする計画（この部分が新しい会計制度によるもの）ということです。２号機は２０１９年に決定。廃炉期間は約３０年間。費用見積り３６５億円（今後金額増える可能性あり）、９割３１６億円を引当て済み。解体後の低レベル放射性廃棄物の処分場所が未決定で今後探していく、ということです。

〈注１９〉２０１６年９月８日毎日新聞『廃炉費　新電力も負担　政府調整、料金に上乗せ』『大手の救済色濃く　利用者の反発必至』がそれです。以下全文を記します。

「政府が原発の廃炉や東京電力福島第１原発事故の賠償を進めるため、大手電力会社だけでなく、新電力にも負担を求める方向で調整に入ったことが７日、わかった。電力自由化で大手電力から新電力に契約を切り替える消費者が増えた場合、原発の廃炉や原発事故の賠償にかかる巨額の費用を賄えなくなる可能性があるためだ。だが、本来は大手電力が負担すべきコストを国民全体に求めることになり、議論を呼ぶのは必至だ。

現行制度で原発の廃炉は、原発を保有する大手電力が自社の電気料金から費用を回収することになっている。福島第１原発事故の賠償は、東電が国の認可法人「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」から必要な資金の交付を受け、大手電力が負担金を同機構に納付している。

政府が導入を検討している新制度は、原発を保有する大手９社だけでなく、新電力にも廃炉や福島原発の賠償費用を負担させる仕組み。新電力各社は電気料金

に上乗せして回収するため、契約者の負担が増すことになる。政府は事故を起こした福島第１原発のほか、全国の原発が廃炉になった場合の費用と、同機構を設立する前にかかった福島原発事故の賠償費用の合計を約８兆円と試算。家族３人の標準家庭モデルで月額数十円から２００円程度の負担を想定している。

しかし、新電力の契約者に原発の廃炉や東電の賠償費用を負担させることは、大手電力と新電力との競走を促すことで料金引き下げにつながる電力自由化の趣旨に反し、原発を抱える大手電力の事実上の救済策と言える。

政府は総合資源エネルギー調査会（経済産業相の諮問機関）の下に小委員会を設け、新制度を議論し、年末までに一定の方向性を出した上で来年の通常国会に電気事業法の改正案を提出する。」

「政府が原発の廃炉や東京電力福島第１原発事故の賠償を進めるため、大手電力会社だけでなく、新電力を含むすべての電力会社に費用負担を求める背景には、４月に始まった電力小売りの全面自由化がある。電力自由化で大手から新電力に切り替える消費者が増えた場合、巨額の費用がかかる原発の廃炉や事故の賠償に支障をきたす可能性があるためだ。ただ、政府案は大手電力への救済策の色彩が強く、新電力各社や消費者から反発の声が上がりそうだ。

原発の廃炉にかかる費用は、１１０万キロワット級の原発で５７０～７７０億円程度とされる。これは５０万キロワット級の火力発電所の廃炉費用３０億円程度と比べて１５～２０倍超と巨額で、電力会社の経営の重しとなっている。原発を保有する電力大手各社は、原発の廃炉に備え、必要な費用を「原子力発電施設解体引当金」として、電気料金に上乗せして徴収している。

経済産業省によると、国内の原発の廃炉に必要な見積額は電力１０社（大手９社と日本原子力発電）の合計で２兆８２００億円。このうち２０１３年３月末時点で１０社が解体引当金として積んでいたのは１兆５８００億円で、引当率は５６％だった。その後も１０社は引当金を積み増ししているものの、電力全面自由化で将来、徴収が進まない可能性もある。

大手電力から新電力に切り替えた契約数は７月末時点で約１４８万件と全体の約２．４％に過ぎないが、将来的には拡大するとみられている。

そこで今回、政府が考えたのが、大手電力会社だけでなく、新電力を含めたすべての電力会社に廃炉や賠償の負担を求める案だ。新電力に切り替えた消費者も、過去には大手電力が原発で発電した電力を使っており、「過去に大手電力の電気を利用した需要家（消費者）と、電力自由化後の需要家の間に負担の公平性が損なわれてはならない」というのが政府側の言い分だ。

しかし、福島の原発事故を教訓に、再生可能エネルギーによる発電比率の高い新電力を選んだ消費者もいる。すべての契約者に負担を求めるとなれば、原発のない沖縄県の消費者にも廃炉費用を負担してもらうことになる。制度的な矛盾は否めず、消費者から「原発のコストは大手電力が負担すべきで、すべての国民に転嫁するのはおかしい」などといった反発が強まる可能性がある。

原発をめぐる政府の主張と問題点

＜政府＞

・　電力自由化で大手電力は廃炉や福島原発事故の費用を回収できなくなる恐れがある。
・　新電力に切り替えた消費者も、過去には大手電力が原発で発電した電力を使っている。
・　原発の廃炉や事故の賠償を円滑に進めるには、新電力を含むすべての契約者に負担を求めるべきだ。

＜消費者や有識者＞
・　廃炉や賠償の費用は大手電力が経営努力で電気料金から回収すべきだ。
・　廃炉や賠償の費用を入れても原発は安いと言っていた主張と矛盾するのではないか。
・　原発のない新電力や沖縄県の契約者が費用を負担するのはおかしい。大手電力の救済ではないか。」

〈注２０〉軌道修正された一つは、「政府は総合資源エネルギー調査会（経済産業相の諮問機関）の下に小委員会を設け、新制度を議論し、年末までに一定の方向性を出した上で来年の通常国会に電気事業法の改正案を提出する」と記されている箇所です。つまり、当初政府はこれを電気事業法の改正として行う考えであったようです。その後政府は、この制度化を電気事業法改正の議論を経ず、経済産業省令改定をもって行ないました。

もう一つは、事故原発とそうでない原発の廃炉を分けたことです。全国の一般原発は「廃炉円滑化負担金」の適用を受けるが、反発を避けるべく、１Ｆ事故原発には直接「廃炉円滑化負担金」を適用させないとなりました。しかし後ほど見るとおり、１Ｆ事故機も託送料金制度を介して巧妙に新電力とその利用者に負担を求める当初の考えが貫いています。

〈注２１〉以下の記事です。

２０１６年１１月３日日経『新電力にも原発コスト　賠償・廃炉費大手で賄えず消費者に負担転嫁も』

２０１６年１２月２５日西日本『福島第１事故　九電利用者　重い賠償負担　原発依存度の高さ反映』。

２０１７年１月１０日毎日『福島原発費用「託送料」に上乗せ　政官で国会審議逃れ』『福島原発の費用負担　経産省　託送料に執着　世論反発　廃炉に活用は断念』。

２０１７年２月３日毎日『原発賠償・廃炉費の転嫁』。これはこの制度化を検討した有識者委員の東京大学松村敏弘教授を含む人々へのインタビュー記事です。

２０１７年２月１５日朝日『２１．５兆円　私も払う？』。これも賛否両論のお２人へのインタビュー記事です。

２０１７年２月２７日朝日『福島原発賠償費、電気代での負担額は　１世帯あたり試算』。

〈注２２〉この関係を物語るように、東京電力改革・１Ｆ問題委員会の委員１０名中６名が支援機構の運営委員と重なっています。

〈注２３〉この「送配電部門」が、託送料金部門です。ここに記された「送配電部門の合理化分を充てる」とは、つまり「効率化して託送料金を引き下げるべきところを、そうせずに廃炉費用に充てる」ということです。どういう意味かというと、当初案の「１Ｆ事故機廃炉費用も託送料金として新電力と利用者にも負担を求める」への反発が強く、それは無くなるのですが、１Ｆ事故炉廃炉費用をどうするかについて、東京電力の送配電部門の経営効率化を進め、進んだ分は本来託送料金を値下すべきだがそうせずに、そこから事故炉廃炉費用をつくるというやり方です。「廃炉円滑化負担金」が直接的に新電力と利用者に負担を求めるのと外見は異なりますが、根元の発想は同じで、新電力と利用者からお金を持ってくるという考えです。

〈注２４〉後述のとおり、この点のみが、２０１７年４月からの第１９３国会で「原賠・廃炉等支援機構法の改正」として扱われました。

〈注２５〉次のおかしさがあります。東京電力は本来は破綻状況であったものの、支援機構法によって資金救済を受けています。その負担は事実上電気利用者（国民）がしており、また支援機構による株式取得状況から、事実上国有化されている状況です。これは「会社更生法適用案件以上の深刻さだ」と自ら認めています。

「除染の費用は東電株式売却益を充てる」というのは、そうした東京電力の株価が上昇し、除染費用（４兆円）の売却益を得るという考えです。そうした考えは倫理的にも許容できません。なぜならば本当は破綻によって株価毀損の責任を取るべき株主が株価上昇で多大な利益を手にするというものだからです。現実的にもそんな東京電力の株価上昇はあり得ないことでしょう。この４兆円は、「１Ｆ対処費用に東京電力は１６兆円の責任をもっている」と喧伝される一部ですが、もし現実化しなかった時は、そのお金は国民がまた負担させられるのでしょうか。

〈注２６〉「中間貯蔵費用は、エネルギー特別会計による財政措置を講じる」というのは、この費用（２兆円）を税金投入する意味です。現政府によって、支援機構法第６８条（政府による資金の交付）に基づくものとして行なわれました。同規定は「政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、機構の業務を適正かつ確実に実施するために十分なものとなるように負担金の額を定めるとしたならば、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。」となっています。明白な国民負担（税金が２兆円そこに投じられた）が、果たしてそうした熟慮と情報明示のうえなされたのか、はなはだ疑問です。

〈注２７〉２０１６年１２月２０日に閣議決定されたこの指針中、「賠償、除染、廃炉等に関する中長期的かつ安定的な対応」（２３～２７頁）として、その費用負担や回収の基本枠組み、東京電力の取組み（『東電改革宣言』を踏まえた東電の経営努力）、国の行う環境整備（『東電改革宣言』を踏まえた事故炉廃炉積立制度創設や汚染水対策と『電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ案』を踏まえた託送料金による賠償負担金回収制度を創設すること等）が記されています。

〈注２８〉２０１７年２月７日に経済産業省より「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正する法律案」を閣議決定し、第１９３国会に提出する旨の発表がありました。改正提案の内容は「事故機の廃炉積立金制度を創設すること及び対象事業者に立入調査を行うこと」というものでした。

この審議は、衆議院３月３０日、４月５日、７日、１２日、参議院４月１７日、２５日、２７日、５月７日と行われています。法改正案に含まれていないものの、〈注２７〉の閣議決定に盛り込まれていた「託送料金による賠償負担金回収」に対する反対意見が多数出されていることが議事録からうかがえます。私たちが疑問に思うのは、それは支援機構法改正案には盛り込まれず、一方、経済産業省が力説する電気事業法改正でもなく、まして、新たな国民負担に関する法案としても出されていないことから、反対意見と答弁の応酬で終わり、意思決定と判断はもっぱら政府（経済産業省）によってなされることができた、ということです。

〈注２９〉「電気事業法施行規則等の一部改正」として示されたものは、「一般送配電事業者（大手電力会社の送配電事業を受け持つ部分。２０２０年４月の電力全面自由化によって発電事業者部分と小売事業者部分の三つに法的分離が予定されている）が、その接続供給の相手方（大手電力会社に託送料金を支払って送配電網を利用する新電力事業者）から賠償負担金と廃炉円滑化負担金を回収し、それを原子力事業者（大手電力会社の発電事業を受け持つ部分）に払い渡さなければならない。」とするものでした。そのために電気事業法施行規則・電気事業会計規則・電気事業託送供給等収支計算規則・みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則・みなし小売電気事業者部門別収支計算規則を改正するという内容でした。

〈注３０〉２０１７年９月１５日に「意見募集結果」が公表されました。私たちも、この改正案への反対意見を届けました。全国から、ほとんどが反対という５３３件の多様な視点の意見が届けられました。それらへの経済産業省の応答は「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっていることを踏まえ、『全ての消費者が広く公平に負担すべき費用』という考えのもと、現行の電気事業法に基づき、適正性・透明性を確保しつつ、適切に措置を講じる」というものでした。様々な意見に具体的には何も答えませんでした。

〈注３１〉さすがに経済産業省も、賠償負担金や廃炉円滑化負担金は「例外的な措置であ

る」ことは自認していて、２０１９年５月私たちとの意見交換の場〈注３２〉でも何度も「このことは国民にしっかり情報公開する」と述べていました。しかし、２０２０年４月に施行され、国民負担が始まるこの制度について、いまだに官報でしか国民は知ることができないという在り様です。普通の人は官報など見ません。電力会社も含めて、この負担に関わる情報発信は皆無の状況です。これで「これを国民にしっかり情報公開する」と言えるのでしょうか。

〈注３２〉経済産業大臣へのお尋ねと陳情は大要７点で、次のやり取りとなっています。以下、長くなりますが１から７まで項目順に掲載します。

１．【賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せする根拠に関して。改訂省令「電気事業法等施行規則」第４５条の２１の２第１項及び第４５条の２１の５にある「一般送配電事業者は、当該通知に従い、賠償負担金（廃炉円滑化負担金）をその接続供給の相手方から回収しなければならない」等についての電気事業法上の根拠規定の有無とその如何について】

１８．０３．０９『お尋ね』

「これはおかしい」というパブコメ意見への回答に遍く記された「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る制度となっている」という電気事業法上の根拠規定は何か？（１～４ｐ）

１８．０６．０４『回答』

託送料金の電気事業法の規定は２０００年小売部分自由化の際に設けた。当時の審議会で、公益的課題の負担は「すべての需要家が公平に負う」となった。自由化の進展で原発事故の賠償費用を負担しない消費者が増えている。福島復興を支える観点と消費者間の公平性を勘案し、審議会で決まった。（１ｐ）

１８．０６．２６『お尋ね』

その電気事業法上の根拠規定はあるのか。二回の審議会の名称と報告書を開示いただけるか。（１～２ｐ）

１８．１２．２８『回答』

一般送配電事業者の託送供給約款の認可は電気事業法第１８条に定めている。審議会は１９９１年１月「総合資源エネルギー調査会電気事業審議会基本政策部会報告」及び２０１７年２月「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会」である（１ｐ）。両負担金は、電気事業法に基づき、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業省令７７号）で必要な措置を講じている。（２ｐ）

１９．０１．１０『陳情』

両負担金を託送料金に上乗せして徴収できるとする根拠規定はない。電気事業法第１８条１～８項は「託送料金は、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、ユニバーサル料金など全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることが出来る」の根拠規定と読めない。また「両負担金は、電気事業法に基づき、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済

産業省令７７号）で必要な措置を講じている」と言うが、仮にこれが電気事業法第１８条７項（他の法律の規定により支払うべき費用額の増加に対するものとして省令で定める場合は、料金その他条件を変更できること）の適用を意味するならば、前提となる「他の法律の規定により」が欠落している。これらは憲法２９条や８４条に照らして問題はないか。（１～２ｐ）

１９．０３．２９『回答』

審議会における公開の議論の結果、結論に至ったものである。

１９．０５．２３『意見交換の場』

〈私たちからのお尋ね〉

（ア）２０２０年４月の２つの負担金の託送料金への上乗せを行なう根拠規定は、電気事業法第１８条なのか否か。

（イ）「両負担金は、電気事業法に基づき電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業省令７７号）で必要な措置を講じている」というが、それは電気事業法第１８条７項を意味するのか。その場合、前提となる「他の法律により」が欠落していないか。

（ウ）なぜこの２つの負担金は法律で決めないのか。

（エ）「各負担金について、①経済産業大臣の承認、②その際の原子力事業者からの額の申請、③経済産業大臣からの承認後の一般送配電事業者への通知、④一般送配電事業者からの新しい託送料金の申請、⑤経済産業大臣の認可、⑥一般送配電事業者の約款変更、⑦一般送配電事業者から接続供給相手への通知、⑧徴収実施、までの具体的な内容と順序を教えてほしい。実施された場合、一般送配電事業者から接続供給の相手への請求書に両負担金をそれぞれ明示させるのか。

（オ）仮に一般送配電事業者の判断で接続供給相手からの徴収をしない場合、その一般送配電事業者へのペナルテイやその禁止命令などはあるのか。

〈経産省からの応答〉

（ア）電事法第１８条が一般送配電の託送の供給約款の経済産業大臣の認可規定なので、法律上の根拠は１８条である。

（イ）１８条の７項と今回の措置とは直接的な関係はない。

（ウ）１８条に基づいて経済産業大臣は託送供給約款の申請があれば認可をし、認可基準も記載しているので、現行法令で今回の措置は対応できる。

（エ）負担金についての一連のプロセス、経済産業大臣の承認とか、そのための申請とか、その後の一般送配電事業者からの申請といった、そのプロセスに沿って、まず原子力事業者が賠償負担金、それから廃炉円滑化負担金をどういう風に額を定めるかとか、賠償負担金であれば、この後の質問にもある上限２．４兆円というその算定の根拠というものは審議会等でも議論いただいている。そういった考え方に基づいて、原子力事業者が経済産業大臣に申請をするもので、この省令自体は２０２０年の４月１日施行で、当然ながらまだその申請というものは来ていないので、それの申請の内容について、今コメントすることは困難だが、その承認

を以って経済産業大臣は各一般送配電事業者に通知する。それを受けた一般送配電事業者がその額を自分たちの託送料金の原価に算定する。それから経済産業大臣が、仮に値上げであれば、さらに認可をする。現行法令上、値下げであれば届出をするという規定があるので、通常そういった認可申請、あるいは届け出のプロセスに入っていく。以上が⑥までの話。⑦以降も、一般送配電事業者が、この賠償負担金に限らず、情報公開の在り方というものは、当然法令やガイドラインに定められているので、その規定に基づいて、その範囲内でしっかりと情報公開を行っていく。経産省としても、ご案内の通り、今回のこの賠償負担金や廃炉円滑化負担金が相当程度例外的な措置なので、透明性の確保や説明責任はしっかりと果たしたい。⑧徴収実施、これの意味するところ次第だが、託送料金は認可料金なので、一般送配電事業者の収支であるとか財務計算の結果は、経産省は定期的に把握している。その中で把握、確認をしていく。請求書明示は、⑦と同じで、法令やガイドラインの規定の中で、当然相手方に対して情報公開をやる。国としても当然今回の処置についてはしっかりと透明性の確保を図っていきたい。

（オ）今回の賠償負担金とか廃炉円滑化負担金の一連のプロセスに特化した罰則とか罰則規定はない。電気事業法の中で、規制下にある一般送配電事業に対して一般的な業務改善命令や一般的な監督権限を持っているので、その中で確認を行なう。

〈受けてのやり取り〉

グ：（ア）について、１８条の何項になのか。

経：１８条１、２、３項である。

グ：よくわからない。通常、適正な原価とは運営にかかる経費のこと。今回の負担金の２つは、一般送配電事業そのものの運営に関わる経費でない。

経：託送料金が最初に設定された２０００年電力自由化が始まった時に、託送料金を議論審議したなかで、広く公平に需要家から負担を求めるべき費用はこの託送料金の中で負担していただくのが適切である、と整理されている。例えば既存のもので言えば、バックエンドの再処理の過去分と呼ばれている部分とか、まさに今回のこういった措置、こういったものはその考え方に合致するものであるという風に整理がなされている。ただ、そうはいってもなかなか世の中的には、多少例外的な措置ではあると考えている。そういった説明責任とか、透明性の確保には対処したい。

グ：根拠規定は、電気事業法１８条と、今回電気事業法施行規則の一部改正する省令の４５条の２１の２及び５を追加して、賠償負担金を原価算入、回収しなければならない、上乗せが認められるという考えなのか。

経：そう。加えて、託送料金の供給約款算定規則でも料金算定を定義づけている。料金計算はその算定規則に基づく。賠償費用だけでなく、修繕費とか減価償却とかあらゆる費用がそうで、その中の一つに位置づける。

グ：（エ）について、上乗せに際して、事前に国民に対してはどういうよう

な周知の方法を考えているのか。
経：国民に対してか。約款を変更した時にはその何日前に周知するであるとか、そういった規定が定められている。事業者でも、ガイドライン等で、しっかり約款内容は情報公開しなければいけないと定められている。そうした中でしっかりと情報公開をしていきたい。
グ：一般送配電事業者が約款改定に伴って情報提供をすると思うが、経済産業省とか国が積極的にすることは考えていないのか。
経：この負担金のみならず電気料金の透明性や情報開示というのは日頃、まさにこういう場もそうですし、常日頃、真摯に対応するのはもちろん。ホームページでそもそもの電気料金の仕組みでしっかり公開していくとか。まさに電源開発促進税とかバックエンドの費用とかを託送料金の中の全体はこうで、その中にはこういうものが入っていますということは不十分と言われてしまえばそうだが、経産省としてはしっかり、ちゃんと明記をしているものだし、今回の措置については、しっかり情報の透明性というものを努めていきたい。
グ：この施行規則４５条の２１の２とか４、５とかは、こういう改正があったということは、経済産業省のホームページで記載されているのか。
経：パブリックコメントするときには当然記載される。
グ：パブリックコメントの時はそう。
経：これはまだ施行がされていない条文、施行されれば、経済産業省の法令施行一覧とかそういったものの中に新しく変わったものを載せていくことは当然のこととしてやる。
グ：施行する来年４月１日前に周知することは考えていないのか。
経：約款変更の申請があれば、受理したとか、そういった時にはホームページ等で開示している。
グ：約款申請とは、具体的に託送料金の変更申請があった時点という意味なのか。
経：はい。申請というとそうだ。
グ：２つの負担金を託送料金に入れることを決定したのが電力システム改革貫徹のための政策小委員会だったと思うが、平成２９年の２月に中間報告を出されてそれ以降開かれていないようだが、ここで決められたことについて、質問主意書が平成３０年５月に出ていたと思う。それにもうすでに「施行規則というものでやっていく」と答えているが、この流れが理解できない。中間とりまとめで決められたことが、法律でなくて内部の規則で決められたことについて、約款が申請されるまでは国民には一切知らせないという、そういう形なのか。
経：一切知らせないのかと言われてしまうと。そんなつもりは毛頭ない。先週、国会の場で、一連の質疑の中で、賠償の過去分というものを託送料金でやることについて、改めて必要性だとかそういったものを問うというようなことをご質問されて、この場でお答えしているような内容だが、こ国

会の場で答弁している。「託送料金って何なのか」という質問は日々頂戴している。やや受け身かと言われるとあれだが、しっかりそういった説明責任を果たしていくのは当然であると考えている。この説明が不十分だと言われれば、その意見は真摯に受けとめたい。

グ：結局、改正された施行規則はどういう内容かを見るのは、官報を見る以外に方法はないのか。

経：今この瞬間はそう。

グ：情報開示を積極的に進めていきたいことからすれば、パブリックコメントはその前の案の段階だから、出来たものについて、こういう風になると、官報に載っている段階で施行日ももう決まっているのだから、何月何日からこの内容が施行されることを、例えばホームページで告知することをやった方がむしろ良いように思うが、そのあたりはいかがなのか。

経：今この場で、こうすると答えるのは、組織なので、約束できないが、意見はしっかりと共有したい。

グ：情報公開の話が出ているが、誰に向かってそのことを伝えたいと思っておられるか。

経：電気料金なので、電気を使う方にはしっかりと知っていただく必要というのは当然あると思っている。

グ：ガイドラインに則って説明責任を果たしていく透明性確保を図っていかれると言われるが、私たち、こうやって問題意識をもって知りたいと思った者はいろんなことを調べるとか、アンテナを張って知ることができたことだが、一市民に情報が届いているかはとても疑問に思っている。誰のためのガイドラインかをしっかりと感じていただきたい。

経：おっしゃる通り。

グ：（ウ）について、現行体系上法律にせずとも省令でできるという判断ということだった。実質、電気利用者、国民全部が負担するお金、それなのに税金という形をとらなくていいと考える具体的な根拠はあるのか。

経：税金でやるべきではないか、ということか。

グ：ありていに言えば、省令で決めず、何々法というのを決めて福島の賠償を支えるとか廃炉を円滑にすすめるというための再エネ負担金みたいな法律を定めるような考えは取らないのか。そうしたら、電気を利用する国民皆の負担になるということで、審議の段階から皆が知ることになるし、それでいいかどうかは皆が選んだ国会議員が決めることになるから、それが自然のような気がする。皆に知らせる、知ってもらうという点から言ったら、こんな風に、隠れてこそっと省令で決めて、こそっといつの間にか載せると批判的に思う人はみんな言う。私もそう思っている。ということで、現行体系上、省令でできるという判断があるということはわかったが、その根拠はあるのか。

経：一つは、法律でやりたくなかったからということでは全くない。税という事で広くやったらということも選択肢としてはあると思うが、今回の賠

償、特にこの賠償負担金の措置は、議論があると思うが、今の規制料金は電気料金の性格上、過去、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法という制度がなかった、その背景には「だってそんな事故は起こらないでしょう、そんな賠償が高いものはならないしょう」と、ある意味の安全神話があった。それについては政府、国としては真摯に反省すべきものなのだと思う。
その先で、原子力発電でずっとやって、安い電源というか、ある程度利益を受けていた、そういった過去の負担というものを今後どう回収、負担をお願いしようとか議論をしたとき、税金でやろうとすると、全国で一律的に一人いくら払いなさいと、そういった負担になって、負担のお願いの仕方になってしまう。それを電気料金という手法でやれば、電気を使っている量に応じて負担をするというという、この利益と負担の関係というものが、１００点には絶対ならないが、税に比べて、相対的に回収の方法としては適切なのではないかという政策判断が一つある。その上で、では電気料金でやるとしたとき、法改正が必要なのか、現行法の中でできるのかというのが次の議論になってくると思う。その中で、これまで成立してきた現行法の整理で対応可能であると考えて、今の措置をしたと。

グ：「税金だと広く国民に平等に」ということだが、税金の中には消費税のように、もしくは経産省の監督される軽油引取税とか揮発油税だとか、使用量に応じて取る税金とかがある。だから電気料金についても電気の使用料に応じて徴収する税金は可能だが、そういうことは検討しなかったのか。

経：納税者は、軽油引取税では事業者じゃないかと思うので。自分の畑でないので違っているかもしれないが、軽油引取税は我々国民が負担しているのかというと、あれは軽油を使用した社が負担しているものだと思っていて。電気事業者においても軽油引取税のようにそれぞれ負担に応じて乗せるのではあれば、結局電気料金に乗ってしまうのかなと。

グ：結局あれは要するに、軽油のディーゼルの使用料に応じて税がかかってくるが、使用量に対して一律に税金がかかるから最終的な誰が納税義務を負うかで言えば、最終的な負担者は消費者だと思うが。本件も似ていて、負担金の負担を負うのは直接的には一般送配電事業者で、それで一般送配電事業者がその負担を消費者に転嫁するという形なので、軽油引取税で見られる蔵出し税制式にすごく似ている。そう考えると、同じように税金という仕組みを取ったとしても、同じような回収はできるのではないか。いわゆる消費量に応じた負担というのはできると思う。

経：要は、国民一人一人に毎月の電力消費量を示せばいいじゃないかと。やろうとしていることは多分そういう事だと思っていますけれども。電力消費量を、電気料金と回収の仕組みとしてはやや複雑になるかなと思うが。

グ：でも、今も電気料金で消費税をとっている。

経：電気料金に対して。あれは電気の使用料には関係ないと思うが。

グ：電気料金に対して。だから、これも別に電気料金に対して取るという形を取れば、同じ様な考え方は十分にできる。電気料金は使用料と必ずしも

イコールではないのは一緒で、それをどういう風に取るかというと取り方はいろいろあると思う。だから託送料金に比例して取るという形であれば十分可能なので。税としての徴収は不可能ではない気がする。

経：直感的な意見で、エネ庁としての公式見解ではないが、たぶんそれをやるとすれば個人情報の関係であるとか、俺はそんなのに入りたくないだとか、超えるべき課題はかなり多い気がする。まさに税務申告の中で自分はこの一年間何ｋＷｈ使ってきたとか。

グ：軽油引取税や揮発油税の時も、誰がガソリンや軽油を何リットル使ったかは、国は直接把握せず、それを売ったガソリンスタンドなりに支払うので、事業者の方で全部伝えることになり、事業者の総体として売ったのはこれだけですと。それに対して税金がこれだけかかりますと。実際上の転嫁は各消費者にされますけれども、各消費者の個人情報が出されることにはならないと思うが。

経：受益と負担の関係を電気料金だとしても１００点にはならないのは承知で、かつては沖縄に住んでいたのに２０２０年以降は東京に住んだので取るのかと、よく言われる。利益と負担の関係で言うと、今仰ったことをやろうとすると、事業者に対しては自分たちが今どれだけ売ったかわかりますと、だけど、その事業者のお客に対しては一律に請求するしかないんじゃないかと思っていて。特に電気料金は事業者ごとに原価を変えられないので。

グ：再エネ賦課金みたいに使用分量ごとにするという法律にすればいいのではないのか。

経：再エネ賦課金もあれは全国一律の単価になっているので。運用上そうなっているので。

グ：単価は一律だが、使用量に応じてという受益と負担の関係から言うと、かなり近しくないか。

経：使った分に対して払うということはそうだ。ただ、単価を細分化できない仕組みなので、エリアごとに単価を変えるとか、全国一律で同じ単価でやってということが正にそうだと思うが、過去どれだけの原子力発電を生んできたのか、今どれだけ電気を使っているのか。これがまさに受益と負担の関係だと思うのですけれど。これが、１００点ではないが、税に比べればあるいは賦課金に比べれば、これが電気料金にするのが一番その関係性が相対的ではあるが、マッチさせられるのではないかと思っている。

グ：それは徴取方法の問題で、算定方法と徴収方法を工夫すれば税金でもできること。税金と電気料金で徴収する最大の違いは要するに国の法律で具体的に定める必要があるか、法律で定めないでよいのかということ。これだけの大きな問題なのに、法律で定めることなしに、まだ正式にどうなったかは国民にも一般にも知らされていない。そういうところが問題なのでないか。法律だと、まず国会で議論する時点で国民が内容を知ることになって、かつ法律になれば、法律ができた段階で、どういう税金に、税制に

なるかという事がいろいろな方とで知らされることになると思う。来年の４月からの施行であるにも拘らず、いったいどうなるかは全くまだわからないと言われる。やはり不透明感が感じられる。

経：法律になればそう。一方でこの措置について全く国会を素通りしていったかというと、平成２９年の通常国会は本当に毎日これについて様々な質問をもらって、我々も大臣から今日お話ししたようなことを、丁寧に丁寧に回答、答弁をした。それとこれとは別で結果論だ、と自覚しているが。繰り返しですが、経産省としてはしれっとやりたかったということではないし、そういった透明性というのは意見も踏まえてしっかりとやっていきたいと考えている。

グ：大事なことなので。今仰られた国会討議というのは閲覧したり、記録で確かめる方法はあるのか。

経：参議院とか衆議院の議事録をホームページで。

グ：いつ頃の分ですか。

経：平成２９年の春ですね。これは２８年の１２月閣議決定の前後であったり。

グ：後日、公開されているのなら、見させていただく。

グ：（エ）について、２０２０年４月１日施行ならば、その前の事業者の申請とか承認についての大臣の通知はどのくらい前に行われるのか。

経：省令が２０２０年４月１日なので、その後である。申請がいつ来るかは、電気料金は常にそうだが、事業者がまず判断されるので、経産省の立場で、いついつしなさいということはない。

グ：４５条の２１の３などの新しい条項や、事業者からの申請というのがあるが、これ自体は来年４月以降でないとできないのか。それとも４月以前にできるのか。

経：以降である。

グ：今は申請もできないのか。原子力事業者からの申請もできないのか。

経：できない。

グ：そうすると、原子力事業者が申請して、大臣の承認を得て、それから今度は約款を作ってという話なのか。それが瞬時に行われれば４月１日からそんなに間を置かないかもしれないが、普通に考えると原子力事業者が申請して、大臣が認可して、そのあとさらに手続きになるということであれば、ちょっと時間がかかるのか。大体どれくらいになるかというイメージがあるのか。

経：電気料金の仕組み上、一定の利益があるので値下げしろみたいな値下げ勧告はあるが、それを差し置けば、基本的には電気料金は事業者のもので申請主義なので、経産省からはいつとは申し上げられない。

グ：原子力事業者の方はかなりもう準備は進めているのか。

経：審議会を通っているので。

グ：極論を言えば、賠償負担金はもうｋＷｈあたり０．０７円で決められて

いるようだし。
経：中間とりまとめを見たのだと思うが、あれは全部で平均化した、その当時の需要の状況とかを踏まえればこれくらいですという程度のもの。
グ：では、電力会社ごとに計算して申請されるのか。
経：はい。先ほどの受益と負担という関係のこと。
グ：託送料金の算定規則を作ってそれに基づいて約款があがってくると言われたが、その場合に今回の上乗せのものが営業費になるというような仰り方をしたが、これは託送料金の原価算定の場合のどこに入るのか。
経：託送料金はまず、修繕費だとか、減価償却だとか、わーっと並んでいる。
グ：はい。人件費とかいろいろある。それをいろいろ分けて算定していくが、この上乗せした２つが営業費というのはものすごく違和感があるが。どこに位置付ける予定なのか、この規則のなかで。
経：営業費の中に。
グ：営業費に入るのか。そうすると、今後託送料金の値上げ申請がでた場合、今後の手続きがどうなるのか分からないが、例えば、経済産業省や消費者庁などで値上げについての議論の場が設けられた場合は、営業費の中に上乗せ費用が固定的に入れられてしまうと、個別営業費が適切かという議論の対象にはなりえないと思うのだが、これは営業費という整理でいいのか。過去分の損害賠償とかそういったものが本来流動的な営業費になるとことには違和感がある。
経：営業費だ。この省令の建て付け上、営業費の中に入るもの。
グ：流れの中で経済産業大臣から一般送配電事業者に通知をするが、その通知とは、具体的にどういう内容が書かれている通知なのか。
経：通知する内容の事項も省令で定められているが、回収すべき額とか期間というものを主に通知するというもの。
グ：回収する金額が当然書かれると思うが、その前に申請がある。その申請の金額と通知の額は一緒になるのか、それとも通知については経済産業大臣の裁量で変更することができるのか。
経：経済産業大臣の裁量でというのは、少なくとも今の現行省令の中ではそういう余地はない。
グ：申請の金額と同じ金額が通知されるという理解で良いのか。
経：そう。不承認になればもちろんだめになるが、承認する場合は、そのまま行くということになるか、不承認でもう一回作り直して承認するかどっちかしかないということ。
グ：申請した内容とかを経済産業省が承認する、約款変更とか。あと、通知の内容とか。そういうものは私たち消費者とか事業者はどこかで見ることができるのかか。
経：各送配電事業者から、経済産業大臣がやる時ということか。
グ：そう。経済産業大臣が行った通知というのは見られるのか。当然これは。
経：行った通知を見られるということは、日々様々ないろんな行政行為をや

っている中でいろいろあるが、特に約款に関して言えばこういう約款申請がありました、認可しました、修正しました、申請書を受理しましたというのは、これまでも約款の改定などがあるたびに、ホームページなどでニュースリリースとして発信してとかツイッターしてとか、そういう一般的なプレスリリース的なことは行うのではないかと思っている。広報的は担当ではないのだが。

グ：そうすると、完全非公開ではないのか。

経：はい。

グ：（オ）で、特化した罰則はないが一般的な監督権限と業務改善命令権があるとのことだが、経済産業省は、一般送配電事業者がこれは自ら負担する、接続相手に求めないという判断は許さないということか。一般送配電事業者が接続供給の相手から負担金を徴収せず、自らの経営の中で納めること、申請をしないことは認めないのか。中国電力とか北陸電力は一般負担金を電力料金に転嫁していない、会社の判断で。同じように２０２０年からの負担金もそうしたいと思ったとき、それは認めないという意味か。

経：省令では、それは回収しなければならないと定めている。今仰ったケースを具体的に想定しているかというと、今この瞬間お応えできるものはない。北陸とは中国が一般負担金を転嫁しないというのは事実としてそう、ただ、一般負担金を転嫁しないという経営判断をしているのかというと、これはまあ事業者の判断なので、私も完全にわかっているわけではない。電気料金の原価はものすごい膨大な量があって、変動していくものでもありますので、当時で言えば、原子力が止まって、一般負担金がというよりは燃料費の高騰、火力の比率が高まったことに耐えられるかというのが方針としては一番大きかったというのがある。多分その影響が大きい所は値上げをしたし、北陸とか中国は、個別の原価というより、全体の中で経営判断したと考えている。この原価を転嫁するかしないかという経営判断ではないのではと思っている。

グ：結果として利用者に負担させていない。同じように２つの負担金もそうしようという裁量や自由は一般送配電事業者にあるのか、という質問。

経：事実としてそう。経営判断として、一つとしてはあると思う。その時に経済産業大臣としてそれを認めるのか認めないのかというのは、この場でＹＥＳかＮＯかでお答えするのは知見、見解を持ち合わせていない。申し上げられるのは省令の中では、回収しなければならないというふうに定めているということです。

グ：今後組織でも検討されて、それがどうなのかということ、認めるのか認めないのかというのをお聞きしたい。今後一般送配電事業者とも話をしていきたいから。

２．【賠償負担金措置の理由と目的に関して。審議会松村委員及び他の識者からの説明・報道（経産省自身の発表を含む）と経産省からの説明の整合性について】

１８．０３．０９『お尋ね』

松村委員の説明（１７．２．３毎日）は「福島第１原発事故賠償費が２．５兆円増加、本来これも大手原子力事業者が負担するのが筋。例外中の例外として、託送料に上乗せするのを認めた」とある。一方、経産省『中間とりまとめ（１７．２）』では「賠償処理費用増加に対処するため」「福島復興のため」とされず、「賠償に備えて過去に確保しておくべき分を想定しておらず、徴収していなかった分の２．４兆円を回収するため」としている。整合しないがどうしてか。いずれが正しいのか。なお、当時、様々な立場の識者（佐藤氏・千石氏・竹内氏・除本氏）のどなたも松村委員と同じ事実認識を前提に発言し、報道されている。（４～７ｐ）

１８．０６．０４『回答』

記事の内容について答えることは控えさせていただく。（１ｐ）

１８．０６．２６『お尋ね』

貴省は「福島第１原発事故賠償費用の増加に対処するため」を否定し、「賠償の備えの不足分に対処するため」と説明する。一方、松村委員は提示したように説明している。貴省の説明どおりならば、松村委員の説明もしくは記事が間違っているのか。竹内・除本氏の説明もしくは記事が間違っているのか。西日本記事（１６．１２．２５）に「経産省は福島事故の賠償費について想定した５兆４千億円が７兆９千億円に上振れの試算を（１２月）９日に公表。このうち２兆４千億円は、一般負担金を遡って算出し、充当する仕組みを導入」とあるが、貴省自身の説明と矛盾しないか。毎日記事（１７．１．１０）に「９月上旬の電事連資料提出と自民党や経産省への陳情」「７月末の東京電力から政府への支援要請」「経産省が２つの委員会で９月末から議論開始。賠償増額分の腹案として託送料金への上乗せ」とあるのは事実か。（２～４ｐ）

１８．１２．２８『回答』

提示の（松村氏・竹内氏・除本氏の説明及び１６．１２．２５西日本新聞）記事について見解を答えることは控えさせていただく。１７．１．１０毎日新聞報道にあるような要望は承知していない。（１ｐ）

１９．０１．１０『陳情』

１６年末から１７年初に審議会で検討した賠償負担金措置の理由目的で説明や報道されたことと、１７年２月から現在まで説明される結論に乖離がある。貴省は当初「福島第１原発事故の賠償費用の増加に対処するため」と説明した様子である。その後それを否定して「原発事故の賠償の備えとして確保していなかった分を回収するため」と変えている。その矛盾を糾しているが、その説明を放棄している。１７．１．１０毎日新聞記事にあることが「事実か」を尋ねたところ「報道にある要望は承知していない」と答えているが、「貴職（経済産業大臣）も承知していない」のか。「そうした事実はあった」ことを意味するのか。（２～３ｐ）

１９．０３．２９『回答』

１７．１．１０毎日新聞報道にあるような要望は経済産業省として承知していない。（１ｐ）

１９．０５．２３『意見交換の場』

〈私たちからのお尋ね〉

（ア）当該省令の立法理由は、「福島第１原発の賠償費用の増加に対応するため」なのか、「過去に回収しなかった賠償に備える費用を回収するため」なのか。

（イ）１６年末から１７年初に審議会で検討した賠償負担金措置の理由目的で説明や報道されたことと、１７年２月から現在まで説明される結論に乖離がある。貴省は当初「福島第１原発事故の賠償費用の増加に対処するため」と説明した様子。その後それを否定して「原発事故の賠償の備えとして確保していなかった分を回収するため」と変えている。変わったのか否か。

（ウ）１７．１．１０毎日新聞記事にあることが「事実か」を尋ねたところ、「報道にある要望は承知していない」と答えているが、貴職（経済産業大臣）も「承知していない」のか。また、「そうした事実はあった」ということを意味するのか。

〈経済産業省からの応答〉

（ア）先ほど来、あるいは前回、前々回なり申し上げた通りである。まずこの制度を議論するに当たっては、まずは過去に回収することができなかったこの賠償への備えの回収の議論というもの。ただ、福島の事故と何の関係もないのかという風に言われれば、今この瞬間起こっている事故あるいは原賠機構法が適用されている事故というのは福島しかないのであって、今回の措置によって回収された費用というものは、資金というものは当然原賠機構を通じて、福島の事故費用にも充てられるものでもあるので、結果的には、それについては福島復興にも資するという観点は当然に考えている。

（イ）報道されたこととの云々だが、これも（ア）の説明で基本的には答えになるかと思うが、まさに、小委員会でこの必要性について議論した時に、まずはその備えの不足分というものにどう対応するかということであったと思う。

（ウ）業界からの陳情があったかということだが、陳情があったとかいうそういう事実は本当に承知していないというのが、これ以上にお答えのしようがない。

〈受けてのやり取り〉

グ：そうすると論理的には、今回は賠償負担金の額がいくらになるのかということと、福島第一原発事故における原子力損害賠償を総体としていくらにするかということの間には論理的には何の関係もないという理解でよろしいか。だから逆に言うと、そうすると、どこかのところでたとえば経済産業省の人が関係各社に対して、賠償負担金の総額がこういう風に決まったので、福島原発事故の損害賠償の総額はこれを超えることはできないという、そういう説明もできないという理解でよろしいか。

経：はい。
グ：そういう説明をしているという噂を時々聞くものなので。
経：経産省としてはそういうことは一切ない。
グ：経済産業省の方がという噂をよく聞くものなので。そういう話も。
経：報道に関しては、この件に限らずいろいろあろうかと思う。
グ：多分、皆さんの部署（資源エネルギー庁電力・ガス事業部）とは別の部署だとは思うが。原子力損害賠償を担当している部署が経済産業省の中にもあるが、そちらの部署からそういういろいろな話があるようなことを聞いているのだが。そういうようなことはないのですね。
経：私どもとしては一切そういうことは承知していない。
グ：そうするとこの額は決めたら、増えるということはないのですね。
経：閣議決定なので。上限を２．４兆円と明記しているので。
グ：２．４兆円はあくまでも総額。だからそれを各原子力発電事業者に割り振るという事ですね。
経：はい。

３．【賠償負担金の実額に関して。「２．４兆円上限」と、仮に賠償費用が増加した場合の手当との関係、ないし「変動額認可」規定（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第２６条の２）との関係について】

１８．０３．０９『お尋ね』

松村・竹内・除本氏、１６．１２．２５西日本、１７．１．１０毎日、１７．２．２７朝日のいずれも「福島第１原発事故賠償費が２．５兆円増加、それを託送料金に上乗せ」としている。貴省の説明は「不足していた賠償への備えが３．８兆円で、２０２０年までに一般負担金で納付される１．３兆円を控除した２．４兆円と算定」とある。どちらが正しいのか。加えて、もし福島第１原発の賠償費用がさらに増加した場合の手当を考えているのか。（７～８ｐ）

１８．０６．０４『回答』

賠償負担金は、賠償費用増加額に充てる額として算定していない。確保すべきであった不足額３．８兆円から２０２０年までに納付される１．３兆円を控除した約２．４兆円と算定している。上限であり、今後変動は生じない。福島第１原発事故賠償費用はこれまでの５．４兆円見込みが７．９兆円見込みと２．５兆円増えているが、これは賠償の備えの不足分額と異なる。福島第１原発事故の賠償費用見通しは、現時点で最新情報に基づき一定の蓋然性を有する。（１ｐ）

１８．０６．２６『お尋ね』

「変動は生じる性格でない」と考えているならば、『算定規則』第２６条の２（変動額認可料金の算定）の第１号に「賠償負担金相当金の変動額」があるのは何故か。「現時点で蓋然性を有する」とは「将来変動する可能性がある」ということか。「賠償の備えの不足を計算した」といいながら、それが変動する可能性があるとは矛盾していないか。（４ｐ）

１８．１２．２８『回答』

この規定は、一般送配電事業者が、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第３条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を元に引き上げようとする託送供給約款で設定する料金を算定できる旨のもの。賠償の備えの不足分総額の内、託送制度を利用して回収する２．４兆円を変動させる趣旨ではない。（１ｐ）

１９．０１．１０『陳情』

それならば、増額を認める同規則条項に「賠償負担金相当金の変動額」という一号があるのは何故か。過去請求しなかった総額を計算し、２０２０年４月までに回収する額を計算し、その差額である「上限２．４兆円」が賠償負担金額である場合、この規則中の「変動額」とは何を指し、それを「引き上げようとすることを認める」とはどういう意味か。８５ｐ）

１９．０３．２９『回答』

（１８．１２．２８回答と同じ）

１９．０５．２３『意見交換の場』

〈私たちからのお尋ね〉

（ア）松村・竹内・除本氏や当時の西日本・毎日・朝日報道にある説明と経産省の説明とどちらが正しいのか。

（イ）仮に福島第１原発事故の賠償費用がさらに増える場合、どうやって手当するのか。

（ウ）経産省の説明が正しいとした場合、『一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則』第２６条の２（変動額認可）に「賠償負担金相当金の変動額」とあるのは何故か。その「変動額」とは何を指し、それを「引き上げようとすることを認める」とはどういうことか。

〈経産省からの応答〉

（ア）これはどちらが正しいのかという説明というよりは、２番と同じだと思っているが、経産省の今回の措置というのが、先ほど来申し上げている趣旨である。

（イ）現時点で上振れるということは想定してないし、どうしても政策をやる立場で仮定の質問というのは答えられないことは理解いただきたい。今の時点で、上振れることは想定していない。

（ウ）これは賠償負担金あるいは廃炉円滑化負担金の額の算定の方法を定めている。例えば賠償負担金で説明すると、４０年間の長期にわたって回収していく性格なので、省令を５年ごとに取ると規定している。だから、５年ごとに約款の改定の申請をするが、料金の仕組み上、改定するときに足元の需要見通しを反映せねばならない。今世の中全体の電力消費量がどんどん落ちている。節電であったり、皆の努力であったり、省エネ精度が上がったりで需要がずっと落ちている中で、断続的に託送料金を毎回変えていくとき、ざっくりというと費用÷需要だが、需要がどんどん小さくなると結果としてどんどん電気料金が上がっていく。需要が頭打ちの中、そうした料金改定が果たして電気料金の抑制という観点でよ

いのか、と審議会等で議論があって、こうした個別の特定の原価を改定するときは需要は見直さずに、その特定の原価だけを見直す仕組みがある。ＦＩＴとかも実はそうだ。毎年需要を計算していたら原価以上に需要が下がっている影響で単価が毎年どんどん上がっていってしまうので、そういうある種の特殊な料金の算定方法を定めていて、その一つ。変動した時に需要を見直さなくていいと定めているのがこの条文。これで引き上げようとすることにおそらく引っかかっておられる、これがどんどん上がるんじゃないかとおっしゃっていると思うが、その原価が、賠償負担金が上がるから電気料金全体を引き上げるというところで需要は見直さなくていいということを定めている。逆に後ろの方に確かあると思いますが、準用規定で、届出要件というのがありますが、では下げるときにも上の原価だけを下げて、下の需要は見直さなくていいという準用規定もある。こういう頻繁に変わるような原価に対して、毎回、そのために必要以上に電気料金を上げないという措置。

〈受けてのやり取り〉

グ：賠償負担金の原価が変わるのか。原子力発電事業者から出てくる負担金の額は決まっていないのか。総額でいうと。

経：上限は２．４兆円と定めている。今はｋｗｈが下がる話をしたが、一方である年ものすごく夏暑くて電力利用量がワーッと増えたら、思っていたより回収できたともなる。そうした時には、一方で２．４兆円と定めてあるので、仮に極端な話だが、来年から毎年毎年夏が想定以上に暑くて冬が想定以上に寒かったら儲かってしまう。すると上限の２．４兆円を超えてしまうので、そこは押さえさせる。４０年の回収措置なので、上限２．４兆円約束を守るための措置と考えている。だから５年おきに取り直す。その度に需要まで見直しをしたら、それ以上にもっともっと電気料金が上がってしまうので。

グ：結局、一般送配電事業者ごとに回収すべき賠償負担金の額と期間が定まって一応額が出で来るが、その通り回収していくと、結局総体が当初予定していた総額より増えてしまうので、ということか。

経：そう、２．７兆円とかに。

グ：おそらく回収すべき賠償負担金の額は、総額で一般送配電事業者ごとに決まるから、それを上回る状況になったらその時点で打ち止めにしないといけないとなる。２．４兆円を各事業所に割り付けてしまっているから。割り付けたところを超えてしまったらだめ。この変動額というのは、そのことだけを言っているのか。

経：変動額というのはそう。ＦＩＴとか消費税とかの税率が上がった時にもそうだが、できるだけ転嫁するといったときに、では需要は、そこはいいよと。なぜかというと、繰り返すが電気料金をできるだけ必要以上に上げさせないというためです。後半に出てくる廃炉円滑化負担金も同じ回答になると思う。

グ：そうすると、場合によって回収の期間を過ぎても回収できない場合もありうるか。結果として。

経：理論上はあり得る。結果としては。４０年後のことはわからないが。

以上で予定時間となりました。残る次の４点は、意見交換の場に出したお尋ねに書面回答を年内にいただく、年明けに再度場をもつことを協議する、となっています。

４．【廃炉円滑化負担金措置の説明に関して。２０１３年以降に「廃炉会計」制度が作られ、自由化進展の中、その維持のために「廃炉円滑化負担金」が措置化されたとする目的や理由について】

１８．０３．０９『お尋ね』

２０１３年の「廃炉会計制度」とその維持のための今般の「廃炉円滑化負担金」の新設は、会社が事業に使った施設を廃止する費用はその会社が負担するという当然のルールを否定し、ゆがめてしまわないか。「自由化により競争が進展した環境下において」とあるが、自由化は２０年以上前に決まっていたものでないか。総括原価方式によりにより利益配分も行いながら廃炉の費用は備えておくべきでなかったのか。今後仮に原発の新増設がある場合にも廃炉会計と廃炉円滑化負担金が使われるのか否か、つまり、その計画化時点で明確な廃炉想定額を試算して提示するのかしないのか。（８～１０ｐ）

１８．０６．０４『回答』

廃炉会計制度は自由化の下、廃炉に伴い一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的廃炉判断が歪んで廃炉実施に支障を来し原発依存度低減が進まないという懸念に対応するため、規制料金による費用の着実な回収を措置したもの。その上で、廃炉円滑化負担金措置は２０２０年に規制料金が撤廃されることを見据え、制度継続に必要な費用を託送料金の仕組みを利用して回収するとしたもの。この制度は、原発依存度の低減と廃炉の円滑な実施に必要な措置である。（２ｐ）

１９．０１．１０『陳情』

目的と理由として、２０１３年にできた廃炉会計制度を維持するためとされるが、「廃止した原発施設や核燃料等を資産として扱う」ことは社会通念で理解できない考えである。従前の「原子力施設解体引当金」制度を用い、必要な時は特別損失計上するのが社会通念。原発事業者は廃炉によって「儲ける」ことすらできるのではないか。その延長に「廃炉円滑化負担金」が措置されている。賠償負担金同様、原発事業を行ってきた大手電力を優遇救済する中味なのに、優遇救済される側と貴省と一部有識者で検討決定している手続きに問題がある。「過去に原発の電気を利用したから請求する」というが、誰も利用していた時その情報も告知も受けていない。一方で大手電力は過去に膨大な利益を得ているがそれは不問である。自由化を進めるというのは、事業を独占してきた事業者が保護や優遇がなくなる中で新事業者と公平な競争をすることでないか。自由化の期に及んでも、逆手に取るように優遇が続けられるのは不当でないか。（６～１０ｐ）

１９．０３．２９『回答』

廃炉円滑化負担金に係る措置は、全面的な自由化により競争が進展した環境下、廃炉に伴って一括して巨額な費用が生じることにより、事業者の合理的な廃炉判断が歪んだり、円滑な廃炉の実施に支障を来し、原発依存度の低減が進まないといった懸念に対応するための措置である。

１９．０５．２３『意見交換の場』での〈私たちからのお尋ね〉

（ア）原発の廃炉は事業者の判断が歪むとか以前に安全性の観点から絶対的にすべき課題であり、どれだけの費用であれ事業を営み利益を得てきた事業者が自らの負担で行なねばならないのでないか。

５．【廃炉円滑化負担金の実額に関して。廃炉円滑化負担金の額や算定（認可）のされ方・増加の場合の算定（認可）のされ方及び廃炉付随の費用・使用済燃料再処理や東京電力福島第一原発廃炉の費用との関連について】

１８．０３．０９『お尋ね』

廃炉円滑化負担金額が分からない。算定の仕方だけでも教えてほしい。中部電力の浜岡１、２号機廃炉の場合どうだったか。九州電力玄海１号機はどうなるか。日本原電の原発廃炉積立費用不足もこの対象となるのか。同社の積立費用流用の結果の不足も電気利用者が負担するのか。日本原子力開発機構のもんじゅ・東海再処理施設の廃炉費用は税金によるのか、それともこの対象となるのか（１１～２０ｐ）。関連して、廃炉に伴う放射性廃棄物の処理費・使用済燃料再処理費・東京電力福島第一原発の廃炉費が廃炉円滑化負担金に係ってくるのかどうか。（２１～２８ｐ）。

１８．０６．０４『回答』

中部電力の浜岡原発・九州電力の玄海原発・日本原子力発電の東海等原発についての説明がされる。もんじゅと東海再処理施設は文部科学省に尋ねてほしい。（１～２ｐ）低レベル放射性廃棄物は原子力事業社等が取組む。高レベル放射性廃棄物は最終処分法に基づき取組み、廃炉作業とは関係ない。再処理等費用は電気料金原価・過去分は託送料金原価。再処理等事業費は１３．９兆円と精査、電気料金で回収される。既発電費（過去分）以外は託送料金原価となっていない。福島第一原発の廃炉は具体的・合理的に見積もることは困難。８兆円試算は現時点、最新の情報に基づき一定の蓋然性を有する。（３～４ｐ）

１８．０６．２６『お尋ね』

浜岡原発と玄海原発の廃炉に関わる会計内容、日本原子力発電の廃炉積立費用の流用について重ねてお尋ね（４～６ｐ）。廃炉に伴う放射性廃棄物の処理費用について重ねてお尋ね（７～９ｐ）。

※　別途に、文部科学省にもんじゅと東海再処理施設廃炉についてお尋ねする。同省より１０月８日に以下の回答をもらう。

もんじゅの建設・運転・維持費用は昭５５～平３０予算総額１兆７６８億円。東海再処理施設は昭４５～平２８実績総額７，９４１億円。伴うガラス固化技術開発費用は昭４８～平３０予算総額１，２６８億円。いずれも民間支出分と政府支出分がある。

廃炉費はもんじゅ３，７５０億円、東海再処理施設９，８７０億円想定。もんじゅは「エネルギー政策特別会計電源開発促進勘定国立研究開発法人日本原子力研究開発機構電源利用勘定運営費交付金及びエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定国立研究開発法人日本原子力研究開発機構電源利用勘定施設整備費補助金」により充当、東海再処理施設は「エネルギー対策特別会計運営費交付金、エネルギー対策特別会計施設整備費補助金等」により充当される。

いずれも「廃炉会計」や「廃炉円滑化負担金」の適用は無い。

これらが経産省が２０１５年に発表「原発の発電コスト」に含まれていたか、今後含まれるかは承知していない。文科省所管の他の原子力施設を含み原子力機構の平３０予算額は１，４２３億円、うち政府支出金は１．３３０億円。

１８．１２．２８『回答』

浜岡１・２号機の特別損失額は廃炉円滑化負担金の対象外。玄海１号を含め、原子力事業者が廃炉円滑化負担金を接続供給で回収しようとするときは、電気事業法施行規則に基づき、経済産業大臣の承認を受ける。その際事業者は廃炉円滑化負担金の額及び当該額の根拠の書類を提出する。当該額は、申請時点の簿価を想定。日本原電の廃炉費用は同社が対応し、廃炉円滑化負担金を回収しようとするときは他の事業者と同じ申請書類を提出する。廃炉円滑化負担金総額は各原子炉廃止の時期等で左右され、予断を持って回答困難である。もんじゅと東海再処理施設の廃止費用は廃炉円滑化負担金の対象とならない（１～２ｐ）。低レベル放射性廃棄物・高レベル放射性廃棄物の処理費用、再処理等事業費用、東京電力福島第一原発事故の処理費用の説明（２～３ｐ）。

１９．０１．１０『陳情』

廃炉円滑化負担金の具体的な全容と負担額は明らかにされていない。原発施設の廃炉費用自体が透明でなく、一体幾らになるのかが見通せていない。低レベル放射性廃棄物（３００年以上の監視と１０万年の保管を要す）の費用は廃炉費用想定に含まれているのか。廃炉費用が想定より増えたら廃炉円滑化負担金の変動額として増額されるのか。高レベル放射性廃棄物処分費用は電気料金原価ないし税金での負担か。「使用済燃料再処理事業の費用内容・電気料金と託送料金による回収区分基準・託送料金で回収している既発電費分の残額」への回答を受けていない。これらが後日託送料金上乗せとなる可能性はあるのか。日本原電による廃炉円滑化負担金回収は誰からどう行なうのか。（６～８ｐ）

１９．０３．２９『回答』

廃炉円滑化負担金総額を予断をもって答えることは困難だが、「電力システム改革貫徹のための政策小委員会財務会計ワーキンググループ」の検討において（２０１６年１２月に結果発表）、計画外廃炉した原子炉の当時時点対象額を示している。低レベル放射性廃棄物処分は原子力事業者負担であり、廃炉費用に含めている。高レベル放射性廃棄物の最終処分費用と使用済燃料再処理費用は原子力事業者が負担する原則であり、廃炉に伴って一括で生じないものは

廃炉円滑化負担金の対象とならない。算定規則中の「変動額」規定は、賠償負担金と同様、「随意にその増額が出来る」とする趣旨ではない。資産除去債務相当資産については、小売規制料金原価を構成していない。（１ｐ）

１９．０５．２３『意見交換の場』での〈私たちからのお尋ね〉

（ア）算定規則第２６条の２「変動額」規定の意味をわかるように説明してほしい。例えば低レベル廃棄物の３００～４００年の監視作業の費用等が増えた時どうするのか。

（イ）使用済燃料再処理等既発電費の託送料金での回収はこれまでに１兆円とのことだが、「過去分」ということで総額が分かっているはずなので残額はいくらかを教えてほしい。

（ウ）福島第一原発の廃炉費用の現時点の試算やその見積りの困難さは分かったが、仮に増加した場合、どう手当するのか。

（エ）大手電力相手の原発専業会社である日本原電が廃炉円滑化負担金を申請し認可した場合、その託送料金における負担は、全国の新電力とその利用者にどういった形や額での発生となるのか。

（オ）文科省管轄のもんじゅ・東海再処理施設の廃炉費用（それぞれ３，７５０億円・１兆円とされる）はすべて国民の税金で負担されるのか。

（カ）六ヵ所再処理工場等核燃料再処理に使われる施設の廃止の費用は誰が出すのか。廃炉円滑化負担金の対象となるのか。

６．【現在の託送料金に関して。託送料金に電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費という送配電コストと言えないものが含まれる点の見直しについて。現在の原価算定が本当に送配電費用（電線使用料）に相応しいかどうかの見直しと事後検証が必要でないか。】

１８．０３．０９『お尋ね』

現託送料金に電源開発促進税と使用済核燃料再処理等既発電費が含まれるのは何故か。これらは「ネットワーク（送配電線）の維持運用」に必要なものなのか。電源開発促進税は料金請求書に明示しなくてよいのか（２０～２１ｐ）。託送料金は電気料金の一部なのか別なのか。託送料金が適切かどうかを、電力会社（申請者）と経産省（認可者）だけでなく新電力事業者（利用者）からも確かめられる方法はないか。これまで自分たちなりのやり方（託送料金原価と電気事業総原価の比較）で見たとき幾つか疑問をもった点についての説明をしてほしい（２８～３０ｐ）。託送料金に転嫁される負担金を省令でなく法律で決めるべきでないか。情報を明示して国民が選んだ議員が議論して決めるべきでないか（３０～３３ｐ）。

１８．０６．０４『回答』

２０２０年４月からの賠償負担金と廃炉円滑化負担金は託送料金原価となり明細表で明示される。電源開発促進税と使用済核燃料再処理等既発電費は「電気事業法上、送配電網の維持・運用にかかる費用に加え、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることができる」趣旨を踏まえて、現行託送料金算定規則で認められる料金原価である。託送料金は託送供給に係る料金で、そ

の原価は省令に基づき、適正に算定され、認可している。適正性は原価や営業費用の実績が公開されており、透明性が確保されている。今般の２つの負担金の措置は、公開の審議会で行い、省令改正はパブリックコメントを経て行なっている。（２～３ｐ）

１８．０６．２６『お尋ね』

託送料金の原価は計算され認可されたら事後的に実績と比較して修正することはないのか。この点検に利用者からの関与や意見を届ける術はないのか（６～７ｐ）。

１８．１２．２８『回答』

電気事業法第１９条に基づき、経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、認可を受けた料金その他の供給条件の変更の認可を申請すべきことを命ずることができること等を定めており、託送料金の適正性について事後的に評価を行なう仕組みとしている。（２ｐ）

１９．０１．１０『陳情』

電源開発促進税は送配電コストとは考えられないし、使用済燃料再処理費用のうち既発電費が託送料金になる理由も納得できない。いずれも法律によって電気料金原価となることまでは理解できても、それが省令によって託送料金に算定されることはおかしい。また託送料金原価は総括原価方式（係る費用全て＋予め計算した利潤をもとにする）で決められているし、２０２０年以降もそのままである。これが見積額として認可された後に事後的に検証されていないことは見直すべきである。電気事業法第１９条に沿って直ちに厳密・継続的なものとして着手すべき。（１１～１３ｐ）

１９．０３．２９『回答』

現行託送料金の考えかたは、有識者による審議を踏まえたもの。その考えかたと電気事業法規定に基づき、託送料金の適正性については事後的に評価を行なう現行の仕組みの中で適切に対応する。（１ｐ）

１９．０５．２３『意見交換の場』での〈私たちからのお尋ね〉

（ア）電源開発促進税と使用済燃料再処理費用のうち既発電費、いずれも法律によって電気料金原価となることまでは理解できても、それが省令によって託送料金原価とされることはおかしいのでないか。

（イ）見積りにより申請・認可された託送料金が適切かどうかを、電力会社（申請者）と経産省（認可者）だけでなく新電力事業者（利用者）からも検証できるようにすることを含め、事後的に実績と比べて点検し、見直しを行うべきでないか。

７．【原発のコストに関して。「原発の発電コストが安い」と言われ続けていることの検証について。】

１８．０３．０９『お尋ね』

原発に係る全てのコストの情報を明確にしてください。１６．１２．６経済産業大臣は廃炉費用が増加しても「それでも原発コストは安い」と言明した。

本日尋ねている全ての項目と事柄の数値や見通しは含まれているかを聞きたい。（３３ｐ）

１８．０６．０４『回答』

各電源の発電コストは審議会で試算を行ない、原発の発電コストは１０．１円／ｋｗｈである。資本費、運転維持費、追加的安全対策費、核燃料サイクル費用、立地対策や研究開発等に係る政策経費及び賠償や除染・中間貯蔵等に係る事故リスク対応費用を算入している。仮に福島第1原発関連費用が１０兆円増加した場合、事故リスク対応のための発電コストは１０．２～１０．４円／ｋｗｈとなる。（３ｐ）

１８．０６．２６『お尋ね』

２０１５年経産省発表の原発コスト試算に以下の費用（賠償負担金、廃炉円滑化負担金、全原発の廃炉費・放射性廃棄物処理費・使用済燃料再処理費・資本費・運転維持費・追加的安全対策費・核燃料サイクル費用・政策経費・事故対策リスク対応費）は含まれているか、原発稼働率を勘案して分母となる発電力（量）を出しているが、その場合２０１５年以降に２０基ほど廃炉が決まっているため分母が相当減っている点を反映させる必要がないか。再生エネルギーは逆に増えていることから電源別コスト試算をやり直す必要がないか。（９～１１ｐ）

１８．１２．２８『回答』

２０１５年政府の発電コスト検証は、ＯＥＣＤなどで採用されている試算法である。方法のみならず、稼働率や運転年数、出力規模の前提条件も稼動実績やＯＥＣＤ等で活用される数値を参照し、専門家のワーキンググループで検討され決まった。算定の考えかた等は平２７．５「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」を参照されたい。（３ｐ）

１９．０１．１０『陳情』

電気事業に必要なコストは国や電力会社だけが勝手に決めず、責任と情報の明確で透明な開示のうえで、新電力事業者や国民が決められるようにしてほしい。机上と実体の乖離がなく、総体として明示し議論すべきであり、その作業を私たちも続ける。（１～１４ｐ）

１９．０５．２３『意見交換の場』での〈私たちからのお尋ね〉

（ア）２０１５年から４年経ち、原発も他電源いずれも大きく状況の変化の推移があるので、あらためて電源別コスト試算を、全状況と情報に基づいてやり直すべきでないか。

（イ）そして、２０２０年からの電気全面自由化に際して公平で自由な競争が行なわれるようにすべきでないか。

最後に以下をやり取りし、５月２３日の場を終えました。

グ：すごく重要な問題だと思う。調べるときも、改正された規則はどこにあるのかを調べていくと、最終的にはいまだに官報で見るしかないということだった。普通の人は全く見られない。知ることができないと思う。不親切でないか。国民、消費者は大きな影響あるにも拘らず、官報を見ろとは

どうか。しかも来年の４月になって全て始まって、初めて出るとは遅い。見直していただければ。

経：今日のお話は、然るべきものへも含めてちゃんと共有、報告をする。

グ：検討いただけるでいいか。

経：しっかりとした広報。もちろん検討する。

グ：私たちグリーンコープは生活協同組合なので、法で言ったら厚労省の指導で活動しているが、今回問題にしている賠償負担金と廃炉円滑化負担金は、皆に、広く国民に考えてほしい、私も一緒に考えたい。４０年後はわからないと言ったが、廃炉と核燃料の保管とか処理は、今から生まれてくる子や孫に負担を負わせていくということでは、一省庁の考えだけでなくて、国民がちゃんと議論して、国会でちゃんと議論してほしい。また機会を持ってほしい。私たちも今日のことを持ち帰ってみんなで議論し、また質問などお届けしたい。

グ：私は在京だが、今日は鳥取、山口、福岡、大分から来ている。一日、大事な旅費を使って。ようやく今日この場を設定していただいた。もう少し時間を長くお願いしたい。そして、よく消費者の意見、消費者団体の意見のヒヤリングとかしているが、選定される消費者団体が偏っている。グリーンコープの組合員がいろいろな勉強も積み重ねて学習もしているので、是非そういう知見もぜひ聞いていただきたい。

グ：グリーンコープ生協は大阪兵庫（現在は滋賀）から九州全県まで４３万人の組合員がいる。私はおおいたの理事長を務めている、今日はおおいたの組合員３万人を代表して、代弁者として来ようと思って来た。この２年間、今年で３年目だが、この託送料金について組合員に向かってこんな状況だよと情報公開し、含まれる様々な問題について様々に沢山の人たちと意見交換をしてきた。皆の言葉はまずは託送料金そのものを知らなかった。そのうえ、託送料金にこれら沢山のものが含まれている。電気料金もいろんな物が含まれているが、電気料金を払ってきたが一切知らなかったという声が一番大きい。２０２０年にはさらに負担が増える事に対して、もちろん福島の復興を自分たちも応援していきたいし、今まで原子力発電所を使っていることを容認してきた私たちが廃炉について負担することも仕方ないと思うという組合員もいる。でも、それでも、それを転嫁することを決めること、決めた内容も、私たちにちゃんと知らせてほしい。何も知らないところで全てが決まっていくことがどうしても許せない。という声が大きい。電気事業法１８条に基づいて認可で対応できるのでそう決めたと仰った。もちろんそうだと思う。それが法律で決められていることだと思う。でも、国民は、私たちは、もっとちゃんと知りたい。決める途中のことも知りたい。その声をぜひ受けていただき、国民のために仕事をされているならば、耳を傾けていただきたい。

〈注３３〉九州電力とのやり取りは以下の概要のとおりです。

２０１６．１０．１３『お尋ね』

「託送料金」中に、主として原発の建設や開発の使途となっている「電源開発促進税」や、原発に伴う使用済核燃料再処理に係る「使用済燃料再処理等既発電費」が含まれることに関するお尋ねをしました。

２０１６．１１．２『回答』と「説明の場」

これに関する経済産業省令（電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令）と九州電力の託送料金原価算定内容について、案内と説明をもらいました。

２０１７．１．２７『お尋ね』

上記回答を受けて、九州電力の託送料金原価算定内容に関して、九州電力の第２期～第９２期の有価証券報告書内容と照らし合わせたお尋ねをしました。

２０１７．３．１０『重ねてのお尋ねとお願い』

２月末にメールでいただいた回答がはかばかしいものでなかったため、具体的な回答をお願いしました。

２０１７．４．１１『もう一度重ねてのお尋ねとお願い』

公正取引委員会と経済産業省が発行した『適正な電力取引についての指針』を添えて、再度回答をお願いしました。

２０１７．５．９『回答』

回答自体は具体的なものではありませんでしたが、場をもって説明をしたいとのことでした。

２０１７．５．２４「説明の場」

１月に質問した事項について説明をもらいました。全部が出来なかったので再度場をもってもらうことのお願いとあわせ、１月に質問した事項を１７点に整理してお渡ししました。

２０１７．７．２１『お尋ね（質問内容の再度の整理）』

質問内容を次のように整理しました。

①．託送料金原価対象の営業費費目の内容に関して。

②．同じくその算定方法に関して。

③．託送料金原価となる利潤（事業報酬等）の算定方法と対象範囲に関して。

④．同じくその報酬率に関して。

⑤．託送料金原価中の使用済燃料再処理等既発電費の総額と今後に関して。

⑥．託送料金原価中の公租公課に関して。

⑦．同じく普及開発改善（広告宣伝など）費に関して。

⑧．原発事故の負担金、廃炉の負担金が託送料金に含まれるかに関して。

２０１７．８．３１「説明の場」

上の質問について説明をもらいました。

２０１７．９．２０「説明の場」

同じく説明をもらいました。

２０１８．１０．２４『お尋ね』

太陽光発電の出力抑制についてお尋ねをしました。

２０１８．１１．２８「説明の場」

上について説明をもらいました。

２０１９．２．２２『お尋ね』

２０２０年４月から託送料金に上乗せとされる廃炉円滑化負担金と玄海１、２号機の廃炉費用との関係について質問し、併せて、同負担金と賠償負担金を新電力事業者に求めないという検討ができないかを尋ねました。

２０１９．３．２２『回答』

上の質問への回答と、２つの負担金は経済産業省令に定めるとおりである旨の回答でした。

２０１９．４．１５『お尋ね』

上の回答に記された２つの負担金執行の流れについて重ねての質問と、原発を有してきた電力会社として２つの負担金の負担に関する再考の考えを尋ねました。

２０１９．６．１４『回答』

上の質問について、執行の流れは現時点明らかになってないものも多く、それを含めて回答をもらいました。再考については、省令趣旨に基づいて判断したいとのことでした。

以上を踏まえ、経済産業省からのこれからの回答も得た上で、今後あらためて、２つの負担金を新電力会社から徴収することについて再考を検討してほしいとの要請と話し合いを実現していきたいと考えています。

なお、これらに並行して、電気料金や託送料金内容の積極的な情報開示の観点から、この間の九州電力と私たちの間でやり取りした内容を私たちのホームページに掲載したいとの意思を届け、その検討をお願いしています。（現時点、私たちが調べた九州電力の第２期～第９２期の有価証券報告書記載の原発関連費用・電気事業費用・資産等の推移をまとめた表と、それらと託送料金原価との比較表を、私たちのホームページに掲載しています）。

〈注３４〉関西電力とのやり取りは以下の概要のとおりです。

２０１７．７．２６『お尋ね』

大飯原発再稼動によって電気料金を下げるという発表の中に、託送料金は据置とあったため、その理由と発表資料数値の不明点をお尋ねしました。

２０１７．８．１４『回答』

資料数値の不明点を中心に回答してもらいました。

２０１７．９．６『お尋ね』

理解できたこと、まだ分からないことを含めて、あらためて電気料金原価と託送料金原価の整合性を含めてのお尋ねをしました。

２０１７．１０．２『回答』と１０．６「説明の場」

託送料金と電気料金の単価が、それぞれ需用電力量と販売電力量により計算されることの違い、今回の電力料金値下が主に燃料費（発電費用）の値下によるもので、それは託送料金への反映が極度に低いことであること等の説明をもら

いました。

２０１９．２．２２『お尋ね』

２０２０年４月から託送料金に上乗せとされる廃炉円滑化負担金と美浜１、２号機及び大飯１、２号機の廃炉費用との関係について質問し、併せて、同負担金と賠償負担金を新電力事業者に求めないという検討ができないかを尋ねました。

２０１９．４．１「説明の場」

質問について、書面でなく説明の場でという連絡を受け、場を持ちました。その記録の公開を了承いただいています。

【質問１】

端的にお尋ねしますが、これら４機の廃炉費用に関わって、２０２０年４月から「託送料金への上乗せ（廃炉円滑化負担金発生）」は生じるのですか。

【回答】

ネットワーク事業者としては経済産業省令に基づいて一般送配電事業者の接続供給の相手方から回収しなければならないと定められているため、その扱いに従う。

【質問２】

①　「託送料金への上乗せ（廃炉円滑化負担金発生）」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。

②　また、その額はどうやって算定されるのかを教えてください。

【回答】

①　申請行為をさせていただくと約款の改定が実質上必要になる。改定に伴って新たな契約書の締結は現時点では不要と考える。

②　一般送配電事業者の立場から、回収すべき廃炉円滑化負担金の額は経産大臣から通知されるように決まっており、その額にしたがって対応させてもらう。

【質問３】

基礎的な会計上のお尋ねです。

①　これまでの御社の原発廃炉費用の積立額は、公開されている御社『有価証券報告書（平成２９年度）』８７頁「貸借対照表」中の「資産除去債務」４，３５４億２，０００万円なのですか。

【回答】

「資産除去債務」に関する会計基準にしたがって行っているので、積立額とは違っている。ここでの廃炉費用の積み立て額は、４，３４３億１，３００万円になる。

②　４機の廃止想定額とそのための積立額はいずれも分かっているのならば、教えてください。

【回答】

廃炉費用の総見積額	Ｈ２９年末積立額	不足額
１，８３０億	１，５４７億	２８３億

③　また、原発各機ごとにこれらの額が計算されているのですか。

【回答】

経済産業省令の原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づいて各ユニットごとに算定している。②のとおり。

④　その場合、残る美浜原発３号機と大飯原発３・４号機と高浜原発１～４号機が廃炉となる場合の想定額と積立額を教えていただけますか。現時点のもので構いません。

［回答］

廃炉費用の総見積額	Ｈ２９年末積立額	不足額
３，６４８億円	２，７９１億円	８５７億円

※全ユニット廃炉費用の積み立て額合計は、４，３４３億１，３００万円。

【質問４】

①　上記の「資産除去債務」は以前「原子力施設解体引当金」という費目であったことから、この積立金は「原発施設の解体」に要する費用の積立であって、解体に伴って発生する「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」に要する費用は含まれていないということですか。

【回答］

省令に基づいて算定している。「含まれている」。

②　もし含まれていない場合、「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」費用はどのように捻出していくことになるのか、これも廃炉円滑化負担金に含まれていくのかを教えてください。

【回答】

省令に基づいて、「含まれている」。

【質問５】御社のお考えを聞かせてください。

社会通念からいって、原発の廃炉は原発を使って事業を営んできた原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり２０２０年４月から私たちに請求される託送料金に「廃炉円滑化負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。

【回答】

冒頭説明のとおり送配電事業者としては通知を受けたらそれを回収しなければならないということになっている。これについては、国の審議会で電力システム改革貫徹のための政策小委員会という審議会があり、この中で大学の先生等の有識者も含めて議論がなされた。その中で取りまとめというのがなされている。

円滑化負担金についても、その中に記載がされている。もともとこの廃炉費用というものは福島の事故以降、国が原子力依存を低減させていくという方針を掲げてさらには事業者としても自由化の中で廃炉を円滑化にすすめていくという大きな方針がある中でこの制度ができた経緯がある。これをしっかりと自

由化の中でもやってくために、現状は小売料金という規制がある中でやっているが、撤廃される以降は託送料金のほうで回収することが適当であるという整理になっている。こういう議論の経緯を踏まえて省令が見直しとなったと認識しているので、弊社としてもそれに応じてしっかりと対応させていただいて、４基稼動しているが、これの廃炉も安全に進めていくということでやっていこうと思っている。

【質問６】

端的にお尋ねしますが、２０２０年４月から「託送料金への上乗せ（賠償負担金発生）」は生じるのですか。

【回答】

経済産業省の省令に基づいて送配電事業者は賠償負担金を接続供給の相手方から回収しないといけないと定められている。

【質問７】

①「託送料金への上乗せ（賠償負担金発生）」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。

【回答】必要に応じて、託送供給約款の改定を実施する予定。改定に伴う新たな契約書は不要と現時点で考えている。

②また、その額はどうやって算定されるのかを教えてください。

【回答】

一般送配電事業者が回収すべき賠償負担金の額については経済産業大臣により原発事業者に通知されるよう省令で定められている。

【質問８】御社のお考えを聞かせてください。

社会通念からいって、原発事故の賠償は事故を起こした原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり２０２０年４月から私たちに請求される託送料金に「賠償負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。

【回答】

電力システム改革のための貫徹のための政策小委員会という中で、廃炉円滑化負担金と同じタイミングで議論がされている。記載されている文書では「需要家間の格差を解消して公平性を確保するためには全需要家が等しく受益した過去分ということで、すべての需要家が公平に受益することが適当」との整理がされており、それが託送料金でということにつながっている。この整理に従って事業者して対応させていただくことになると考えている。

【回答を受けての意見交換】

グ：美浜原発・大井原発の廃炉の総見積額と今の積立額を聞いて、普通の人間にとってとても大きな額、驚きがある。低レベル廃棄物の処理費用も入ってると説明あったが、低レベルでも１００年というスパンで管理しなけ

ればならないものだと思うが、どう処理されるのか。

関：廃棄物はいろいろあり、放射能濃度もそれぞれ機器で違う。国で放射能レベルに応じた処分をするとなっている。放射性レベルが高いほど地中に深く埋めるのが基本の考え。きちんと処理して放射能漏れがないよう密封して漏れないようにが大前提。放射能レベルによって深さが変わるとイメージをもたれるといい。放射能レベルが低いものは深く埋めなくても大丈夫というルールが規制庁で決められている。それに従ってやる。原子力発電所の大半の設備は放射能レベルがないとなっているので、産業廃棄物と同じような形で処分される。全体中の一部の発電所なので、規制に従って安全に処分するとルール化され、それに従ってやる。

グ：私たちも脱原発運動を進める中、より地中に深く埋める事までは承知しているつもり。どんな容器か、掘削はどういう所かなど詳しく知りたい。

関：国のルールに従ってやる。明確に決まっているものと決まってないもので分かれている。決まってないものは今後国でルールが策定されると思う。正確にわかっていない部分はある。海外の事由を踏まえてどう安全にやるか規制庁で議論される。すでにある方法はドラム缶の中に（水か砂）廃棄物を入れて放射能を通さないものでドラム缶を充填して処分するという形。放射能レベルによって処分の仕方が変わってくる。

グ：処理費用は暫定額か。

関：暫定的というより、現時点で合理的に見積もれる範囲というのが先ほどの見積額となっている。これが現状十分ではないかと思っている。

グ：省令で低レベル放射性廃棄物の処理も現在の積立金の中に含まれているが、低レベル放射性廃棄物を３００年から４００年管理する、その費用も含めているということだが、３００～４００年かかる管理の費用をどうやって具体的に算定しているのか、普通の感覚で疑問。３００年～４００年発生するだろう管理費用や、何百年後に何かが出たという時の費用まで本当に解体費用に盛り込まれて、積み立てられているのかというのが、俄かに信じられずに聞いている。

関：専門でなく記憶の範囲で、確かに３００～４００年だが、基本は今の想定は埋めて何年間は監視する費用が入り、それ以降はきっちり処理処分して区画をつくり地域を監視していく、基本はそのまま置いておく考え方。３００～４００年ずっと監視が前提にはなっていないと思う。きっちり処分し、一定期間管理して問題がなければそのまま、区域だけはしっかり括って見ていく考え。費用が３００～４００年毎年かかるイメージではなかったと記憶している。

グ：原子力規制委員会で指標、仕事の中身を公表している。「３００年から４００年の検査を。そして１０数万年の保管」だった。それくらい必要でないか、が質問の前提。

関：そういう前提で今の見積額を算定していると理解。そういった費用も含めて総見積額はあると理解している。

グ：美浜１号機で言えば、３２３億円の解体総見積額に今話している項目も入っているのか。
関：個々の品目がどれだけ入っているかは認識できていないので、この場で明確に監視の試験費用が確実に入っているか答えることが難しいが、基本的には低レベルの処理処分が含まれた費用となっている。
グ：出力ごとに概ね解体費用の見積額は均等とみていいか。規模に応じてモデル毎の解体費用、低レベル放射性物質の廃棄費用がこれくらいというのがあり、それに基づいているのか。
関：モデルにどこまでのものが入っているか詳細はわかっていない。考え方そのものは、公表されたものがある。それに基づいていろんな審議会で議論して決まっているので、審議会資料にはそれなりの考え方が整理されている。それに基づいて今もやっている。今手元にないが、過去に公表されたものがある。大体これをしないといけないという整理で、そのためにはお金がどのくらいか、発電所ごとに廃棄物が出る量を出力に応じて、規模に応じた単価を出している。
グ：後日、解体費用の計算基準をいただくことは可能か。
関：過去の審議会のこういう所で議論されています、という程度であれば。
グ：一番知りたいのは１号機の３２３億円を計算する根拠になっているもの。誰かが決めたにせよ、それを裏付ける根拠があるはずと思う。部外秘で他の人には渡せないものであるならば、そう言ってもらって構わない。
関：解体引当金省令なので、法令に基づいてとなっている。
グ：施設の解体費、後の管理はどれくらいか、などわかるものか。
関：公表データに載っているか載ってないかがあるので、非公表になればオープンできない点があるのは理解をいただきたい。考え方としてどんなものを積んでいるかは省令に載っている。一電力会社でなくて国から指示が出ている。個別ユニット毎の内訳となると非公表の場合もあるので、その場合は理解をお願いしたい。
グ：３２３億円という金額も出て、私たちからは感覚がおかしくなる数字。でも４００年後までの検査、調査費用も入るとのことだったので、もし入れるならば足らなくないか、と話を聞いて思った。関西電力の皆さんもこれは足りるだろうという認識なのか。
関：今のところはいろいろな考え方のモデルケースでやっている。議論がなされて見積を出しているので現時点ではこれくらいでと理解している。
グ：国からや経済産業省の話もたくさん出てきたが、電力会社としては、通知を受けるだけで、意見は出さないのか。
関：事業者の知見に基づいて国に申し上げることはある。日本では廃炉を始めたばかりで国で海外の事例を調べつつというところでもあるので、いろいろなことを踏まえつつ合理的に制度としてやっている。関西電力としても持っている知識・技術については説明した上で決まってきている。
グ：責める意味ではないが、徳川家康が江戸幕府を開いて仕事を決めて、そ

の仕事を今の私たちが守り続けているようなもの。中央官庁の人は頭で決めるかもしれないが、現実に民間事業者やその地域に住んでいる人たちが本当に４００年間継続できるのかという素朴な気持ち。そう思わないか。

関：民間事業者として原子力発電所を使って、その処理をしないといけない責任は当然責任を果たすべくやっていくとしかお答えできない。３００年、４００年弊社があるのか、といわれれば、そのために事業をしているし、なくす訳にはいかない。

グ：会社はなくなるべきでないと思うが、その仕事を４００年先の人にまでさせてその費用を今、合理的に計算できるものなのだろうかという立場に立ってくれればいいが。

グ：「埋める」と聞いて、どこに埋めるのだろうと考えた。地中深くと言われて狭い日本にどれだけ廃炉する廃棄物を埋められるだろう。全部が廃炉になってほしいと願っているがどこに埋めていくのか。原発を作る時点に戻るが、自分たちの子孫が背負っていかねばならないのが申し訳ない。自分たちは原発を使っていない電気を使いたい願いをもってる。福島のことがあって稼動を止めたときも電気が足りなくはなかった。みんなが電気使用を控えようという気持ちになったこともあったはずなのに、原発がまたどんどん再稼動していくのを見ていると悲しい気持ちになる。説明に関して、「電気・ガス両方使っていますか」と電話があり「エコキュート」を薦められた。夜間に原発の電気を使って安い料金かも知れないが、停電のときは風呂に入れないなど説明もなく営業活動されていることに納得がいかない。消費者に対して説明して電気料金に載せる努力をお願いしたい。

関：廃炉したとき出る放射性物質はごく僅か。一部は青森県の六ヶ所村に廃棄物処分場がある。廃炉の処分場ではなく現在運転中の原発の廃棄物を処分している所。今後廃炉の廃棄物をどこに処分するかは事実としてどこにも決まっていない。関西電力含め、廃炉が進む中できちんと定めていくことは必要になっている。

グ：賠償負担金は「２．４兆円の総額、ｋｗｈあたりの単価」も出ているので「額はこうだ」と通知が経済産業省から来て、使用電力量割で接続事業者に請求して家庭への請求にも使用量割になるとイメージしている。一方で廃炉円滑化負担金は、国の取りまとめにも具体的な計算方法が一切無く、電力会社毎に持っている原発の廃炉必要費用と積立額が違っているので、各社が何らか計算式を立てて廃炉円滑負担金として接続事業者に請求する必要があると申請してそれが認められてといったイメージだったが、話を聞いて、また九州電力からの回答も含めと当初のイメージではなく「廃炉円滑化負担金」は、国が全部ひっくるめて決めて送配電会社に通知するとなるのか。

関：廃炉円滑化負担金は、省令上、発電事業者が申請するとなっている。申請をして国が評価、通知がくるという形なので、前者の理解でいい。

グ：発電事業者が自らの持ち原発について国に申請する、ですね。国が出す

通知は会社ごとに中身が異なってくるのか。
関：正直我々もまだわかっていない。まだ省令も施行されていないし、プロセスはそうだまでは決まっているが、詳細はまだ明確になっていない。
グ：廃炉円滑化負担金として発電の関西電力が申し出て、それに対して国が送配電の関西電力に通知し、その関西電力が接続相手に通知するという仕組みですね。賠償負担金の方は、発電会社が何らか国に申請するのか。
関：賠償のほうも同じ。
グ：賠償はｋｗｈ単価が決まっていて、ややこしい計算ではないですね。
関：おそらくそう思う。国から通知を受けて賠償負担金を払っていく。
グ：廃炉円滑化負担金は、現在発電部門で４基廃炉になるのに伴って何らかの計算をして申請していく。残りの７基については、今のところ計算対象外で間違いないか。
関：あくまで廃炉を円滑に進める制度なので、廃炉したもののみが対象で、関西電力では４基が対象。
グ：先ほど金額を教えてもらった４基の見積額と現在積立額の差額が何らか廃炉円滑化負担金の計算対象になるのか。
関：詳細には決まっていない。
グ：有価証券報告書８６～８７ｐについて。「資産除去債務」は「廃炉のための積立金ではありません」というのは、そのまま廃炉のための積立金でないということか。廃炉積立金は４，３４３億１，３００万円で、「資産除去債務」の金額と近い金額。資産除去債務の中に含めている、で間違いないか。
関：基本的に同じだが、違うルールだから数字が若干違う。資産除去債務は電気事業の会計規則側のルール。積立額は、経産省の省令引当金に基づいて会計規則に則ったもの。対象は基本的に同じなので近い額になる。
グ：貸借対象表には、廃炉のための積立金として計算されているものがそのまま載っているわけではないのか。
関：基本的に総見積額をスタートにしているのは同じだが、積立額は今まで積み立ててきた額を足し合せている。会計ルールは総見積額があって今の価値とするなら幾らかを出している。
グ：会計が何年か前に変わったとき「資産除去債務」に変更されたのか。
関：ルール変更により、新しい考え方に基づいて変更された。ベースとしているところは同じだが、若干の差が生じている。
グ：有価証券報告書から関西電力・九州電力・中国電力の比較一覧を作成した。今話題にした資産除去債務や廃炉解体引当金も出した。表の４３番資産除去債務は、２０１０年に４２４，９９７百万円。この年から、解体引当金からこれに変わったことから、廃炉の積立て費用とわかった。会計上の算定の違いがあってスタートが違うが、理解の仕方はそこを見ればいいと分かった。託送料金は、無駄な電線を使わないという合理的な面もあるが、原発の電気を使いたくないと思っている私たちにとって原子力に係る

費用を見るのは不合理でないかという立場で一貫して質問をしている。すでに電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費が入っているのは、省令で決まっているからとのことだった。前回伺ったときは「私たちもそんな余計なものを載せないでほしい」と仰っている気持ちも聞いた。今回、来年春から二つの負担金が入るのをせめて新しい追加だからこれは無くさないですかという思いで経済産業省に陳情を出しているし、九州・中国・関西の三つの電力会社にも、国がしなさいと言っているかも知れないが、入れないという考えも検討できないかとの立場で来ている。

そういう立場から、託送料金の原価計算が電線の送配電部門費用で適正に基準を設けて計算されているかを、私たちが知りえるとしたら有価証券報告書中にある総費用と託送料金原価で公表されている内訳とを比較するしかないと思って資料を作った。ＨＰで公開されている会社の実績を拾った。電気料金原価が公表されているのか、わからなかったので割合を比較してみた。（以下内容説明）一例で、４ｐ（１５）「普及開発関係費」で、九電は託送料金算定額２７％、関電２．１％、東電７．４％と、こんなに違いがあっていることについて各会社に考えを聞きたい。本日資料をお届けするので、今後機会があれば話を聞きたい。２７％と、２．１％の違いは何かあるか。

関：各社がどれを普及開発費として設定されているかがある。他の会社なので中身がわからない以上、答えようがない。総枠の比較はされているが、内訳としてどのくらい入っているかは各社の話なので理解いただきたい。

グ：電力料金の原価明細の確定分の公開はされているか。わからなかったので、有価証券から拾い出したのは電気料金の実績原価明細そのものではない。会社が投じた費用の明細であろう。総括原価方式があるから費用＝料金となっているが、託送料金で公開しているのと同じように電気料金の原価は公開されているのか。

関：小売の電気料金は変更する場合は約款申請を経済産業大臣に行っているので、後段のその数字のその書類もホームページにも掲載されている。

グ：わざわざ有価証券報告書の事業経費からでなくて、電気料金のそれをホームページで見て託送料金との原価比較したほうが正確だろうか。

関：認可申請する年度が各社違うので、同じように比較はできない点は理解いただきたい。実績を同じ年度で載録されたい趣旨か。有価証券報告書は、普及開発関係費でいくと全社版の数字しか出ていない。そのうち、託送部門はいくらか、という質問か。それについては、営業費用明細が実績についているので、そこの送電・配電・変電を見ると近いものにはなる。それ以外には一般販売管理費・販売費の一部など、一部の部分が託送部分になってくる。託送料金は事後評価というものを毎年実施されているのでその内容を見ると託送料金原価と託送実績の差異について大まかに説明されている。そちらで託送料金が妥当かどうか審議されていく。

グ：もう少し自分たちで調べてみる。評価はどこでされているのか。

関：評価は経済産業省でされている。普及開発関係費に整理されるかどうかは、料金原価は電気事業会計規則に則ってやるので各社は普及開発費にどういったものを整理するかは電気事業会計規則で決められているので、それを逸脱しない範囲で整理している。各社大きく違うということは、自分としては、それはさすがにないと思う。

グ：九州は現在盛んに出力制御がされている。関西電力の見解があればお聞きしたい。兵庫県に発電所をもっているが、九州では頻繁になっている。

関：本日、系統担当が来ていないので詳しくはわからないが、淡路島のほうでは新規をお断りするなどの話がある。地域によっての対応はあるかもしれない。九州とは負荷バランスの違いもあるので何ともいえない。

〈注３５〉中国電力とのやり取りは以下の概要のとおりです。

２０１９．２．２２『お尋ね』

２０２０年４月から託送料金に上乗せとされる廃炉円滑化負担金と島根原発１号機の廃炉費用との関係について質問し、併せて、同負担金と賠償負担金を新電力事業者に求めないという検討ができないかを尋ねました。

２０１９．４．２６「説明の場」

質問について、書面でなく説明の場でという連絡を受け、場を持ちました。その記録の公開を了承いただいています。

【質問１】

端的にお尋ねしますが、この廃炉費用に関わって、２０２０年４月から「託送料金への上乗せ（廃炉円滑化負担金発生）」は生じるのですか。

【回答】

回答の中で法令に関する部分があるので、参考までに資料を出している。こちらをご覧いただきながら説明していく。

廃炉にかかわる費用は来年２０２０年の４月から託送料金に上乗せという形で、こちらについては６ページに経済産業省令の施行規定。廃炉円滑化負担金については、送配電事業者、ネットワーク事業者については、経済産業大臣から通知があれば、廃炉円滑化負担金を接続する接続供給の相手方（ネットワークにつながっている小売事業者）から、回収しなければいけないとなる。廃炉円滑化負担金が設置されれば、相手方から回収しなければいけない。

これは来年以降経済産業大臣から通知がある。現時点ではどうこう言う通知はないので、その通知があれば実施することになる。

【質問２】

①　「託送料金への上乗せ（廃炉円滑化負担金発生）」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。

②　また、その額はどうやって算定されるのかを教えてください。

【回答】

①　経済産業大臣から廃炉円滑化負担金等の額にかかる通知を受けた場合には

託送料金約款の変更を実施する。約款に規定している通り、変更になれば託送料金については、変更後の約款になる。約款に規定しているとおり、契約書を新たに取り交わすというのは基本的に必要ないと考えている。

② 額についてもどのように通知されるかということについて資料の１０ページにある。ネットワーク事業者に通知されるのは回収すべき廃炉円滑化負担金の額が大臣から通知される。回収の期間、いつからどれくらい、それを誰に果たさなければならないかは、三番目にある。それ以外に必要と認める事項、実際の制度が運用されて大臣が認められれば、通知されるものが追加される。額については今後大臣から通知を受ける。

【質問３】

基礎的な会計上のお尋ねです。

① これまでの御社の原発廃炉費用の積立額は、公開されている御社『有価証券報告書（平成２９年度）』１０６頁「貸借対照表」中の「資産除去債務」７７８億６，１００万円なのですか。

② 島根原発１号機の廃止想定額とそのための積立額はいずれも分かっているのならば、教えてください。

③ また、原発各機ごとにこれらの額が計算されているのですか。

④ その場合、残る島根原発２号機と建設中の島根原発３号機が廃炉となる場合の想定額と積立額を教えていただけますか。現時点のもので構いません。

【回答】

① 特定原子力発電所施設の解体にかかる積立額は、（平成２９年度）』１０６頁「貸借対照表」中の「資産除去債務」７７８億６，１００万円は、積み立て額７８２億３，６００万円の１部をすでに発生している維持管理費用に充当した後の金額ということになっている。

② 原子力発電施設の解体の省令に基づく島根原子力発電所の１号機の廃止想定額は３７８億８，７００万円。平成２９年度末の積立額については３５５億９，５００万円になっている。

③ 各号機ごとに計算を行っている。

④ 原子力発電施設解体引当金に関する省令に基づく島根原子力発電所２号機の廃止想定額は６３９億５００万円。平成２９年度末の積み立て額についてはこの中の４２６億４，０００万円となっている。島根原子力発電所３号機については現段階では算定を行っていない。

【質問４】

① 上記の「資産除去債務」は以前「原子力施設解体引当金」という費目であったことから、この積立金は「原発施設の解体」に要する費用の積立であって、解体に伴って発生する「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」に要する費用は含まれていないということですか。

② もし含まれていない場合、「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」費用はどのように捻出していくことになるのか、これも廃炉円滑化負担金に含まれていくのかを教えてください。

【回答】

① 常時の資産除去債務は、以前は原子力施設解体引当金の費目にあったことからこの積立金は原発施設の解体に要する費用。解体に伴って発生する低レベル放射性廃棄物の処分や管理運用する費用について資産除去債務の算定に含まれている。

② ①で説明済み。

【質問５】御社のお考えを聞かせてください。

社会通念からいって、原発の廃炉は原発を使って事業を営んできた原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり２０２０年４月から私たちに請求される託送料金に「廃炉円滑化負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。

【回答】

ネットワーク事業者は大臣から通知があれば新電力の皆さんも含めて回収する義務があるので回収をさせていただくことで考えている。すでにご存じの通りこうした規定というのは国の審議会でいろいろと議論をしていく中で原発依存を低減していくというエネルギー政策をすすめていくためには、円滑な廃炉を進めていかなければならない。国の政策課題であって、競争自由化が始まって電力システム改革政策のための小委員会が２年近く開かれて何回か議論されてこのような制度になった。ネットワーク事業者としては「回収しなければならない」の省令により回収させていただきたい。ルールに則った運営をさせていただきたいと思っている。

【質問６】

端的にお尋ねしますが、２０２０年４月から「託送料金への上乗せ（賠償負担金発生）」は生じるのですか。

【質問７】

① 「託送料金への上乗せ（賠償負担金発生）」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。

② また、その額はどうやって算定されるのかを教えてください。

【回答】

資料（冊子）の２ページ（賠償負担金の回収等）と言う項目。先ほど説明した廃炉の円滑化負担金と同じようにネットワーク事業者に通知があった場合にネットワーク事業者は「回収しなければならない」ということになっている。こちらも通知があれば回収させていただく。「しなければならない」ということになるわけで、ネットワーク事業者としてはさせていただくということで考えている。こちらも、いつからどのぐらいというのもまだ出ていない。通知を待って手続きを取らせていただいて皆さんにもご請求をさせていただきたいということで考えている。

重複するところもあるが質問の１・２をまとめた回答とさせていただいた。

【質問８】御社のお考えを聞かせてください。

社会通念からいって、原発事故の賠償は事故を起こした原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり２０２０年４月から私たちに請求される託送料金に「賠償負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。

【回答】

こちらも通知があった場合には「回収しなければならない」、というのは先ほど申し上げた「廃炉円滑化負担金」と同じように我々ネットワーク事業者はそれに従う責務がある。通知があった場合には皆さんから回収させていただきたい。こちらはご案内の通り、過去原子力発電を何十年かやってきて、本来国が措置すべきだったということで委員会でも指摘はあったが、（当時は）制度がなかったので遡って請求させていただくようになった。そのためには一部の電力をお使いになる皆さんだけではなくてすべての電力をお使いになる皆さんから回収するほうが公平であろうという議論がなされた上での結論としてきている。経過を踏まえてルールに基づいてご請求させていただきたいということで考えている。

【回答を受けての意見交換】

グ：島根原発３号機は算定していないというのは予定しないということか。

中：算定にいたる段階に達していない。稼働してないのでこれから手続きを受けて、しかるべき段階になれば計算して積み立てることになる。

グ：稼動なければ現状のままということか。

中：そのとおり。

グ：いずれも「通知があって」という前提だが、通知の前の作業として中国電力から経済産業省に、経済産業省が中国電力に費用を照会することは無いのか。

中：それはある。資料の３～４ｐが賠償負担金。７～９ｐが廃炉円滑化負担金。いずれも承認の申請書を出して、様式、要件を満たしてそれを大臣が承認されたものが通知されてくる。

グ：申請書を出す電力会社とは。

中：原子力発電事業者ということで申請書を出す。

グ：送配電でなくて発電事業者として、申請書に廃炉円滑化負担金を中国電力でいえば島根１号機に係る計算をし、単純に言えば廃炉の積立額と必要な額の差と推測するが、何かに基づく額の申請をし、それを大臣が承認して通知という形になるということか。

中：そう。

グ：賠償負担金はｋｗｈ単価を経済産業省がまとめて出しているので、これは全国一律か。

中：こちらもそういう手続き。
グ：「申請をしない」ことは電力会社の側としてはあるだろうか。
中：先ほど申し上げたルールを作るときに、原発依存度を低減する、そのために廃炉をしっかりやらなければいけないという議論を経てルールができた。廃炉円滑化負担金も申請させていただきたい。賠償負担金も電力の需要家の公平な負担としてそういうルールになった。どちらも申請するが、その手前で幾らかは決めずに通知があると思う。我々として、賠償負担金として回収させてもらう手続きとして申請したい。
グ：すでに２０１２年から二つの負担金の前段として、各電力会社が原子力損害賠償廃炉等支援機構に負担金を納めている。北陸電力と中国電力はその負担金を電気料金に原価算定せず会社のお金として出しているという形になっている。二社がそうしていることを、ある意味不思議ですごいと思っている。そういう考えを続けることは無いのか。また、中国電力がそうしていることについて、そうするな、、他の会社のようにすべきだといった圧力はあるのか。
中：まずは、そのように言ってもらってありがたい。廃炉支援機構に負担金を払う義務がある。今はコストを削ったり弊社の努力をして皆さんから料金をもらっているものは値上せず、支払っている。弊社は原子力発電はわが国のようにエネルギーの少ない国にとっては必要と思っていて、再稼働に向けて取り組んでいる。その判断の中で、今あるものはそうしている。来年からの賠償負担金というのは制度がなかったので、過去に遡って今改めて請求が来ているものと理解している。自由化が始まる前から中国地方の皆さんには電気を買ってもらい、使ってもらった皆さんで公平に等しく負担する。中国電力のお客さんからだけというと、公平性の観点からみるとどうかと思う。その趣旨として皆さんから徴収させていただきたい。
グ：２０１１年頃の検討で会社として今仰られた何らかの意志があったのだと思う。仮定だが、中国電力がそれと同じ意思を持ったとすれば、２０２０年からも制度上それはできるのか。二つの負担金を負担はするが、託送料金の中に含めないと会社が意思を持った時にそれはできるのか。
中：制度上全くできないかといえば、むずかしいかもしれないが、費用の性格上、需要家の皆さんに負担いただく方が公平で、そういう費用の性格だとした上で、それを（託送料金として）もらわないで負担するというのは、現実的にはネットワーク事業者の託送料金をもらって支払う義務は当然あるので、現実的には難しいと思う。
グ：ネットワーク事業者としての判断は当然あるとの前提で尋ねている。三社に分かれて送配電の事業者となる今の中国電力が、今の中国電力の意志と同じように、賠償の費用と廃炉を進める費用と現在の負担金とは使われる対象は同じだろうと思うから、現在の会社の判断と同じものを、送配電の中国電力が２０２０年からの負担金も会社側でという判断を持った時、そういう意思を持ったのまでだめだとなるのか。もし会社が経営等を含め

て、やっぱり原発に使った施設の解体と賠償は原発事業者としてやるという意志を持ったら、それも駄目というのが今回の省令なのか。経済産業省に話をするとき聞きたいことでもある。どう思われているのか。

中：ルール上全くそれが駄目かと言うと、そこだけ考えると、そうではないのではないか。しかし一方で、確実にそれだけの負担はネットワーク事業者として支払わなければいけない。賠償金額はネットワーク側には、廃炉の負担金を払う義務が生じる。必ず費用として生じることになる。ネットワーク会社の収入が一方で託送料金しかない。その料金で負担金費用をもらわないとなると、ネットワーク会社が持ち出しする形になる。その時に今度はネットワーク会社が本来やらねばならない配電線の管理や停電が少ないように保守をする等もある。ネットワークの施設自体は古くなっていて高度成長期に建てたものなど長く使っている。この設備を順次更新せねばならない。そういう時期にきている。本来、ネットワーク事業者がいただいた託送料金でそうしたことをやらねばならない状況にある。それを考えると、仰られていることは、もしかすると制度上は可能かもしれないが現実的にそうすると、どこかに不足する費用が出てくる。限られた収入になるとその中でのやれることになる。一方で義務に関しては必ず払わなくてはならないとなると本来の業務で迷惑をかける可能性も出てくる。現実的にはそういう行動は難しいのではないかと考えている。

グ：今計上している負担金に上乗せみたいになるのですね。２０２０年からの負担金は、現在中国電力が支援機構に支払っている一般負担金に加えて、新たな２つの負担金が上乗せになるのか。

中：そう。廃炉円滑化負担金のほうは少し性格が違うので廃炉支援機構に入る。今の一階部分はそのまま、二階建てに新しく追加されるということ。

グ：今ある負担金は、分社化後はどこが払うことになるのか。

中：原子力発電所を持っている会社が事業者として払う。来年でいえばネットワーク会社でない、発電の中国電力のほう。

グ：発電の中国電力が払う、それを発電の中国電力の契約者の電気料金に含めて回収するということか。今回の２つの負担金のほうは、ネットワーク事業者としての中国電力が接続供給の相手である新電力から別途のものとして回収するということか。そして、意思を持つか持たないかは会社の意思だが、会社が回収しないという意思を持った時に「それはできない」とまでは言われない、と言われたのか。

中：確実に「やらなければならない」ということになっているので、いただくということが前提になっている。

グ：省令を守らなかったら罰則があるのか。

中：明確な罰則があるかと言うと、どこかに罰則はあると思うが。現実には回収しなければならない。一方で皆さんに負担いただく方が過去分まで含めて公平だということを考えると、負担いただくことになるのではないか。もちろん具体的な額などそういう段階に入っていないがそういう判断をす

るのではないかと思う。

グ：一般負担金は、送配電ではなく発電コストに入っているのか。その認識でいいか。

中：原子力発電事業者に払う義務がある。発電の費用の中に入ってくる。

グ：省令違反にならないよう、省令を守らねばならない部分もあるとは思っていた。先ほど公平性と言ったが、公平性はとても大事だが、電気は自分たちの選択肢の中で自然エネルギーでも暮らしていけると思っている。自由化になる前までは大手電力からしか電気は調達できなかった。選ぶことができなかった時の過去分を支払うというのが公平性とは疑問がある。私たちは組合員の出資金で新電力を立ち上げた。市民の力で自然エネルギーで暮らしたいと頑張っている。託送料金の学習会にも参加をした。

例えとして、過去に行ったレストランで食べたメニューに１，０００円を払った後、コストを調べてみると実は１，５００円だったのであとで５００円を追加でください。と言われても誰もそうですかと納得して払わないのではないだろうか。省令はおかしいと思う。グリーンコープの中で組合員と対話する中で託送料金はみんながよく知らない中で、電気料金の約３分の１が託送料金になっている。知らない人たちが多い中で家計のやりくりを考えていく中で、納得のいくお金でないと払いたくない。自分たちの思いに反するものであると、おかしいと思うのが普通ではないか。

そういう意味では中国電力は現在、託送料金に含めていないということで２０２０年からもぜひその姿勢を貫いていただけたらと、自分も広島に住んでいる市民の１人としてうれしいと思う。今日はグリーンコープ岡山の理事長も参加を予定していた。この場でみなさんに聴いてもらい、お伝えしたいことがある。読ませていただく。

私は中国電力の方に何よりもお聞きしたかったことは、会社の方針や立場などなく一人の大人として、託送料を含む原発の現状と未来についてどう考えていらっしゃるのか、ということでした。

私は事故当時茨城県つくば市在住で、事故後１年目に子ども３人と共に松本市へ母子避難をし、５年前に家族全員で岡山に来ました。当事者として、特に自主避難者の大変さを少しはわかっているつもりです。

空気をそのまま吸っても良いのか、水道の水で歯磨きをするのか、お米を研ぐ水はどうするのか、道のどこを歩くのか…。毎日当たり前にしていたこと一つ一つで選択を迫られました。学校で委員会を立ち上げ、線量測定をし、除染もしました。公式の線量が全くあてにならないこと、除染しても２週間たたないうちに元に戻る現実がありました。国や東電、自治体に対策を働きかけている間に、放射線管理区域以上の場所で子ども達が被曝し続けることを受け入れられず、私は自主避難を選択しました。

当事者になり直面しないとわからないことはまだまだたくさんあり

ます。

私も事故前は悪意はないけれど無関心な人間で、こうなったことの責任は自分にもあると思っています。

私の経験が無駄ではなかったと思えるような社会にできる大きな力を、電力会社のみなさんは持っていらっしゃると思います。

今の生活が大切なことは私も同じですので理解できます。でも自分達の大切な人を本当に守るために自分しかできないことを勇気をもってやって欲しいと切に願います。

中：先程も申し上げたとおり、福島の事故に関しては、今もなお苦しんでおられるたくさんの人々がいて我々も同じ原子力事業者として申し訳ない。原子力発電については日本は石油もない。石炭も昔はあったが、そういう意味でエネルギーの乏しい国。今はこういう時代になって平和な国だが資源は８０数パーセントを輸入に頼っている。自然エネルギーは、もちろん我々も必要だと思う。古くは水力発電。最近は太陽光もたくさんできているがやはりエネルギーにはそれぞれ課題があって、石炭とかＬＮＧ、火力発電、原子力のいいところを組み合わせて値段を下げて行かないといけない。価格はある程度安くないと皆さん使っていただけない。環境にやさしいという１つのエネルギーだけではなくて、いろんなエネルギーを組み合わせて使っていただければと思う。その中で原子力発電は必要なエネルギーでないかと思っている。東電の事故についてはこれまでも取り組んできたつもりであるが、今改めて精一杯のことをやって改善していく。島根については各種安全対策に時間をかけてやっている。使うからにはそこは最大取り組んでいく。会社としては安全性を確立した上で取り組んでいくことを考えている。

グ：再生エネルギーの良いところなど言われた。原発の良いところとはどういうことか。プラスマイナス駆け引きしてもプラスと思っている点はどういう点か。

中：原子力発電の良いところはすごく小さなもので大量の電気を作ることができる。原子力発電の燃料とは鉛筆ぐらいの大きさのもの一つで相当な規模の電気を発電することができる。一度発電すれば何年分か電気を発電することができるので、ある日突然石油の輸入が止まるとか、石炭の何かが止まると言うことがあったにしても発電することができる。それは原子力の魅力の１つ。もう一つは値段の問題。全体にすればどうかというのはあるが、燃料を燃やすのに他に比べて値段が安い。もちろん固定費、設備に相当安全に気をつけていくことが前提なので設備費の方が高いのだが、いわゆる燃料費は相当に安い。景気の影響を受けない。燃料価格は上がったり下がったりでちょっと前だとすごく燃料費が上がって困った時代があった。石油ショックみたいなのが何回かある。そういう影響を受けにくい。そういう意味でいいものを活かす。もちろんそれだけに偏ってというのはバランスとしてよろしくないと思うが原子力エネルギーというのは燃料費

の影響を受けない為替や市場の影響を受けない安定的な値段で発電ができる。もう一つＣＯ２という意味で発電するときには少なくともＣＯ２が発生しない。その３つが原子力発電の良いところだと思う。

グ：一つの原料にしたら安いと思うが、廃炉費用が結構かかると言われている。そういうものも含めても安いと言われているのか。

中：長期間安定して使うという前提で試算したときには原子力発電には将来性がある。もちろん利用の仕方など条件によっては違うと思うが安定的に使うということにすれば経済的な効果はある。何年か前に国の審議会のところで、各電気の発電方法での単価を出したことがある。原子力だと１０．７円、太陽光であれば１５～１７円と将来を計算しても少し高い。だからＦＩＴを入れて、たくさん作って価格が安くなるようにということで政策化してきた。もちろんいろいろな条件はあるが。

グ：島根原発から２１キロに住んでいる。１号機の廃炉２号機の再稼動に向けての説明会があってそのたび参加しているが、どうしても納得できないところがある。電力会社の人は「国の政策」と言う。「従わないといけない」という。でも一度事故が起きれば福島のようになったときに同じ生活者として自分たちも島根原発が被災したときは同じようにふるさとを追われたりするのではないかととても心配している。未来の子どもたちに責任を負えるように電力会社とも話し合いができればいいと思う。私たちはもっと国に訴えを起こして電力会社にも国から政策として方向転換をしていこうと支持してほしい。１番心配しているのは原子力の核のゴミのこと。管理など未来永劫続くことなどを一緒に考えたい。

グ：あらためての質問があれば遠慮なく問い合わせする。今後もよろしくお願いしたい。

中：今後も説明の場をもって、考え方をご理解いただくための場を持っていきたい。意見交換をお願いしたい。

〈注３６〉以下の内容です。

特別決議

今から６年前の２０１１年３月１１日、東日本を襲った巨大地震とこれにともなう巨大津波は、１万５，８９４名の死者と２，５６１名の行方不明者を発生させました。

そればかりでなく、この巨大津波は東京電力福島第一原子力発電所と第二原子力発電所を襲い、その電源のすべてを消失させ、第一原子力発電所の１号機・２号機・３号機の原子炉を熔融（メルトダウン）させました。特に、東京電力福島第一原子力発電所２号機の場合、東京電力がベント（ガス抜き）に失敗したため、原子炉が内部からそのガス圧で爆発する恐れが極めて高まりました。しかし偶然、近くの４号機で水素爆発が起こり、この衝撃で２号機の格納容器が小規模に破壊されることになった結果、原子炉内のガスが漏れでて、原子炉が爆発する事態は回避されました。つまり、こうした偶然に助けられなければ、福島第一原子力発電所２号機

の原子炉は内部から爆発し、「東日本は人間が住めない地域」になっていた可能性がとても高かったのです。

ところが、日本政府と大手電力会社はこうした深刻な事実を公表しなかったばかりか、知らぬ顔をして、原子力発電所の再稼動を強行しています。そして、こうした非道な「原子力政策」を財政的に成り立たせるために、原発で発電された電気の使用を拒絶する新電力（グリーン・市民電力）とその利用者に対しても、国会の同意なしに、託送料金（電線使用料）に「福島原発事故の賠償金」や「廃炉費用」などを上乗せし、これを徴収しようとしています。

具体的には、新電力（グリーン・市民電力）は、大手電力会社が所有する送配電網を借用し、その電線使用料（託送料金）を九州電力などの大手電力会社に支払っていますが、この電線使用料（託送料金）に、現在も「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」などが上乗せされ、新電力（グリーン・市民電力）とその利用者からも、つまり、すべての消費者・国民から、徴収されています。ところが、これに加えて、２０２０年度から国会の同意なしに、「事実上の税金」といえる「福島原発事故の賠償金」や「廃炉費用」などがさらに上乗せされ、すべての消費者・国民から徴収することが準備・予定されています。

そもそも、現在も託送料金（電線使用料）に上乗せされ、新電力（グリーン・市民電力）とその利用者から徴収されている「電源開発促進税」は、その法律に明文で「納税義務者は一般電気事業者（大手電力会社）」と規定されています。ですから、法律上、新電力（グリーン・市民電力）は「納税義務」を負っていないのです。また、「使用済燃料再処理等既発電費」も法律上、新電力（グリーン・市民電力）が負担しなければならない費用でありません。にもかかわらず、現在、新電力（グリーン・市民電力）とその利用者からも徴収されています。本当に理不尽というほかはありません。何故なら、誰が考えても「使用済燃料再処理等既発電費」は、原子力発電所を稼動し、「使用済核燃料」を産み出してきた一般電気事業者（大手電力会社）が負担すべき費用であるはずだからです。また、電源開発促進税も、「平成２３年度決算において、明確に電源ごとに内訳を算出することができる事業等に係る支出については、原子力発電等関係は約３，４４２億円、火力発電関係は約９億円、水力発電関係は約６３億円である」（「衆議院議員小池政就君提出電源開発促進税のあり方に関する質問に対する答弁書」）という政府の説明（答弁）に明らかなとおり、その圧倒的大部分は「原子力発電等関係」に「支出」されているものだからです。

にもかかわらず、これに加えて、２０２０年度から国会の同意なしに、「事実上の税金」といえる「福島原発事故の賠償金」や「廃炉費用」などがさらに上乗せされ、新電力（グリーン・市民電力）とその利用者を含む、すべての消費者・国民から徴収することが準備・予定されています。

ご承知のとおり、経済産業大臣をはじめとする行政の長は法律上、許・認可権が与えられています。ですから、経済産業大臣は、九州電力・中国電力・関西電力な

どの大手電力会社が新電力（グリーン・市民電力）に請求する電線使用料（託送料金）に「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」を上乗せして請求することを認可する、ということが出来ます。つまり、是非善悪はともかく、経済産業大臣がそのように認可したということ自体は適法行為です。しかし、認可したということは、単に九州電力などが新電力（グリーン・市民電力）に請求する電線使用料（託送料金）に「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」を上乗せして請求したとしても、行政（経済産業大臣）はこれを咎（とが）めない、ということを意味するにすぎません。すなわち、それは経済産業大臣が新電力（グリーン・市民電力）に電線使用料（託送料金）に「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」を上乗せして支払え、と命じたということを意味しません。何故なら、行政の長（経済産業大臣）に法律上、そうした権限は与えられていないからです。

そして、そうした権限は実は、立法府（国会）に与えられているものです。ですから、立法府（国会）がもし法律を修正し、「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」の納税義務者あるいは支払い義務者に新電力（グリーン・市民電力）を加えれば、新電力（グリーン・市民電力）は問答無用に、納税義務や支払い義務を負うことになります。しかし、立法府（国会）は、そうした手続きを踏んでいません。ですから、新電力（グリーン・市民電力）は法律上、「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」を納税もしくは支払う義務を負っていないのです。

ですが、新電力（グリーン・市民電力）がもし、法律上の義務を負っていないことを理由に、「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」などの支払いを拒絶すれば、九州電力などは新電力（グリーン・市民電力）に対して、電線の使用を拒絶することが出来ます。何故なら、九州電力などがそうしたとしても、九州電力などは行政の長（経済産業大臣）から何も咎められることがないからです。それが、行政の長（経済産業大臣）が「認可」したということの本質的な意味です。

ですから、新電力（グリーン・市民電力）が「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」などの支払いを拒絶しようと思えば、司法（裁判所）に「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」などの支払い義務が存在しないこと（債務不存在）の確認を請求し、これを裁判所に認めてもらう以外に方法がありません。したがって、私たちは裁判所に対して、「債務不存在の確認請求訴訟」を提起することを真剣に検討してきました。

私たちはそのため、「電気事業法」が「託送料金（電線使用料）」について「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」「料金の算出方法が適正かつ明確に定められていること」などと規定していることを踏まえ、それがそのとおりに履行されているのかどうかを検証するために、九州電力の「２期」から現在までの有価証券報告書を入手し、悪戦苦闘しながら、九州電力の経営構造が総体としてどうなっているのか、を調査してきました。ただし、「１期」の有価証券報告書に限っては、国会図書館にもそれが保存されていません

でしたので、現時点で入手できていません。
いずれにしても、その調査の結果、九州電力は「１９６５年から２０１５年までの５０年間」で、人件費や燃料代などの直接的な経費を除いて、九州電力管内の消費者・国民から２４兆４，４９６億円もの膨大なお金を「電気代」名目で徴収し、そのお金で、九州電力の資産を９兆９，０６７億円も増加させ、その増加させた資産のうち、６兆４，１２５億円を現金化（減価償却）し、２０１５年末現在、その資産の増加額を３兆４，９４２億円としていることが分かりました。つまり、九州電力はこの「５０年間」で、その保有する現金を６兆４，１２５億円、その固定資産などを３兆４，９４２億円、つまり、合計で９兆９，０６７億円も増加させていることが分かりました。
それればかりでなく、九州電力はその株主に５，８３３億円を利益配当し、また、銀行に借入金の元金４兆２，０７９億円を返済するとともに、その利子３兆６，３７８億円を支払い、さらに、投資家に電力債の元利金６兆１，１０４億円を支払っている、ということも分かりました。
ですから、九州電力が所有する発電所や送配電施設などの固定資産や現金などは本来、九州電力管内の消費者・国民をその所有者とするべきものなのです。

また、調査の結果、原子力発電所の建設に際し、九州電力は湯水のようにお金を使ってきたことも分かりました。具体的には、玄海原子力発電所１号機は「４１６億円」の当初予算が「５１６億円」に、玄海原子力発電所２号機は「４５５億円」の当初予算が約３倍の「１，３３１億円」に、川内原子力発電所１号機は当初予算「１，７５０億円」が１．６倍の「２，８１５億円」に、川内原子力発電所２号機は当初予算「１，８３２億円」が１．３倍の「２，３２８億円」に、玄海原子力発電所３号機は当初予算「３，７８１億円」が「４，０６８億円」に、玄海原子力発電所４号機は当初予算「３，２７１億円」が「３，２７３億円」になっています。
ですから、予算比で比較的まともに建設されているのは、玄海原子力発電所４号機だけなのです。そして、建設予算をこれほどオーバーすれば、民間企業であればほとんど倒産しているはずです。ところが、九州電力は民間企業ということになっていますが、総括原価方式で守られていますから、予算を超過した建設費は「原価」として、九州電力管内の消費者・国民から「電気代」として徴収することによって、びくともしなかったわけです。

こうしたこと、つまり、九州電力が「５０年間」で１０兆円近くもその資産を増加させてきていること、原子力発電所の建設に際し、湯水のようにお金を使ってきていることなどを考慮しますと、九州電力が「算出」する託送料金（電線使用料）は電気事業法が規定する「能率的な経営の下」に「算出」されたものとは決していえないことは明らかです。
それればかりでなく、私たちは九州電力が説明する「算出方法」にしたがって、託送料金（電線使用料）を有価証券報告書に示されている数字で再計算してみましたが、説明とつじつまが合わないことばかりでした。

第一に、説明された「算出方法」自体が、電気事業法が規定する「適正かつ明確に定められている」とはとてもいえないものでした。

第二に、そればかりでなく、九州電力からの説明（昨年１０月）によりますと、「一般送配電事業（託送事業）等に係る部門は水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、配電費、販売費および一般管理費と定められており、電源開発促進税や使用済燃料等既発電費をのぞき、原子力発電費は含まれていません」ということでしたが、この説明と矛盾すると思われることが沢山含まれていました。

私たちはしたがって、こうした調査結果を踏まえ、九州電力に私たちの疑問をお尋ねすることから始めています。しかし、残念ながら、九州電力は「質問に答えない」という態度を最近まで一貫させています。ですから、私たちは当面、九州電力に私たちの疑問に答えてもらい、九州電力の経営の実態と託送料金（電線使用料）の実態を正確に知ることに力を尽くすことにしています。そして、そのために必要な場合、公正取引委員会に訴えることも視野に入れているところです。

最後に、以上の取り組みをとおして、私たちは、九州電力から私たちの疑問に対する応答を得たうえで、すなわち、九州電力の総体としての経営の実態を把握し、また、託送料金の実態も把握したうえで、是非とも裁判所に対して「債務不存在の確認を請求する訴訟」を提起したいと考えています。そして、そうすることをとおして、①日本に「三権（司法・立法・行政）分立」の原則を打ち立て、「主権在民」を実態化していきたい、②また、国会の同意なしに、「事実上の税金」といえる「福島原発事故の賠償金」や「廃炉費用」などを強行的に徴収することを押しとどめたい、③そうして、日本が「脱原発」に向かって歩み始める端緒を切り拓きたい、と強く願っています。そして、そのために、この裁判問題について、広く組合員討議を展開し、深めていきたいと考えています。

すなわち、訴訟を提起することそのものの是非は、組合員討議の結果を踏まえて、最終的に判断することとしたい、と考えています。ですから、みなさん。是非とも広く、また、深く、この問題を討議くださることを心から訴え、お願いいたします。

以上、特別決議する。

２０１７年６月１４日

グリーンコープ共同体第十一期通常総会

参加者一同

〈注３７〉以下の内容です。

２０１９年度グリーンコープ共同体総会　第四号議案

託送料金を問う―原発を無くしていけるために―。託送料金に含まれる問題を無くすために、裁判も辞さず、たくさんの組合員や市民が話し合い、取組んでいきます。

一．私たち・グリーンコープの願いと脱原発への想い。

（一）私たち・グリーンコープは設立以来、「組合員主権を貫く」を掲げ、普通に生きる人々、母親、女性の「何よりも生命（いのち）を大切にしよう」という

願いのもと、歩んできました。

（１）「生命（いのち）」を生み出す「母親」がその「生命」を一番大切に考えたいと思う気持ちがグリーンコープ運動の原点です。その私たちは不戦を願う平和の取組み、「生命を育む食べもの運動」に根ざした食品・農業・環境を守る運動や遺伝子組み換え反対運動、民衆交易・地域福祉・子育て応援・暮らしの経済・生活困窮者支援・災害被災地支援・労働協同組合（ワーカーズ）運動を取組んできました。

（２）脱原発運動も同じものでした。生命と暮らしを奪う原発を無くしたいと、１９８６年チェルノブイリ原発事故以降３３年間食品の残留放射能測定に取組み、２０１１年東日本大震災・東京電力福島第一原発事故を受けて、グリーン・市民電力を設立し、自然エネルギー発電所作りと原発フリーの電気共同購入を始めました。今日までに他との協働事業を含め２４箇所の発電所・４０００人の「グリーンコープでんき」契約者・１万２０００人の「グリーン電力出資」参加者に広がっています。

（二）電力完全自由化を迎えようとする今日、東京電力福島第一原発事故以後の日本の原発を巡って様々な様子がうかがえます。そうした中から、私たちが「託送料金」に含まれる問題を知ることになりました。

（１）この事故を受けて、全国５０以上の原発がすべて停止しました。そして何年もの間、原発ゼロの社会となることができました。「資源のない日本は電気をまかなうために絶対に原発が必要」という嘘が暴かれました（添付資料『最大電力と需給バランス（電気事業連合会）』を参照ください）。現時点も原発を再稼動しているのは九州電力・関西電力のみで、東日本では一基も動いていません。

（２）何よりも、悲しい真実でしたが「チェルノブイリ原発事故はあの国だから起こった。日本ではあんな事故は絶対に起こさない」という嘘も白日のもとにさらされました。事故から８年が経ち、その記憶の風化も一方では懸念されますが、今でも国民世論の大半は「原発は要らない」という声になっています。

（３）「通信（電話）自由化」などと比較して遥かに遅くはありましたが、２０００年から始まった「電力（電気）自由化」が来（２０２０）年４月に大手電力会社の３社分割（発電・送配電・小売）化をもって一旦完了します。発電と小売は完全自由化され、送配電のみ従来どおり大手電力会社の独占事業とされます。経営・会計を透明化して、真に自由で対等な競争を行って社会全体でより良い電気事業が営まれるようにしていくものです。画期的な社会変化の一歩です。

（４）そのことは、今も「原発の電気が一番安い」という嘘から逃れられていない国や大手電力会社にとって鬼門です。原発の電気が「安い」というのは燃料代の比較を指しており、原発建設・研究・推進に膨大な国費（税金）等が別にかかってきたこと、何よりも今後大問題となる廃止（廃炉）やそれに伴う後始末の費用・事故対処費用等の大半は準備されていないこと等を、私た

ちは、国民は、知りませんでした。それらが「原発の発電費用」となれば、多分、原子力事業者が原発を続け、利用者が電気料金としてそれを賄うことは不可能でしょう。そうさせないために、「原発は高い」という真実を皆が知らないままとさせるために、「託送料金」の中にこうした原発費用を人知れず含ませている問題も起きたと思われます。さらに２０２０年４月に合わせ、新たな負担金が上乗せされようとしています。私たちはこれを止めさせたいと考えています。

（三）この問題点を見るために、あらためて８年前の東京電力福島第一原発事故の災禍と、今の福島の人々の生命と暮らしに思いを馳せたいと思います。

（１）あの事故は“人災”でした。また、生命を賭してあの事故として押し止めた人たちの献身の努力がありました。それが無ければ、東京を含む東日本全域が放射能汚染され日本中の半数の人々が住む地を失いかねなかった、そのような事故でした。

（ＮＨＫスペシャル『実録　福島第一原発　運命の８８時間』より）。

そして、福島では今もなお何万人もの人々が自分の住んでいた土地に戻れていません。甲状腺ガンを始め、健康被害の惧れは厳然としてあります。

（２）生きていた場所が変わり果てました。空間放射線量は減っていますが、大地の放射線量は依然高い検出とされています。２４００万袋の黒いフレコンパックに入った放射能汚染土が殆どまだ野積みです。空間放射線量が「２０ミリシーベルト（年間）で避難解除」とされ、補償や支援が打ち切られますが、チェルノブイリ法では「５ミリシーベルト以上で避難の義務が、１～５ミリシーベルトで避難の権利が」あることから分かるように不安で戻れない人がいます。戻ってくる人も、福島を離れられない人も放射線量や甲状腺ガンの心配などをかかえながら、そこに暮らして自分たちの住む地域を取りもどすことに向かうという、とても悲しい現実があると思います。

（３）私たちは、２０１１年３月１４日に最初の支援物資トラックを走らせて以降、これまで組合員カンパ３２４，５１８，５５７円を活用して東日本大震災被災地支援活動を続けています。放射線量や道路封鎖の課題があり、福島での具体的活動は少し遅れて始まりました。福島市のひまわりプロジェクト・ぽかぽかプロジェクト・花見山を守る会、南相馬市の避難勧奨地域の会、川内村の仮設住宅の会、葛尾村の皆さんとの出会いがあり、一昨年末に組合員が福島訪問を始め、葛尾村での田植えや収穫等をともにしています。私たちはこれからも人為による放射能汚染を拒絶するとともに、そこで暮らす人々との出会い・交流・支援を続けていこうと考えています。

二．電気料金、託送料金について分かってきたこと、その中でこれは問題だと知ってきたこと。

（一）私たち・グリーンコープは、原発フリーの「グリーンコープでんき」の共同購入を始めて、初めて「託送料金」という言葉と出会って、それを分かろうとしてきました。

（１）２０１６年に“グリーンコープでんき”の共同購入を始めました。その時、

グリーン・市民電力のような新電力事業者は「電線使用料」として「託送料金」を大手電力会社に支払う仕組みだと知りました。私たちは、＜食べもの＞の中味を確かめるのと同じように＜でんき料金（電気料金・託送料金）＞の中味を確かめようと考えました。３年前のことです。

（２）最初に、電気料金は「総括原価方式」といって「かかる費用全額＋あらかじめ算出した利潤＝電気料金」となっていることを知りました。これには＜功の面＞（電気は大切な公共のインフラでありそれを営む電力会社の経営が安定する必要）と＜罪の面（どれだけ費用をかけても良いという経営になるし、原発のような高額施設を持つほどに会社の利潤が増えていく＞があると思いました。その悪い面が地域独占の状態で固定化するのを避けるために、いつかどこかでこの方式が終わる必要がありました（それが自由化の意義の一つです）が、ずっと続いていました。これはようやく２０２０年４月に電気料金の仕組みから無くなって終わります。

（３）託送料金は、電力自由化に際して、大手電力会社ではない新電力事業者が新たに電線を作るのでなく、大手電力会社から電線を借りるために作られた制度です。送配電（電線維持）事業に必要な費用を算出したものが託送料金となります。つまり、無駄に電線を作ることなく、新電力事業者も大手電力会社も使用料に応じて応分に費用負担をする合理的な仕組みと思いました。なお、送配電（電線維持）は自由化となりません。人口が少ない地方でも電線がきちんと維持される必要があるためで、それは理解できることです。そして、自由化とならないため、託送料金は「総括原価方式」で算定されます。

（４）したがって、託送料金の料金設定は電気事業法に次のように定められています。

「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」

「額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」

（二）私たちが調べて分かってきたこと。その中で問題と考えてきたこと。

（１）私たちはまず九州電力で総額を調べてみました。公表されている「２０１３～２０１５年の三ヵ年電気事業費用総額」が５兆２，１０６億３，４００万円（これに額は不明ですが利潤を加えたものが電気料金総額となる）で、そのうち約２５％の１兆３，２１６億円３，７６４万円と、それに利潤として９７２億円が加えられた１兆４，１８８億円が「託送料金総額」となっていました。

（２）そこから、＜食べもの＞の原材料を一次、二次、三次原料まで確かめるのと同じ感覚で、電気料金と託送料金の原価の中味や割合等を確かめる作業に入りました。

１）まず電気料金ですが、その中に、原発稼動に要する直接の人件費や燃料代等物件費を除いて、次の原発関連費用が原価計算されていることが分かりました。

①　電源開発促進税

１９７４年に“電源開発”の名目で法制化された税金です。そ

の９割が原発推進に投じられています。納税義務者は大手電力会社ですが、電気料金原価として電気利用者（国民）が負担してきました。

②　使用済燃料再処理等発電費・同既発電費・同準備費

六ヵ所再処理工場の建設費等に充てられてきたと思われます。

③　原子力施設解体費

各大手電力会社の原発廃炉（解体）費の積立金と思われます。会社ごとに違いがあり、積立が足りていない会社もあります。

④　高レベル放射性廃棄物処理費

国が責任をもって地中深くに埋めると言われているものです。

⑤　原子力損害賠償・廃炉等支援機構負担金

東京電力福島第一事故損害賠償金の支払い義務は東京電力にありますが、東京電力だけでは支払えないという理由で、全国大手電力会社が資金を拠出するとなっています。中国電力・北陸電力２社を除く各電力会社ではこれが電気料金原価となっていて、電気利用者が負担しています。

⑥　これら「原発費用が原発の電気料金に含まれる」ことは、原発に賛成反対という立場の違いは別として合理的です。問題は、本来全部を計上した上で安ければ「原発のコストは安い」と説明できますが、費用の多くを人知れず税金他で賄って電気利用者（国民）に見えないようにして「原発は安い」と言われていることです。

⑦　また、通常の感覚ならば事業結果を元とした会社負担費用（法人税・事業税などの諸税、株式交付費・社債発行費）と言えるものも料金原価に含まれることについて、社会一般の通念と違うことを知りました（これは託送料金も同様となっています）。

２）次に、託送料金について調べてみました。託送料金は送配電費用と説明されていますので、その観点から確かめました。

①　電源開発促進税

自由化が始まって以降、上の①全額が託送料金原価に移されていました。これは送配電費用ではなく、原発の発電費用ではないかと疑問を持ちました。

②　使用済燃料再処理等既発電費

上の②のうち、「２００５年以前分」とされる「既発電費」が同様に全額託送料金原価に移されていました。やはり同様の疑問でした。

③　送配電費用（電線使用料）としての算定根拠・方法を理解しきれないこと。

・　一例で言えば、電気事業経費総額に占める割合で見たとき、送配電部門にしては割合が多すぎないかと思える費目があること。

○　役員給与：　　５億５，４７８万円　費用総額の５２．７％

○　修繕費　：２，６６７億６，４１３万円　費用総額の７１．３％
○　固定資産税：　６１５億　　５６７万円　費用総額の６４．３％

・　もう一例で言えば、電力会社によってその割合が極端に違うものがあること。

○　役員給与：九州電力５億５，４７８万円　費用総額の５２．７％
関西電力５億４，５４９万円　費用総額の４８．６％
東京電力　　０円　　０％

○　普及開発関係費（広告宣伝等の費用です）
九州電力１２億５，０９４万円　費用総額の２７．１％
関西電力　３億　　１０９万円　費用総額の　２．１％
東京電力１８億２，２００万円　費用総額の　７．４％

④　以上の疑問を大手電力会社や国に質問してきました。「経済産業省令で決まっているから」と説明されるか、スルーされるかでした。また認可された託送料金を検証する作業は行われていない様子です。

（３）そうしたところ、一昨（２０１７）年、経済産業省が新たに「２０２０年４月から賠償負担金・廃炉円滑化負担金という２つの負担金を託送料金に上乗せする」と決めようとしていることを知りました。前者は東京電力福島第一原発事故の賠償負担に充て、後者は全国の原発の廃炉費用に充てるものとされていました。私たちは、これはあまりにも酷い決定だと思いました。

１）賠償負担金について

①　最初は「福島原発の賠償費用が東京電力だけでは払えなくなる。被害者への賠償はやり遂げないといけない。東電を潰すわけにもいかない。だから国民にも協力をしてもらう」と、そう言われればそうかもしれないと思わされる説明でした。

②　ところがその後「あの事故があるまでは、あんな過酷な事故が起きると想定しておらず、それに必要なだけの賠償に備える費用を電気料金に含めてこなかった。自由化になると、原発に頼らない電気を使う人が増えていく。国民は皆原発の利益を受けてきた。原発事故賠償はそんな人も含めて責任がある。過去に電気料金に入れてなかったお金を、これから先「託送料金」として全員に負担してもらう」という理屈に変わっています。

③　総額２．４兆円と計算されています。理屈からはこれが上限です。しかし「増額」を認める決まりも同時に定められていて、矛盾しています。

２）廃炉円滑化負担金について

①　「今後廃炉が決まって一度にその費用を計上するとなると大手電力が廃炉を尻込みする。そうなると廃炉が円滑に進まないので、尻込みせずにすむように少しずつ費用を出す会計の仕組みとする（※）。その仕組みを維持するため、これまで原発の電気を使ってきた国民全部から託送料金として徴収するという理屈です。

※　２０１２年にこの会計の仕組み（廃炉会計）が作られました。それ

までは、中部電力の浜岡原発や東京電力福島第一原発も、社会通念どおり、積み立ててきたお金からお金を捻出して廃炉し、不足分等は会社が損失金を計上するという会計でした。

② 金額はまったく白紙です。廃炉の費用自体が明らかになっていません。そして、これにも「増額」を認める決まりがあり、「費用が増える」と言えばそれが認められるようになっています。

（４）何よりも問題なのは、一つの行政機関にすぎない経済産業省が、こうした国民みんなの負担を、国民の知らないところで、勝手の一存で決めようとしていることでした。皆に関わる大切なことをみんな自身が知り、考えていけることが国民主権の魂です。それが蔑ろにされていると考えています。

１）現在「託送料金」の名目で、訳も分からずに「電源開発促進税」「使用済燃料再処理等既発電費」が徴収されています。２０２０年からは「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」が新たに徴収されます。今は表面に表れていませんが、今後、放射性廃棄物の処理や使用済燃料再処理の行き詰まりに伴う費用も同じようになっていく公算がとても高いと思えます（※）。

２）これらは国民（電気を利用する人）皆が負担することから、いわば税金のようなものです。加えて、未曾有の大事故の対処や全国原発の廃炉と後始末ですから、国民皆の課題だとも言えます。

３）そして、国民皆が負担しあうようなお金は「税金」として、国会で法律で決められないといけないものです。そして、そのためには、全体像の情報開示や事故と事業の当事者の責任明示が求められるものです。

４）しかしそのような動きは全くなく、経済産業大臣の命令である「省令」で全てが決められようとしています。ここに、この問題の極めて良くない本質が現れています。

※ 止まることを知らない事故処理・廃炉や核燃料再処理費用等の一例。

① 東京電力福島第一原発事故の対処費用想定は、当初１１兆円が今２５兆円に増え、今後５０兆～７０兆円になるという試算も出ています。

② 事故を受けて計算し直された（全国の原発再稼動に必要な）安全対策費想定額は当初１兆円が今３．８兆円になっています。

③ 完成が２３年も延期されている（核燃料再処理サイクルを目論んだ）六ヵ所再処理工場建設費は、当初０．７兆円が今２．９兆円になっています。

④ 同じく（核燃料再処理サイクルを目論んだ）東海再処理施設の廃炉決定、その廃炉費は７０年間かけて１兆円が想定されています。また、一度も稼動せず建設費１兆円が霧消した高速増殖炉もんじゅの廃炉費用想定は、３，７５０億円と見積もられましたが、ナトリウムの取り出し方法が見い出せておらず、１兆円を超えるという報道もありました。

⑤ 原発の卸会社である日本原子力発電は積み立てた廃炉費用１，８００億円の大半を他の原発建設費に流用しました。「原発会計」上それが許されるとのことです。すでに２基の廃炉が決まっており、これに廃炉円

滑化負担金を充てることのようです。

⑥　なお、原発解体後に沢山残される低レベル放射性廃棄物は「３００～４００年間の検査と１０万年の保管をする」と決まっていますが、その費用はどうして計算するのでしょう。今計算されていないと思われます。３００年も４００年も先の子孫や１０万年先の人類にそのツケを廻すのでしょうか。

（５）これらに関連して、私たちは、原発依存度が高い九州電力・関西電力・東京電力３社の設立以来の有価証券報告書を取り寄せ、こうした推移を調べてきました。今後、この結果に基づいて、国や大手電力会社への質問や意見をさらに届けていこうと考えています。

三．こうした問題について取組んできたこと。これから取組んでいきたいこと。

（一）この３年間、私たちが知ったことをもとに国や大手電力会社に質問と疑問を届けてきました。その結果をもとに、できる限り多くの組合員同士で話し合ってきました。

（１）この間、国（経済産業省に２回・文部科学省に１回）と大手電力会社（九州電力に７回・関西電力に２回）の質問を届け、それぞれに回答をいただき、九州電力と５回・関西電力と１回の説明の場を設けてもらいました。

（２）その内容を、組合員には機関紙「共生の時代」で、グリーンコープでんきの契約者とグリーン電力出資者には通信「グリーンコープでんき通信」でお伝えし、一昨年の秋以降の組合員のつどいや地域組合員総会の場で出会う組合員にお伝えし、組合員としてどう思うかの意見交換を行ない、活動する委員の間で学習会を開いて意見交換や検討を行ないました。また、原発に関する組合員アンケートを実施した単協もあります。多くの組合員間での意見交換となっています。

（二）以上に基づいて、本年１月１０日、グリーン・市民電力から経済産業大臣宛に『陳情書（２０２０年４月から託送料金中に新たに「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」という原子力発電由来の２つの負担金を上乗せするのを止めてください。また、託送料金を本来定められた姿である「電線使用料（送配電網の維持に係る費用に対するもの）」とするべく見直しを行ってください。）」を届け、その話し合いを要請しています。大手電力会社へも同趣旨での検討要請を届け、話し合いを要請していきます。

（１）問題点の箇所で説明したとおり、法律に基づかず来年から新たな２つの負担金を上乗せすることを止めてもらいたい、現在の託送料金中にも原発費用が含まれていること等を見直してもらいたいという２つの内容のものです。

（２）経済産業省自身が大手電力会社に対して「託送料金についての新電力事業者からの問合せには適切に対応すること」と指針を出していることから、この話し合いを実現し、向き合ってもらいたいと考えています。

（３）大手電力会社はこれまでよく「国（経済産業省）が決めたとおりやっています」と回答してきました。しかし、その結果として事業を行い、利潤を得てきたのは会社自身です。事故や廃炉他の責任について、会社自身として考

えるべき点があるはずです。そうした要請を届け、話し合いを実現し、向き合ってもらいたいと考えます。

（三）この問題をなくしていきたいという願いを、社会的に広めていく取組みを行います。

（１）政党や会派を問わず、全国の国会議員に資料を届け、こうした問題をきちんと国会で話しあってほしいと要請します。可能な限り、その事務所を訪問し、説明と意見交換を行いたいと思います。

（２）全国の電気事業者や生活協同組合にも資料を届け、こうした問題を考えていく呼びかけを行います。

（３）同じく、全国の新聞・マスコミにも資料を届け、こうした問題の報道を呼びかけます。

（四）また、訴訟を通して、法律的な（司法の）判断を得ることを目指します。

（１）国民には、国会（立法）・国や県市町村（行政）・裁判所（司法）の三権分立に基づく権利が保障されています。おかしいと思うことについて、国会も国も動かない時、裁判所におかしいと思うことの是非の判断を求めるということです。

（２）それによって、多くの人たちがこの問題を知ることになるという意味もあります。

（３）裁判の内容について、現時点、次のようになると検討しています。

１）訴えの基本

①　グリーン・市民電力が原告になり、エリア内の大手電力会社を被告として、「託送料金は大手電力会社に電線使用料として支払うものなのに、それに関係がない原発費用（賠償負担金と廃炉円滑化負担金）を上乗せするのを、法律で決めずに省令で決めているのはおかしい。その上乗せ分は払えない。」を求めること。

②　グリーン・市民電力が原告になり、国を被告として「電線使用と関係がない原発費用（賠償負担金と廃炉円滑化負担金）を上乗せした託送料金を認可していることはおかしい。その認可を取り消してもらいたい。」を求めること。

２）時期的に、次の訴訟が可能、適切です。

①　２０２０年１月前後に、国を被告として「２つの新たな負担金を上乗せした託送料金の認可を取り消してもらいたい」とする行政取消し訴訟。

②　２０２０年４月以降迅速に、エリア内の大手電力会社を被告として、「２つの新たな負担金を払わされるのは間違っている。その支払い分は返還してほしい。その債務は無いと確認を求める」と求める不当利得返還請求・債務不存在確認訴訟（※）。これに伴って、国に対してその結果の損害補償を求める国家賠償請求も考えられます。

※　託送料金のうちおかしいものがあるという時、実際に託送料金を払っている相手（大手電力会社）にこれはおかしいと求めるのが関係の原則であることから、これが中心となります。

３）裁判費用について。

①　裁判費用は、ア）裁判所への印紙手数料・イ）弁護士報酬・ウ）交通費やコピー等実費の３つです。アは数万円程度、ウは年に数十万円程度、イは着手金と成功報酬からなり、着手金は予想される労力と訴える額等、成功報酬は判決結果に応じて支払います。着手金のほうが最初に支出されますが、今後半年間検討を深めてその見積もりを確定します。ちなみに、福島民友新聞社裁判は弁護士２名で４００万円でした。この検討は５人の弁護士と行っています。全員が関わって１名３００万円となれば１，５００万円になります。成功報酬は訴訟の判決が出た場合に支払額を弁護士と協議して定めます。

②　以上が一つの裁判です。一審（地方裁）だけでなく、高裁、最高裁となった場合でも、グリーン・市民電力やグリーンコープ自体の経営に打撃を与えるようなことにはなりません。

４）グリーン・市民電力の経営への影響について。

①　この訴訟に賛同する組合員・市民の方から裁判費用のカンパを得て、「支える会」を形成します。そうすることでグリーン・市民電力の経営への影響を減らし、組合員が主権者である意味を共有します。

②　この訴訟にあたって、ア）新たな２つの負担金をグリーンコープでんき契約者に請求せずにグリーン・市民電力が負担しておく、イ）グリーン・市民電力（原告）がこの負担に基づいて大手電力会社・国を訴える、とします。この負担金の負担分は、現時点、最大年間２００万円強と見積もられます。それがグリーン・市民電力が負担しておく金額です。勝訴であれば戻ってきて、敗訴であれば戻ってきません。

・　国が出している「賠償負担金」案は「１ｋｗｈ０．０７円。標準家庭（２６０ｋｗｈ）で月１８円位」となっています。

・　グリーン・市民電力契約者の電力使用量は、月平均２４０万ｋｗｈ。年間２，９００万ｋｗｈです。

（低圧）３９００件・１件当り　３４０ｋｗｈ・計１３３万ｋｗｈ。
（高圧）　５２件・１件当り２万６百ｋｗｈ・計１０７万ｋｗｈ。
合計　２４０万ｋｗｈ。

・　賠償負担金試算は、月平均１６万８千円。年間２０１万６千円になります。

（低圧）１３３万ｋｗｈ×０．０７円≒　９万３千円。
（高圧）１０７万ｋｗｈ×０．０７円≒　７万５千円。
合計　１６万８千円。

なお、高圧契約の大半はグリーンコープ関係事業所なので、それを含めるかどうか等は、今後の検討によります。

・　「廃炉円滑化負担金」のほうは、まだ内容も額も示されていません。

④　以上をグリーン・市民電力の経営の中で支出していくことも可能です。グリーンコープでんき料金を値上したり、グリーン電力出資金を損なっ

たりすることはありません。もちろん、これを支出する中でどのように経営を進めていくかの計画をつねに考えます。

⑤　以上からグリーンコープ本体の経営への影響や、商品代金への転嫁などはありません。そのうえで、グリーンコープの組合員がつくったグリーン・市民電力の大きな動きであることから、今般、総代会でこれを議案として取り扱っています。

（４）今年に入って、各単協それぞれで、託送料金訴訟について詳しい学習会と意見交換を行なって、活発に、裁判の意味、反響や帰趨、メリット・デメリット、社会的な連帯等の質問・疑問への応答や意見交換を行ってきています。その内容をまとめている後掲のＱ＆Ａを参照ください。加えて、各単協・各地域の委員会やつどい、地域総代会での議論を重ねているところです。

（５）以上にもとづき、本日、私たちは、２０２０年４月からの託送料金への賠償負担金と廃炉円滑化負担金の上乗せは違法であるとの裁判を行なうことを決議します。

（６）また、今後、託送料金検討委員会の中で５名の弁護士と１名の公認会計士を交え、具体的な訴状を今年中にまとめる検討を進めます。また弁護士費用等裁判費用も確定させていきます。来（２０２０）年２月に、各単協臨時総代会と共同体臨時総会を開催し、それらの詳細をより丁寧に討議し、その確認を行ないたいと考えます。

四．この問題を考えることは、グリーンコープの今後に関わる大切な意味があると考えてきました。これからの取組み方を組合員で話し合い、決めていくのもそのことによります。

（一）まず、もしも原発が人の生命（いのち）と自然を脅かさないものであり、エネルギーとして本当に必要で費用が安くて人の暮らしを支えるものならば、誰も無くそうと思わないかもしれませんしかし真実はそうではありません。その事実や情報は明らかにされません。それが明らかにされることが何より大切な一つです。

（１）東京電力原発事故の真の恐ろしさは明らかにされませんでした。放射能を怖いと思うことをすら押し潰そうとする者たちもいます。事実や情報が明らかになることで、誰もが自然体で「人は生命を脅かすものを拒みます。」と言えるようになりたいと思います。

（２）５０基の原発が全部止まって電気は足りました。その事実にしっかり着目したいと思います。「原発コストが安い」というのは燃料代だけです。そんな情報も皆が知ったうえで、原発を続けるかどうかを誰もが自然体で話し合えるようになりたいと思います。

（二）原発を再稼動させない、新たに建設させないことで脅威や将来の膨大なコストは減っていきます。増えません。それでも、今現にある脅威とは、それを現実化させないように粘り強く向き合っていかねばなりません。同様に、今現にあるコスト負担は、今を生きる私たち自身が考えていかねばなりません。そのためにも事実や情報は明らかにされねばなりません。

（１）東京電力原発事故の対処費用は、それが７０兆円になったとしてもきちんと負担されねば福島や東日本被災地の復興はできません。今ある５０基の原発もきちんと廃炉を見届けねばなりません。そのために「お金が必要」です。そのように原発を延命させようとする国や電力業界の人たちは言います。それ自体はその通りです。誰もが頬かむりできることではありません。

（２）その意味では、＜生命（いのち）＞に次いで、そうした＜お金＞も大切なものです。であるならば、現状と見通しの情報が正確に示されるべきです。それをせずに「必要だから負担を国民皆が責任をもってください。」と言うのが間違っています。必要な事実と情報を明らかにするのが出発です。それを皆が知って、知った上で皆がどうすべきかを考えて決めていく以外にないし、それが、どんな問題を考えるうえでも一番大切で必要なやりかたです。

（三）皆で話しあって決めた結果として、これまで「電源開発促進税」や「使用済燃料再処理等既発電費」を託送料金の形で負担しているのも了解し、今決められようとしている「賠償負担金」や「廃炉円滑化負担金」の負担も了解するとなったら、私たちはそうするでしょう。しかし、それにしても、それを先ず話さないといけないのは私たち国民なのでしょうか。

（１）どんな事業体でも、その事業により起こした事故や事業に使った器物の処理はその会社が先ず責任をもって行ないます。グリーンコープでもそうした事故を起こしたならば、同じようにその責任を負います。

（２）ところが、なぜか原発事故や原発廃炉については、それがされません。東京電力も他の大手電力会社も電力業界全体が責任を取っていません。電力会社に貸したお金の利息や利益配当を受けてきた銀行や株主・社債所有者も責任を取りません。それでいて、「福島のために」という言葉を錦の御旗として、「国民（利用者）皆に負担してほしい」と言われているようです。それはおかしいと思います。

（３）取るべき責任が果たされて、それでも足りないならば、どこがどう足らないということを明確に情報開示して、それで、私たち国民（利用者）がそれを考えていくことが始まっていくのだと思います。その明示と責任の明確化なくして国民だけにそれを考えさせ（負担させ）るというのがおかしいと考えています（※）。

※　九州電力の７０年近くの歴史の有価証券報告書を私たちが調べてみて、経済成長に伴う電気の需要に十分に応えうる電力が準備されたと言える１９６５（昭和４０）年以降で、電気をつくって届けてくれた直接費用以外に使われたお金として、固定資産９兆９，０６７億円（そのうち６兆４，１２５億円が現金化され）、銀行への利息支払３兆６，３７８億円、株主への利益配当５，８３３億円、投資家への元利支払６兆１，１０４億円等、額にして２４兆４，４６２億円にものぼる金額があることが分かりました。このお金はどこから産まれたのでしょうか。すべて利用者が払ってきた電気料金です。関西電力は４２兆５，５２８億円、東京電力は８３兆５１億円です。国民に“過去に請求していなかった費用”といったものを請求す

るならば、その前に、利益を得てきた関係者たちに“過去に得た利益”からの負担を求めるべきでしょう。

（四）事実や情報の公開がされず、責任を取るべき者の責任が取られず、国民皆が話しあうこと（―直接の話し合いもあるし、国会での法律議決のような間接の話し合いもあります―）がなされず、密室の経済産業省内の決定（大臣命令）で全てが決められていこうとします。「それはおかしい」と考えます。

（１）２０２０年から託送料金に上乗せされる「賠償負担金」も「廃炉円滑化負担金」も、国民（電気利用者）に負担させるというのは、一種の「税金」のようなものです。「税金」は国会で「法律」として決めないといけません。決めるには議論されねばなりません。議論には提案がされねばなりません。提案には必要な情報公開や関係者の責任明示といった前提が必要です。

（２）それら必要なことを全部逃れようと、一つの行政機関にすぎない経済産業省という空間での限られた検討によって都合よく作ることができて、経済産業大臣がその一存で決定できる「省令」によってことを済ませようとされています。加えて、今後費用が増えても簡単に上乗せできるようにしています。「それはおかしい」ことです。

（３）大手電力会社にもよくよく考えてもらいたいのです。「国の決めたことに従っているだけ」という態度は良くないと思います。これで利益を得ているのは会社自身なのです。大手電力会社として「社会の公器」であることを履き違えをしている感じです。「総括原価方式」の考え方に甘えて「事故処理も廃炉も実質は国民に負担してもらおう」といつまでも考えるのはおかしいと気付いてほしいのです。どうしても原発を止めないのならば、原発を営む会社の責任として、原発費用をきちんと負担して、それでも原発を続けられるかどうかを考えるようになってほしいのです。原発の電気を使う利用者にもそれを正確に示して、それでも原発を続けていくかどうかを考えられるようにしてほしいのです。

（五）こうしたすべてを、広く、組合員や市民が知って、話し合うことにこそ最も大切な意味があって、脱原発に向かう私たち・グリーンコープの組合員や市民の力が発揮されます。

（１）この問題に限らず、いつでもそうしよう、とグリーンコープは目指しています。どんな問題や課題も、組合員や当事者（主体）の人たちの間で「情報公開と話しあいで決めていく」ことを貫けば大抵乗り越えていけます。

（２）脱原発に向かう道筋でも同じです。だから最も大切なことは、一人ひとりが「私はこう思う。あなたはどう思う。」という会話をしていくことです。分かったことを教え伝えるということでなくて良い、と思います。一人ひとりが自然に思うことを話しあって、みんなで大方の方向を決めていくのが良いと思います。

（３）原発の本当のコストを明確にさせるだけでなく、電気を使う国民（利用者）自身が、その料金の中味の情報を得て、自分たちでどんな電気を使うかが決められるようになっていく。そんな社会になりたいということです。こ

れはグリーンコープに「組合員主権をつくろう」とするのと同じです。社会のなかで「国民主権（当事者主権）をつくろう」とすることです。

（六）最後に。

（１）私たちは、チェルノブイリ原子力発電所事故や東京電力福島第一原子力発電所事故の大きな災禍を見て、人の生命と環境と暮らしを損なう原子力発電所を無くしたいと願っています。原子力発電に頼らない自然エネルギーの発電所づくりや、原子力発電ではない電気の共同購入運動を始めました。そうした中で、原子力発電から逃れようとしても、託送料金（電線使用料）の名の下に、それに原子力発電の費用が転嫁されている事実があることを少しずつ知ってきました。

（２）その私たちは、もとより、福島の復興が必要であることや、全国に５０有余ある原子力発電所をきちんと廃炉させていく必要があることを承知していますし、そのために費用が準備されていなくて、それを準備していかねばならないとなる時、同時代を生きる国民の一人ひとり・新電力事業者として、それをどうしていくかを真剣に考えていかねばならない事を承知しています。私たちだけが賠償負担金を払いたくなく、廃炉円滑化負担金を払いたくない、電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費を払いたくない、と言っているのではありません。

（３）しかし、そのように真剣に考えていかねばならない問題であるにもかかわらず、あまりにも、原子力発電を推進した人たちや事業者、それで大きな利益を得てきた人たちや事業者、事故を起こした当事者や利害関係のあった人たちや事業者たちの果たすべき責任が果たされておらず、この大きな問題を考えるに必要な情報がとほとんど明らかにされていない中で、一部の人たちが社会通念とはかけ離れたロジックを頭でひねり出し、これらは電気を利用してきた国民の責任ですと言わんばかりに問答無用に付回しされるのを止めてほしい、と思っています。

（４）そして、そうしないと、でんき自由化の本来の趣旨を貫くこともできないはずです。でんき自由化は、長年に亘って電気事業を地域独占してきた大手電力会社の一極支配を無くして、様々な電気事業者がより良い電気の供給を目指して、自由に競争していこうというものです。

（５）私たちは、こうして声を挙げ、組合員や市民どうしで話し合い、国や大手電力会社とも話し合い、原子力発電の正確なコストが明快に公開され、その中で託送料金も、本来そうあるべきところの、送配電費用を全ての電気事業者が平等に応分に負担するものとなるのを願っています。

（６）そのようにならず、このまま、なし崩しのようにして、２０２０年から賠償負担金と廃炉円滑化負担金が現実化していくとなると、それに味をしめて、これからも託送料金の仕組みを悪用して、本来原子力発電事業を行う大手電力会社等が負担すべきで電気利用者（国民）に負担させるべきでないものを、電気利用者（国民）に負担させていくことにつながっていくのではないかと心より懸念します。原子力発電については、これからも膨大な費用増が考え

られるものがあります。そうした費用を透明に明確にして、誰がどう負担していくかを、電気事業者も電気利用者（国民）も考えられるようにならないといけないはずです。本当に必要な費用は、国や電力会社の勝手で決めるのでなく、情報開示と責任明示の上で、電気事業者や国民も実質的に参加して決めていけるようにしていくことが大切と、この３年の検討を通して考えてきました。法律で決めず、安易に託送料金に載せて新電力事業者と電気利用者（国民）の財産権を侵害したり、分からないうちに国民の税金を回すこと等がないようにしてほしいと心から願います。

（７）そして、グリーン・市民電力という私たちの大切な財産を通して、それぞれの立地する地域に寄り添い根ざした自然エネルギーの市民発電所づくりを進め、賛同するグリーン電力出資者の仲間を増やし、原発に頼らないグリーンコープでんきを使っていく仲間を増やしていきます。脱原発に向けて、手を合わせる人たち皆とともに、私たちはがんばります。

以上

〈注３８〉この１９９９年１２月電気事業審議会基本政策部会料金制度部会『報告（制度答申）』について、２０１７年４月の第１９３回国会で経済産業大臣はしきりにこれを持ち出して、託送料金に損害賠償金や廃炉円滑化負担金のような費用を転嫁できるという旨を主張しているようです。そして、現在、２０１７年４月の第１９３回国会でも説明をした、と経済産業省は主張しています。

そこで、同『報告（制度答申）』を見ました。これを見ると、それぞれ〈注〉で指摘しているとおり、むしろ、経産省のこの間の主張のおかしさを映し出しているように思えます。これには、託送料金にそうした費用を転嫁できるということは記されていません。次のようなことが記されています。

●「制度設計に当っては、ユニバーサルサービスの達成、供給信頼度の維持、原子力利用の推進等エネルギーセキュリティ・環境保全の観点からの必要な電源構成の確保などの公益的課題と両立することを前提として、必要な制度的対応を講ずる。その際、このために必要な負担はすべての需要家が公平に負うことを原則とする（報告２ｐ「はじめに」より）。」

〈注〉これは、２０１７年９月電気事業規則等一部改正のパブクリックコメントで寄せられた反対意見への回答で経産省が逼く述べた「託送料金にはユニバーサルサービス料金などを含めることができる制度となっている。」に一見よく似ていますが、これはあくまで、電気自由化を進める制度設計のあり方を述べたものであり、託送料金について述べたものではないことに注意しておきたいと思います。

●「ネットワークを有する電力会社と新規参入者との対等で有効な競争関係を確保するためには、ネットワークの利用に関するルールを、透明で客観的なものとして定めることが必要である。このルールがいわゆる託送制度である（同７ｐ「３．託送制度について」より）。」

〈注〉これから言えば、今般の２つの負担金転嫁の問題や、これまでに本来発

電費用（しかも事実上原発事業に供される費用）である電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費を省令で託送料金に含めている問題を通して、託送制度が透明で客観的なルールとなっていないと指摘できます。

●「託送の利用条件については、電力会社の応諾要件、託送料金、接続に当たっての技術要件及び公益的課題との両立のための必要事項について、公平・公正・透明という原則の下、それぞれ以下のように明確化する必要がある。（同８ｐ「３．（２）託送ルールの在り方」より）。」

●「託送料金については、以下の原則に基づいて設定することとする。

第一原則　託送コストの公正回収原則

託送料金に含めてコスト回収すべき設備や関連するサービスを具体的かつ明確に特定した上で、そのコストを適正に回収することが必要である。その上で、実績も、その考え方に従ってなされることが必要であり、そのことを中立的な第三者が確認することとする。

〈注〉この「実績を中立的な第三者が確認」というのは、実施されていません。「経産省が認可をしているから確認している」とでも言うでしょうか。しかし、経産省は中立的な第三者ではありません。それとも「電力・ガス等取引監視委員会が監視している」とでも言うのでしょうか。しかし、この委員会の役割は、小売事業者の監視と経済産業大臣へのルールの提言であって、託送料金実績を確認する役割を持っていませんし、経済産業大臣直属の委員会で中立的な第三者ではありません。

（※）第一原則によって明確化されたコストに関する自由化対象需要家と非自由化対象需要家の公平性の担保については、両者間の非自由化対象需要家への悪影響の防止のための仕組みの考え方を援用する。

〈注〉「非自由化対象需要家」とは、小売自由化の料金によらない規制料金の電気を利用する人のことです。２０２０年にはその存在は無くなるとされています。おぼろげに感じますが、経済産業省は、２０２０年以降に大手電力会社の電気を利用する人のことをこの非自由化対象需要家のように位置づけ、あるいは意識的に考え違いして、あたかも、その人たちへの悪影響をもたらさないためにと見えるようなものとして「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」制度（実際には自由化料金を設けねばならない電力会社を優遇するものであるものですが）を設けるのだ、と思考を働かせているような気がします。

第二原則　事業者間公平の原則

託送料金は、ネットワークの所有者・運用者である電力会社、供給区域外の電力会社、新規参入者にとって「同一」であることが必要である。そのため、約款を通じて予め託送料金を公表し、それ以外の料金で託送利用ができないことを担保することが必要である。（同８ｐ「３（２）②託送料金について」より）。」

〈注〉当然のことです。約款がそれだけ重要ということでもあります。

●「公益的課題のうち、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティ・環境保全に関する事項については、いずれもネットワークを保有する電力会社の給電指令に

よって担保されるものである。

すなわち、供給信頼度の確保については、発電と送配電の一体的な形成及びその運用が必要であり、これを担うのは電力会社である。またエネルギーセキュリテイ及び環境保全の確保については、これを達成できるよう原子力・水力などの開発・運用を行う必要があり、これについても電力会社の給電指令によって担保されるものである。（同８ｐ「３．（２）④公益的課題達成のための必要事項について」より）。」

〈注〉１９９９年頃は、原発推進と電気自由化部分的推進（例えばこの頃は送配電分離は考えられないとしていた）の時期だったと推察できます。従って、もはや迷妄となっていますが、ここに「供給信頼度やエネルギーセキュリティや環境保全の確保のために原子力を用いる」という考えが記され、かつ、それを「公益的課題の達成のため」という目的の下に置いています。２０１７年の経済産業省は、これをやはり意識的に混同して読んで、原発は供給信頼・エネルギーセキュリティ・環境保全に資するとし、「賠償負担金や廃炉円滑化負担金を託送料金の仕組みを利用して制度化することは、ユニバーサル料金などのように、全ての消費者が広く公平に負担するものである」と言っています。付言すれば、この考え方が今日の太陽光出力抑制なども合理化しています。しかし、今後原発の電気が「供給信頼・エネルギーセキュリティ・環境保全に資する」ことは事実としてあり得ません。

●「第四の論点は、「公益的課題との両立の在り方」についてである。今回の部分自由化により新たに電力会社以外の供給者の参入が可能となるが、こうした場合においても供給信頼度や望ましい電源構成が維持されるための方策を確立する必要がある。

このためには、行政、ネットワークの形成・運用を行う主体としての電力会社、供給事業者及び需要家が適切に役割を分担する必要がある。すなわち、電気の供給は電力会社の形成したネットワークを利用して行われるものであり、電力会社が新規参入者に対して託送約款に基づく給電指令を適切に行うことを通じて公益的課題を達成することが基本となる。行政は、その公益的課題の内容設定などを行うことが求められる。

一方、電気が国民生活や経済活動に不可欠な財であることに鑑みれば、電気の供給が途絶するなどの緊急事態においては、行政がその事態を処理すべき責任を負う必要がある。具体的には、こうした場合においては、行政が直接、新規参入者やその需要家に対しても、発電命令や電気使用制限命令を出すことによって対応することが効率的である。

さらに、需要家はこうした公益的課題の成果を享受する主体であり、そのために必要な負担についても、全ての需要家が公平に負うことを原則とする。（同９ｐ「４．公益的課題との両立との方策について」より）。」

〈注〉一読して分かるように、電気自由化の当初は、「公益的役割を果たす電力会社の電気」を新電力事業者と利用者に“分けてやる”という発想だったことが表れています。「電気の供給確保」が、当時考えられていた「公

益的役割」の最大のものでした。２０１７年の経済産業省は、言葉としての「公共のために」をここから持ってきています。

もう一つ見てみます。この『報告（制度答申）』に添付された、１９９９年１０月２０日電気事業審議会基本政策部会・料金制度部会合同小委員会報告中の『託送ＷＧ報告』に、次の記載があります。

●「新規参入者が電力会社から託送サービスを受けるに当っては、上記１で述べた基本的な託送料金の負担に加え、

（１）給電指令等に伴う金銭決済を行う場合

（２）託送に当って設備増強が必要な場合

の二つのケースにおいて、料金を負担することが必要となる。ここでは、それぞれのケースについて、公平かつ公正な負担の在り方を整理する。（『託送ＷＧ報告』１４ｐ「２．基本的な託送料金以外の負担」より）。」

〈注〉このように、基本的な託送料金（つまり、送配電に要する費用に基づく託送料金）以外に料金を負担させる場合には、それに特化した議論があって、それと限定・特化して明記しています。こうした厳格な抑制的思考に基づく議論がなされたからこそ、１９９９年『報告（制度答申）』は「基本政策」や「基本的な料金制度」を定める審議会（有識者委員会）の答申足りえたのです。

言い換えれば、そうした思考と前提抜きに、理屈をつけて右から左に料金を弄るようなことは許されないのです。２０１６年から２０１７年の経済産業省は、そうした思考と前提を欠いて、端から「賠償と廃炉に国民負担をさせる」ことを意図したうえで、その技術的な具体化・実現化のためのものとして、基本的な託送料金以外の負担を求める制度をつくろうとしたのであり、そうしたことは審議会や有識者委員会のみで出来ることではなかったのだということを、しっかりと確認しておきたいと思います。

〈注３９〉国（政府）の意思決定において、省庁が取り持った有識者委員会等が議論する『中間とりまとめ』がどんな位置づけや権能・役割を持つのかを調べています。国から包括的に制度の位置づけを説明したものが最適ですが、それは今のところ見つかっていません。

そうした中で一つ、ある審議会に出された「中間取りまとめ」の役割を説明する資料によれば、「●有識者会議は、特別措置法により新たに導入される制度、対策等を検討する。●その検討結果は、①政令等の制定や②政府行動計画等の作成に反映する。」とあります。より具体的に、①は特別措置法により新たに導入される制度、対策等を定める政令等を制定することにつながり、②は案がまとまった段階でもう一度有識者会議にはかった上で、閣議決定し国会に報告する、と記してあります。この②が、今般の進め方に相似しています。次のように考え得ます（資料の調べを終えて考えを確定させます）。

１）有識者委員会等で何かを検討する際、そうした検討自体の前提に（制定・改定したい事も含む）法律からの授権や附議があります。あるいは確立している政策

等からの附議があります。法令や政策が定まっているという前提があって初めて、その具体化・実現化のための制度や政府行動を議論すること自体が正当化されますし、そうした前提に基づく議論を行うのが有識者委員会の役割と思われます。だから、（制定・改定したい事も含む）法律や確立している政策からの附議があるかが問題となります。

2）もちろん、時には、法律を制定改正したり政策を確立したりする基本的な議論を有識者委員会に委ねることはあるでしょうが、その際にはそうであることが入り口のところで明確化されるでしょうし、議論の結論のその後の扱いもそれに相応しく法制化されていくものでしょう。〈注３８〉で引用した、１９９９年１２月電気事業審議会基本政策部会料金制度部会『報告（制度答申）』などは、まさに電気自由化や託送料金の基本政策を検討することを授権、附議された、そうした審議会であったと思います。

3）一方、２０１７年『電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間取りまとめ』もその名のとおり“政策”を定める委員会としての議論となっています。しかし、そこで決定された「原発の事故賠償の不足分を国民が負担する」とか「原発の廃炉の円滑化を国民負担で行う」というのは、すでにある法律や確立した政策ではなく、まさにこの委員会で議論し決定した“政策”なのです。

この委員会で「原発の事故賠償の不足分を国民が負担する」という“政策”が議論決定され、その具体化・実現化のために「事故前に確保していなかった賠償の備え（過去分）を遡り請求するやり方で、過去原発を利用した需要家からも託送料金として回収する」という“制度（賠償負担金）”が議論決定されました。同じように「原発の廃炉の円滑化を国民負担で行う」という“政策”が議論決定され、その具体化・実現化のために「廃炉会計制度の維持のため、自由化が進展する状況下、過去原発を利用した需要家からも託送料金として回収する」という“制度（廃炉円滑化負担金）”が議論決定されました。

3）つまり、２０１７年の経済産業省は、この有識者委員会に議論決定させた“政策”を所与の前提として、その委員会に引き続き議論させ決定させた具体化・実現のための“制度”を根拠づけるという基本的な過ちを犯しています。自分の主張を自分の主張の論拠とするような過ちです。

4）繰り返しますが、「原発の事故賠償の不足分を国民が負担する」とか「原発の廃炉の円滑化を国民負担で行う」というのは、それ自体が国民の権利義務を左右する重要な論議なのです。

そして、その点で言えば、原発事故の賠償については、既に原子力損害賠償法という基本法があり、１Ｆ事故賠償については東京電力を救済支援し賠償が行えるようにするために制定された原子力損害賠償・廃炉等支援機構法があるのです。これらの法に悖る「事故賠償の不足分を国民が負担する」という“政策”を議論決定させているのです。後述しますが、事故賠償に関わることは原賠法や支援機構法をどう改正するかというものとして、廃炉に関わることは現在その基本法が備えられていない廃炉に関する法整備において行うべきものです。

5）つまり、２０１７年の経済産業省が犯した過ちとは、「原発の事故賠償の不足

分を国民が負担する」とか「原発の廃炉の円滑化を国民負担で行う」という“政策”を有識者委員会に議論決定させた上で、それを所与の前提とし、同じ有識者委員会で、その具体化・実現化の方法としての「事故前に確保していなかった賠償の備え（過去分）を遡り請求するやり方で、過去原発を利用した需要家からも託送料金として回収する」とか「廃炉会計制度の維持のため、自由化が進展する状況下、過去原発を利用した需要家からも託送料金として回収する」という“制度”を議論決定させて、それを「電力システム改革の貫徹」のための有識者委員会の『中間とりまとめ』とした過ちなのです。

６）そして、この『中間とりまとめ』によって、国民の権利義務に関わる、より明確に言えば「電力会社が本来負担すべきお金を、電気を利用する国民皆から徴収する」ことになる２つの負担金制度を省令で決めて、大手電力会社にそれに沿った託送供給約款を準備させるという、更なる違法的な政府行動がその後に展開されることになっていくのです。

〈注４０〉経済産業省は委員会に「賠償負担金」制度を決めさせる前提として、まず①それが東京電力福島第一原発事故の賠償金支払のために必要だという誤認をさせ、②この世に存在しない「（原賠・廃炉等支援機構法の）一般負担金の過去分」なるものを捏造し、③この制度が自由化の進展に対応するものであるかの誤認をさせ、④実現できるはずの無い「原発の公益電源」的な位置づけの幻想を振りまいて、委員会の検討を悪誘導しています。この４点をそれぞれ確かめてみます。

１）①（賠償負担金が東京電力福島第一原発事故の賠償金のために必要だという誤認をさせたこと）について。

一）次の〈注４１〉に詳細に記しますが、経済産業省は「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」の検討にあたり、その第１回本委員会（９月２７日）では「賠償負担金」を検討事項に載せていませんでした。その後、２回開催された部会（財務会計ＷＧ）会合でも同様でした。

二）そうしたところ、第３回財務会計ＷＧ部会（１１月２日）に、唐突に『東京電力を取り巻く状況』なる資料（※）が出され、そこに「賠償　５兆円→９兆円（除染、中間貯蔵施設等含む）」、「今後の課題　福島原発事故にかかる費用が上振れ。賠償　９兆円→〇」といった情報がインプットされました。そして別資料『原子力事故対応にかかる財務会計面の課題』に初めて、「原賠支援機構法スキームに関わる課題」として「一般負担金の過去分の負担」、その概要として「本来、原子力事業の開始時点から積み立てておくべきであった賠償に備える費用（原賠機構法の一般負担金）について、公平性の観点から、機構法制定前の『過去分』の負担をどうするか」といった検討課題を提出しています。

三）この部会報告が第２回本委員会（１１月１１日）にされています。提出された『財務会計ＷＧにおける検討状況』資料２４ｐの「原賠機構法に基づく一般負担金」中の「資金の流れ」図を見ると、この一般負担金が事故被害者への賠償に充てられるように認識させられる描かれ方になっています。

※　経済産業省は表向き（公式）には一貫して「東京電力の福島第一原発事故の賠償金の増加と、この賠償負担金の制度措置は関係がない」と言い続けています。しかし、上の事実が教えてくれるように、この委員会に、いきなり「東京電力を取り巻く状況」なるものを情報として持ち出した上で、同じようにいきなり「賠償負担金」の検討課題を持ち出したのです。

三）そして最終第６回財務会計ＷＧ部会（１２月９日）に「過去分の規模３．８兆円。２０２０年までに回収される一般負担金１．３兆円を控除した２．４兆円が託送料金の仕組みを利用して回収する過去分」という数値が示され、それが同日の第３回本委員会にて『中間とりまとめ案』として示されます。そしてその間、東京電力福島第一原発事故の賠償費用が５．４兆円から７．９兆円まで２．５兆円増えることになるという情報がインプットされていきます。

四）こうしたことから、２０１６年９月から２０１７年２月までに報道された記事（〈注１９〉〈注２１〉）のいずれもが記し、またこの委員会の委員も含めてインタビューを受けた識者の誰もが示すとおり、どなたも「東京電力福島第一原発事故の賠償費用の増加」を前提として、「賠償負担金」制度化に賛成の人は「福島の賠償費用が増える中でやむを得ない措置だ」と言い、反対の人は「福島の賠償費用の増加をこうした国民負担でやるのはおかしい」と言っていくことになったのです。

五）つまり、私たちもそうですし、委員会委員も大方がそうだったと思いますが、多くの国民は「東京電力福島第一原発事故の賠償費用が増えている」「福島復興のためにもそれに対処しなければならない」と聞かされたら、真剣にその対処をどうするかを考えるはずなのです。間違いなく、経済産業省は「賠償負担金」制度を決めさせる前提として、まず、それが東京電力福島第一原発事故の賠償金のために必要だという認識を人々にさせることから始めたのです。

その一方で、経済産業省は２０１８年３月から始まる私たちからの質問に対して、「賠償負担金措置化は東京電力福島第一原発事故の賠償処理費用の増加に対処するためのもの」ということを否定し、「賠償負担金は賠償への備えの不足分を回収するためのもの」と答え続けています。これは、表向きは「福島のために」と皆に受け入れてもらえるための言い方をしておいて、実際のところはそれが理由ではないと言い逃れるような、とてもずるい説明です。「不足分」とは「必要なものに足りない」という意味で使うものです。「過去分」と「不足分」では意味するものが違います。経済産業省の舌先でくるくる言い変わるこうした答え自体が、馬脚を表し、その底意を浮かび上がらせています。

２）②（この世に存在しない「（原賠廃炉等支援機構法の）一般負担金の過去分」なるものを捏造していること）については次の〈注４１〉で詳述します。この世にない概念を持ち出し、全ての人々の頭を惑わせ、その後の議論決定をもたらした、本当に酷い捏造でした。

３）③（この制度が自由化の進展に対応するものであるかの誤認をさせた）について。

一）そもそも、この委員会は「さらなる競争の活性化を進めるとともに、自由化

のもとでの広域的課題への対応ということで、環境・再エネ導入、安定供給といった固まりと、安全・防災、それから廃炉の実施といった固まりの課題」を検討するという説明から始まっています（本委員会第１回議事録７ｐ）。

提出された『電力システム改革貫徹に向けた取組みの方向性』という資料には、その課題として「更なる競争活性化（●ベースロード電源のアクセス確保　●送電網へのアクセス確保）」、「自由化の下の公益的課題への対応　環境・再エネ導入・安定供給（●容量メカニズムの整備　●ゼロエミ（非化石）価値市場の創設　●需要家の省エネ推進　●送配電網費用負担の在り方）　安全・防災、廃炉の実施等（●自由化を踏まえた財務・会計等の在り方（下線は筆者による）　●原子力事業者に対する自主安全・防災連携の加速）」が示されています。その後、２０１７年１２月『中間とりまとめ』に下線部の一つとして「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」制度化が盛り込まれました。

二）この下線部には、最初は「廃炉に関する会計制度の在り方」という課題だけが記されていました。これは、２０１３年と２０１５年に定められた「廃炉会計制度」を自由化が進む中でどう維持するか（※）、とするものでした。

※　「廃炉会計制度」は後述しますが、それ自体が国民の財を掠め取って原発事業者に移転するという悪制度（しかも、これも法制化されていない）です。それを所与の前提として「自由化が進んだらこの費用を新電力の契約者から回収できないので、それを回収できるための制度が必要である」というのが「廃炉円滑化負担金」です。

三）２０１３年と２０１５年に廃炉会計制度を審議した委員会で「これは原発事業者の優遇である。これをするならば原発を公益電源とすべきである。」と述べた委員が、２０１６～２０１７年の委員会メンバーにもなっています。おそらくこの委員は「決めた制度の維持のために仕方がない。いよいよ原発の公益電源化が必要だ」のように思ったのではないでしょうか。そして、だからこそと言ってもよいのですが、この「廃炉会計を維持するための制度が必要」という検討課題は、前提があるから受け入れやすく、また「自由化の進展に対応する」ということにもよく合うものでした。まず最初に、この第１回本委員会に提出された課題が、財務会計ＷＧの第１回、第２回で検討されました。

四）「廃炉会計制度の維持のための新しい会計制度」のこうした議論を通して、「費用（料金原価）とできるものは、もし以前にもらっていないならば（＝過去分）、利用者から公平に（＝新電力に移った利用者からは託送料金として）もらう」という論立ての下慣らしがされた後に、財務会計ＷＧ第３回会合に唐突に『東京電力を取り巻く状況』なる資料が提出されました。そして、賠償金が大幅に増えていくことや東京電力の経営財務が厳しいという情報がインプットされ、それによって「賠償金に充てるお金が足りない→２０１１年以前に一般負担金による回収は無かった→遡って利用者から公平にもらってはどうか」といった思考回路が注入され、それも、廃炉会計制度の維持のための新しい制度と同じように、「自由化の進展に対応する」ためのものと意識付けられていったと考えられます。

４）④（実現できるはずの無い「原発の公益電源」的な位置づけの幻想を振りまいた）について。

一）後述の〈注４３〉に記すとおり、２０１７年の有識者委員会の５回の本委員会と６回の財務会計ＷＧ会合の全ての議事録を仔細に読めば、委員のほとんどは事故賠償や原発廃炉について「本来これは原発事業者が負担すべきもの」と考えており、最終的に「やむなく」「仕方なく」この負担金の制度化を納得していると思われます。そんな納得の心中を表すように、幾人かの委員が「このように優遇する原発を公益電源化するのならば分かる。そうすべきことを真剣に検討すべき。」と発言しているのが散見されます。しかし、そに実現は事実上不可能です。そうであるにも拘らず、こうした発言について経済産業省は一度も否定していません。あたかもそうであるか、そうすべきであるかのような幻想が否定されず、何かそういったものとして、賠償と廃炉の負担金の制度化が納得されていくような光景が思い浮かべられます。

二）加えて、本委員会に設けられたもう一つの市場ＷＧ部会で「ベースロード電源市場の創設。容量メカニズムの導入。非化石市場の創設（※）」といった制度化がされることから、「新電力事業者も原発の電気を調達できるようになり、（燃料代から言えば安価である）原発の電気をもらえることは新電力事業者の利益となるので、しかもその利益の方が賠償負担金の負担額より大きい（これについては異論も出ていますが）から」と言って、事業者の損得面からも納得するような発言もあります。

※　ベースロード電源市場や容量メカニズム措置化とは、「原発の電気をベースロード（基幹）電源と位置づけ、市場に出す」「原発も発電源として、稼動してなくとも発電能力に応じたお金を小売事業者から集めて発電事業者に渡す」「原発に非化石エネルギーとして付加価値をつける」というもので、これこそが“原発優遇”の制度だと批判されています。私たちもそう考えています。

三）これら総体を通して、何か「原発を公益電源のように使っていくことにどうせなっていくから」「なっていかざるを得ないから」のムードが振りまかれ、この委員会が「本来原発事業者が負担すべき事故賠償や廃炉に使うお金を託送料金を通して国民から徴収すること」について最終的に納得していく流れへと悪誘導することにつながっている面も間違いなくありました。

〈注４１〉「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」で議論決定された“制度”設計の基本に据えられた「一般負担金の過去分」という考えは、経済産業省が、支援機構法に定める「一般負担金」と異なる「一般負担金」の概念を編み出し、その上でこれまでにあった「過去分」の悪例を詐術のために参照させ、それによって、この世に存在することの無い「一般負担金の過去分」として捏造されたものです。

１）私たちは誰も皆、有識者委員も含めて、「一般負担金の過去分」という言葉にごまかされていました。それは、この世に存在することの無いものです。よく考えてみれば分かったことですが、実は、２０１１年支援機構法による「一般負担

金」そのものが「過去分」の回収だったのです。つまり、経済産業省は、２０１６年になって、「一般負担金の過去分」なる概念を捏造したのです。

２）そもそもの支援機構法は、第３８条（負担金の納付）「原子力事業者は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。」、第３９条（負担金の額）「前条第１項の負担金の額は、各原子力事業者につき、一般負担金年度総額に負担金率を乗じて得た額とする。」のように「一般負担金」を定めています。

なお、この規定から程遠く、現時点の「一般負担金」が「機構の業務に要する費用」に充てられることなく、「機構の利益金となって国庫に納付される原資」となっていること〈注９〉に留意ください。

３）そうしたことから既に“支援機構法に定める「一般負担金」とは何なのか”という疑問を生じさせる状態にあったわけですが、経済産業省は、２０１６年１１月以降、次のような経過で「一般負担金の『過去分』の負担」なる概念を捏造し、それを「すべての需要家から回収する」という制度がつくられたのです。

一）２０１６年９月に設置された有識者委員会「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」の第１回（９月２７日）に同省が議論すべき基本的な課題と方向性として提出した『電力システム改革の現状と課題』『電力システム貫徹に向けた取組みの方向性』には、「自由化を踏まえた財務・会計等の在り方」として「廃炉会計制度の在り方」「法人事業税の課税方式」だけがあり、「原子力事故の賠償費用」に関わる事柄は何もなかったところ、第２回（１１月１１日）に提出された『財務会計ＷＧにおける検討状況』中に、主な検討事項として「原子力損害賠償」ということが初出しました。

この検討の目的は「受益者間の公平性確保」、その課題は「２０１１年の原賠機構法制定前に確保されるべきであった過去分相当の費用回収」、現行制度は「制度上は２０１１年以前と以後を区別せず、一律に小売規制料金で回収」、検討の背景は「自由化の進展に伴い新電力の需要家が増加すると、需要者間の不公平が拡大」、論点は「全需要家が負担すべきであった『過去分』の定義・概念。託送料金制度の活用も含めた費用回収の在り方」とありました。ここに「過去分」という言葉がはじめて用いられました。

また、同時に提出された『両ＷＧにおける議論の関係性』中に、「広く負担を求める措置」との見出しのもとに「廃炉に関する会計制度」と並び「一般負担金の『過去分』（過去の受益者間の公平性の確保）」という記載も初出されました。

二）ここに至るまでの、本委員会の下に設置された「財務会計ＷＧ」部会に経済産業省が提出した資料を見ると、第１回（１０月５日）の『電気事業の財務・会計等』及び『電力システム改革貫徹に向けた財務会計面の課題』中には「廃炉会計制度の在り方」「法人事業税の課税方式」だけで、第２回（１０月１９日）の『電力システム改革貫徹に向けた財務会計面の課題について』も同様だったところ、第３回（１１月２日）で、唐突に『東京電力を取り巻く状況』が出され、そこに「賠償　５兆円→９兆円」とするスライドや東電の経営状況を

説明するスライドが記載され、今後の課題として「福島事故にかかる費用が上振れ。賠償　９兆円→〇」といったことが記されています。

そして、資料『原子力事故対応に係る財務会計面の課題』に、原賠機構法スキームに関わる課題として「**一般負担金の過去分**の負担」、その概要は「本来、原子力事業の開始時点から積み立てておくべきであった賠償に備える費用（原賠機構法の**一般負担金**）について、公平性の観点から、機構法制定前の『過去分』の負担をどのようにするか」等が検討課題として提示されています。

つまり、経済産業省は、１１月２日第３回財務・会計ＷＧに初めて「**一般負担金の過去分**」という言葉を登場させています。

三）続く本委員会の第３回（１２月９日）に経済産業省が提出した『財務会計ＷＧにおける検討結果』中に、「原子力事故の賠償への備えに関する負担の在り方」「回収の方法」「『**過去分**』の規模」「託送料金の仕組みを利用して回収する『**過去分**』の額」「年間回収額と回収期間」等、「**過去分**」に係る詳細が記載され、これらがその後そのとおり取りまとめられていきます。

四）そこに至る財務会計ＷＧ会合に提出された資料を見ると、その第４回（１１月１６日）『電力小売自由化の下での費用負担の在り方について』中に、後述する「使用済燃料の再処理費用」の悪例が「積立制度創設前の発電分については、受益者負担、競争中立性という観点も踏まえ、一般電気事業者を含む原子力事業者の需要家のみならず、託送制度を通じて新電力の需要家からも回収することとされた。（下線は経済産業省による）」という参考例として載せられ、今後の**一般負担金**「費用の負担方法」として「託送料金制度の仕組みを利用した費用回収」といった案が示され、その課題には「需要家の選択の自由との関係・小売分野における競争との関係・費用の明確性」があると示されています。

続く同ＷＧ第５回（１１月２９日）『原子力事故の賠償の備えに関する負担の在り方について』に詳細の制度設計に向かうための論点提示がされ、同ＷＧ第６回（１２月９日）『自由化の下での原子力事故の賠償への備えに関する負担の在り方について』に、同日開催の第３回本委員会に提出される『中間とりまとめ案』に記される内容が同じように記されています。

五）この日の第３回（１２月９日）本委員会に『中間取りまとめ（案）』が提出され、第４回（１２月１６日）本委員会を経て、それがパブリックコメントに供されていきます。こうして、経済産業省によって「**一般負担金**は、原子力事業の開始時点から積み立てておくべきだった賠償に備える費用」なる説明が編み出され、それに重ねて「**一般負担金の『過去分』**の負担」なる説明も編み出され、そしてそれを「すべての需要家から回収する」という制度がつくられていくことになりました。

４）経過は以上のとおりですが、なぜこれが、経済産業省が支援機構法に定めている「**一般負担金**」と異なる「**一般負担金**」の概念のもと、これまでにあった「**過去分**」の悪例を詐術のために参照させ、それによって、この世に存在することの無い「**一般負担金の過去分**」という概念を捏造したと言えるのかについて、以下のとおり説明します。

一）支援機構法で、「一般負担金」は、第３８条（負担金の納付）「原子力事業者は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。」、第３９条（負担金の額）「前条第１項の負担金の額は、各原子力事業者につき、一般負担金年度総額に負担金率を乗じて得た額とする。」のように定められています。

そして、それが充てられる「機構の業務」とは、第３５条（業務の範囲）に「①負担金を収納する、②賠償のための資金援助を行う、③賠償の円滑な実施への相談に与かる、④（事故機の）廃炉の技術研究をする、⑤（事故機の）廃炉等積立金の管理をする、⑥（事故機）廃炉実施への助言指導をする、⑦（事故機）廃炉の情報提供をする、⑧これらの付随業務をする」と定めてあります。

二）先に＜注９＞で見たとおり、このような定めにも拘らず、事故賠償のための費用は、この「一般負担金」ではなく国からの交付金によって賄われており、かと言って「一般負担金」額と支援機構業務費用額とは桁違いの差があり、結局、この「一般負担金」相当額以上の利益金が決算され、それが国に納付されています。こうして現在、「一般負担金」が「機構の業務に要する費用」に充てられることなく、「機構の利益金となって国庫納付（※）される原資」となっていることに留意ください。

※　この納付は法的義務があるものではなく、したがって任意・随意のものであるという重大な秘め事について後述します。

三）この“支援機構法に定める「一般負担金」とは何なのか”という疑問はいったん横に置くとして、また、東京電力は福島第一原発事故賠償金を負担できるお金をもたず支援機構を介した複雑な仕組みで資金援助を受けて賠償金支払いを行っているという事実と、その支援機構に各原子力事業者が一般負担金を納付しているという事実そのものは認めるとして、更に、その「一般負担金」とは「原子力事業の開始時点から積み立てておくべきだった賠償に備える費用」という不明朗な説明についても百歩譲って認めたとしても、その「過去分」がそれまで（２０１６年１１月）あるいはこれまで（２０１９年１２月）に回収されていない、などということはありません。実は“支援機構法に定める「一般負担金」”というのが、そもそも「過去分」だったのです。そしてそれは２０１１年以来ずっと回収され続けていたものだったです。

四）この根本をよく考えてみましょう。そもそも、東京電力をはじめ原子力事業者は１，２００億円の保険金以上には事故賠償に充てるお金を備えていなかった、ということでした。だから、２０１１年に支援機構法が制定されねばならず、それによって、東京電力が賠償できるようにする、原子力事業者は一般負担金を納付する、と決まったのです。つまり、このお金はすべて、言われるところの「原発事故の賠償に向けて過去に備えていなかったお金」なのです。

五）だから、２０１６年１１月以降に経済産業省が持ち出した「２０１１年以降のものが『将来分』、それ以前のものが『過去分』」等の屁理屈も存在せず、２０１１年支援機構法の制定時には、誰もが「一般負担金」とは「賠償に向けて過去に備えていなかったお金」と受け止めたのです。相互扶助的にそのお金

を納入する義務を負うことになった東京電力以外の原発事業者にとっては「将来への保険金的性格を持つ」とも説明されたのですが、それは方便として言われたものにすぎません。もしそれが「一般負担金」の正しい定義ならば、東京電力が福島第一原発事故被害者に原賠法で定めた賠償をできないから、支援機構法を制定し賠償ができるようにし、その支援機構法に定める「一般負担金」は「賠償に向けて過去に備えていなかったお金」だという説明と矛盾します。誰もがこの一般負担金は「賠償に向けて過去に備えていなかったお金」と理解したのです。

六）そうして、２０１１年度以降、各原子力事業者が「一般負担金」を支援機構に納めてきたところ、突如、２０１６年の１１月に経済産業省が「２０１１年以前にはこれが無かった。２０１１年以前のものは『過去分』であり、それは回収されていない。」などと言い始めて、「一般負担金の過去分」なる概念の捏造と誤魔化しを始めたのです。繰り返しますが、２０１１年以降に存在することになった「一般負担金（賠償に向けて過去に備えていなかったお金）」とは、それは全てが「過去分」だったのです。そうであったのに、経済産業省によるこの捏造の時から、私たちは「一般負担金の過去分」を前提とさせられ、「それは良い」「それは不当」という議論に巻き込まれてしまいました。

七）なぜ、これにだまされ続けてきたかを今ふり返ると、一つ大きく思い当たることがあります。２０１６年１１月のその部会に参照例として出された「使用済燃料再処理等既発電費というのが『過去分』であり、それを託送料金で回収している（※）」という悪しき前例の情報注入です。これが巧妙に、事故賠償の「一般負担金の過去分」という概念設定を無条件に受け入れさせられることにつながったということです。

※　２００５年『原子力発電における使用済燃料の再処理の実施に関する法律』がつくられました。それに合わせ、「使用済燃料再処理既発電費」が設けられました。これは「使用済燃料再処理費用が１９８６年から電気料金に算入されていたが、１９８６年以前に発電された使用済燃料の再処理費用は算入されていなかった。だから、再処理業務が始まった１９８１年まで遡って、それを『過去分』と計算して回収することにする。これは電気料金の費用対象となるが、それは自由化後の新電力契約者からも回収すべく、託送料金の仕組みを使うようにする。これを『使用済燃料再処理既発電費』とする。一方、２００５年以降に発電する使用済燃料再処理費用のほうは『使用済燃料再処理等発電費』として電気料金原価とする。」というものでした。

八）過去に遡ってこうした「使用済燃料再処理等既発電費」のような名目で現在利用していない新電力契約者からお金を取ることには当時も批判が多く、現防衛大臣である河野太郎氏も「おかしい。こんなことは今後あってはならない」と述べていたものです。私たちもそんな考えを持っているのですが、それでも「２００５年以降に発電した使用済燃料の再処理費用を『使用済燃料再処理等発電費』とする。それ以前、１９８１年から使用済燃料の再処理を行ってきて

いたが、このうち１９８６年からはその費用を電気料金原価としていたものの１９８１年から１９８６年までは原価としていなかった。それを『過去分』として計算する。」という理屈そのものを前提として考えるようになりました。

九）この「使用済燃料再処理等既発電費」を、２０１６年１１月に経済産業省は「一般負担金（賠償のために過去に備えていなかったお金）の『過去分』の必要」の前例として示しました。私たちはそれに目眩まされ、この「過去分」という考えへの賛成反対の立場を問わず、この二つの「使用済燃料再処理等既発電費」と「一般負担金の過去分」というものは同じものだと思わされたのです。委員会委員もそうだったと思います。

十）しかし、「使用済燃料再処理等発電費」は「２００５年以降に発電された使用済燃料のための再処理費用」で、「使用済燃料再処理等既発電費」は「１９８１～１９８６年に発電されたものは『過去分』の再処理費用」であるという説明は確かに成立するのに対して、２０１１年の支援機構法によって決まった「一般負担金（賠償のために備えていなかったお金）」とは、そもそも「過去分（過去に備えていなかったお金）」だったのですから、実はこの二つは同じものではなかったのです。つまり、「一般負担金」が「２０１１年以降の発電に対して発生する賠償に備えるお金」と「２０１１年以前の発電に対して発生する賠償に備えるお金」に分けられるようなことはなく、そもそもそれは全て「原発運転開始後からの発電に対して発生する賠償に備えるお金」だったのです。私たちは「使用済燃料再処理等既発電費が過去分なのだから、同じように一般負担金にも過去分が別にあってその回収が必要だ」などという捏造された概念の設定にごまかされてはならなかったのです。

５）加えて、２０１７年に経済産業省が持ち出した「一般負担金の過去分」には、それまでの原発事業とその費用対処に係る「過去分」認定の史実経緯に照らした疑義があります。

一）原発事業は莫大な費用投下を必要としており、その内容が不分明で後から分かってくる費用算定という例がこれまで他にもあり、そうした際に、先の使用済燃料再処理以外にも「過去分」とされるものが出たり、それをどうするかが議論決定された経緯がありました。

二）それを振り返ってみると、そこに恣意性があることが分かります。逆に言えば、電気利用者（国民）に「過去分」として遡って負担を求めるような場合には、そうするに足る法制化手続きが取られてきたということです。次の３つの例を通して見てみます。

①　１９８７年の「電気事業法による原子力発電施設解体引当金に関する省令」によって「原子炉等廃止措置引当金」が１９８８年より決算計上（費用化）され、１９８９年より電気料金原価になりました。その際、１９８９年以前の発電（既発電）分に対する廃止措置費用は電気料金として回収されるようにはなっていませんでした。

ここでは「過去分」ということ自体を考えなかった、ということです。

②　２０００年の『特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律』によって同

年より「特定放射性廃棄物処理費」が決算計上され、電気料金原価となりました。その際、２０００年以前に発電（既発電）された使用済燃料の再処理から生まれる特定放射性廃棄物の処分費用は、１５年に亘り発電費として電気料金原価とすることになりました。

一方、この既発電分は一般電気事業者（大手電力）の契約者のみから回収され、新電力事業者の契約者は負担しない、つまり託送料金に含めない、とされました。法案審議にあたって、「電力自由化に伴い、大口電力ユーザーが既存の原子力発電事業者から原子力発電設備を有しない独立系電気事業者に電気供給源を切替えた場合の過去の原子力利用見合い分の拠出金について、不当に業務用・家庭用の小口ユーザーに転嫁されることのないよう、公平の確保を図ること」とする附帯決議さえなされています。

明確に、**「過去分」**だからといって、それを原子力事業者の電気を利用していない利用者に負担させてはならないと、国会が意志をもって決めたということです。

③　先述のとおり、２００５年の『原子力発電における使用済燃料の再処理の実施に関する法律』によって、１９８１年から１９８６年までの発電分に係る再処理費用として「使用済燃料再処理等既発電費」が設けられ、これは新電力事業者の契約者も負担する、つまり託送料金に含めるとされました。これは、同法の成立に合せての措置でした。つまり、法律の制定にあわせて、その**「過去分」**の負担の仕方を明確に決めたということです。

三）上に照らせば、仮に**「一般負担金**（原子力事業の開始から積み立てておくべきだった賠償に備えるお金）**の過去分」**なるものを言うとすれば、それは２０１１年の『原子力損害賠償支援機構法』制定時であったはずです。実際に、上②③に明らかなとおり、支援機構法制定に際して「過去の発電分」の負担をどうするかを決めていました。政府の説明も「過去に遡っての負担金をお願いすることにした」となっています。ここからも、２０１６年になって経済産業省が**「一般負担金の過去分」**なるものを言い出すのは明らかにおかしかったことがいえます。こうしたことを言い出したのは、別の理由があったはずである上に、これを２０１７年に経済産業省令で「国民負担」と決めたのはそれまでに無かった「法に基づかない」措置でした。

四）経済産業省は２０１８年からの私たちからのお尋ねに対して、「賠償負担金とは「賠償への備えの不足分を回収するためのもの」と答えているのですが、考えてみれば分かるように、**「過去分」**を「不足分」と言うことは誰もしません。「不足分」とは、「何かに要する費用が足りない分」という意味で使います。東京電力福島第一原発事故の賠償費用増に足りない分ということです。

五）一方で経済産業省は２０１７年２月６日に出したパブコメ意見への応答として、「賠償についてはすでに制度措置されており、迅速かつ適切に賠償を行うために、相互扶助の考えのもと、予め原子力事業者が原子力損害賠償・廃炉等支援機構に負担金を納付することで事故に備えておく、こととしています。」と記しています。これを読むと、**一般負担金**は将来の事故に備えるお金である

ように聞こえます。しかし、支援機構法とそこに定めた一般負担金は、将来の事故に備えるためにできた法律と制度ではありません。１Ｆ事故にどう対処するかのためにできた法律と制度であったのです。

〈注４２〉「賠償負担金」額２．４兆円を算出した根拠とされている、現在の「一般負担金年度総額」１，６３０億円がなぜ１，６３０億円であるかの根拠をもっていません。「廃炉円滑化負担金」額は白紙であり、幾らになるか目処も立たないものです。

１）国民に負担をさせる「賠償負担金」は２．４兆円とされていますが、経済産業省がその算定法と額を委員会に示したのは、１２月９日、最終回（第６回）財務会計ＷＧ部会と同日開催の第３回本委員会においてでした。次の説明でした。

２）まず「一般負担金の過去分の総額」として、「現行の一般負担金の算定方式を前提とし、各原子力事業者が納付する一般負担金の額が、各事業者が保有する原子力発電所の設備容量（熱出力ｋｗ）等を基準に決定されていることを踏まえれば、過去分の総額は、現在の一般負担金の額と原子力発電所の設備容量等の関係を元に算出した一般負担金のｋｗ当たりの単価※に、全事業者の累積設備容量※※を乗じることで算定することができ、この方法で算定される過去分の総額は約３．８兆円となる（下線は経済産業省による）。　※１．６００億円÷全事業者の設備容量総和　※※各炉の設備容量×炉年（運開後の経過年数）の総和）」のように説明されました。説明文の下には次の表示がありました。

	設備容量（熱出力）	一般負担金/過去分金額	kW当たり単価
2015年度	約1.5億kW	約1,600億円 ※日本原燃負担分（約30億円）除く。	約1070円/kW （1600億÷1.5億kW）
1966年度～2010年度	約35億kW	約3.8兆円 （約1070円/kW×約35億kW）	約1070円/kW

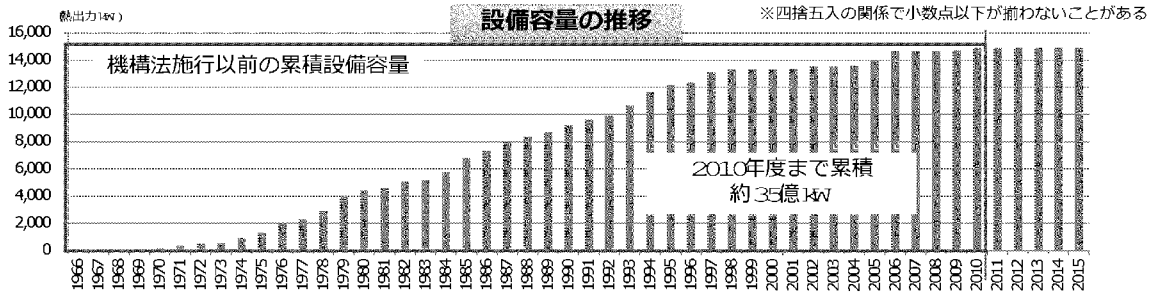

３）その次に、「託送料金の仕組みを利用して回収する『過去分』の額」として、「●現在、原子力事業者が毎年納付している一般負担金は、経過的に措置されている小売規制料金により回収されていることから、託送料金の仕組みを利用した『過去分』の回収は、現在経過的に措置されている小売規制料金が原則撤廃される２０２０年に開始することが妥当であると考えられる。　●この場合、２０１９年までに納付される一般負担金は、小売規制料金の残る限定的な競争環境下で回収されるため、全需要家ではないものの、概ね全ての需要家から回収されると考えることができる。　●このため、託送料金の仕組みを利用して回収する『過去分』の算定に当たっては、２０１１年から２０１９年までに納付される一般負担金を全需要家から回収する『過去分』と同様のものと扱い、『過去分』の総額

から控除してはどうか。　●２０１９年度末までに原子力事業者が納付することが想定される一般負担金は約１．３兆円＊であり、これを『過去分』総額から控除すると、約２．４兆円＊＊となる（下線は経済産業省による）。　＊２０１５年度と同条件で負担額が設定されると仮定　＊＊四捨五入の関係で小数点以下が揃わない」のように説明されました。

こうして、「託送料金の仕組みを利用して回収する『過去分』の額」が２．４兆円となり、これがその後「賠償負担金」と命名されることになりました。説明文の下には次のイメージ図が記載されていました。

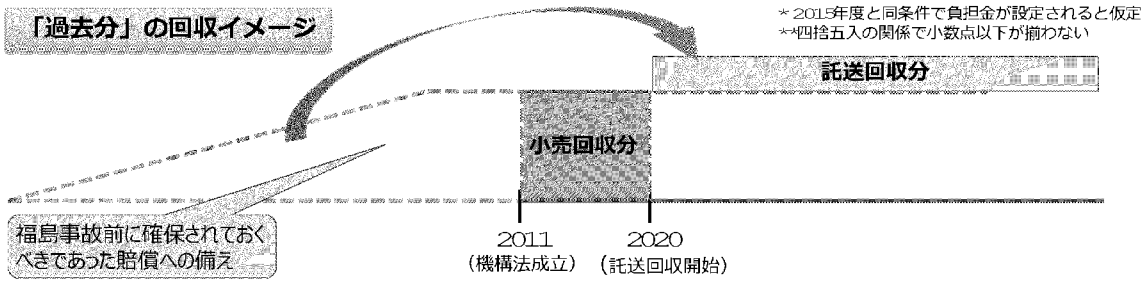

４）上から分かるように、経済産業省は、現在の年間当たり一般負担金額であるところの１，６３０億円という数字を元に、「一般負担金の過去分の総額」なるもの＝３．８兆円と、「賠償負担金（＝託送料金の仕組みを利用して回収する『過去分』の額）」なるもの＝２．４兆円とを算定しています。

５）それでは、こうした算定の基となっているところの「一般負担金の年度額１，６３０億円」というものの算定の根拠と方法は明確になっているのでしょうか。そうではありません。これは原子力損賠賠償・廃炉等支援機構が算定するとされていますが、どういう根拠と方法で現在１，６３０億円となっているのか、私たちには分かりません。

６）法律上の定義は「一般負担金は、支援機構の業務に充てる費用」となっています。それに従えば、支援機構の業務経費を見れば一般負担金額の規模が分かることになりますが、既に〈注９〉で見たとおり、２０１８年度の支援機構業務経費は２９億円、原子力事業者から納付された一般負担金額は１，６３０億円であり、釣り合って合致するようなものではありません。

７）また、一般負担金総額の歴年推移の実態から見ると、開始した２０１１年が８１５億円、２０１２年が１，００８億円、２０１３年以降が１，６３０億円となっています。始まったのが８１５億円で、それが１，００８億円となり、そして１，６３０億円となっていったのは、どういう根拠のある算定に基づくものなのかは不明です。

８）このような「１，６３０億円」が、「一般負担金の過去分総額の３．８兆円」や「賠償負担金（＝託送料金の仕組みを利用して回収する『過去分』額）の２．４兆円」を算定する根拠となることが適正とは考えられません。言い換えると、この額の算出は幾らでも手心を加えることができるものだということです（※）。全く不当な算定であると言わざるを得ません。

※　ある意味で、これを審議した有識者委員の心に、東京電力の福島第一原発

の要賠償額が５．４兆円から７．９兆円まで２．５兆円増加しているという事実と、新しく制度化する賠償負担金額が２．４兆円であるという事実とが符合したのではないかと推測できます。だから〈注１９〉〈注２１〉で示したとおり、委員を含むこの当時の各論者が一様に、その賛否の立場がいずれであっても、「福島の賠償費用が増加している。それに対処することは必要だ」という経済産業省からの外見上の言い分を出発点としたのだと思います。私たちもそうでした。

９）次に「廃炉円滑化負担金」についてですが、〈注４８〉で述べるとおり、①そもそも原発廃炉に関する法律がないこと、廃炉に関わる費用計上や特殊な制度はすべて委員会審議や経済産業省令を通して決まってきているという事実があること、②２０１３年と２０１５年に審議された「廃炉会計制度の変更」によって、それ以前の社会一般の当たり前のルール（事業に使ってきた原発の廃炉は原発事業者が負担して行う）が、廃炉に伴って電気利用者（国民）が負担するというルールに変更されたこと（これは法律を通さずに国民の財産権を侵害してお金を掠めとって原発事業者に譲り渡すということです）、という２点の大問題があった上で、その「廃炉会計制度を維持するため」に作られたものです。

その問題に輪をかけるように、そもそも原発の廃炉費は見通しの立っていないものであり、「廃炉円滑化負担金」額は白紙の状態です。このような白紙状態のお金の国民負担を省令で決めるというのは、根拠がないということを超えて、本来許されてはならないことです。

〈注４３〉電気事業は「透明・公平・公正」でなければなりません。なぜならば、電気が国民生活にとっての大切なインフラであることから、大手電力会社による地域独占事業として安定的にそれを行うと過去一貫して行われてきたこと、したがって逆に、その電気料金や電力会社の経営が透明、公平、公正でなければ、国民の財産を不当に損なうことになってしまうからです。それが電気事業法の根本の立法主旨です。ところが、今般の２つの負担金制度化にいたるプロセスにおいて、その「透明・公平・公正」が損なわれ続けてきました。

１）経済産業省が、この世に存在することのない**「一般負担金の過去分」**なるものを捏造し、その算定自体にも明確な根拠のない**「一般負担金」**額年間１，６３０億円という数字を基にして、託送料金によって新たに国民負担をさせるという２．４兆円の「賠償負担金」額を計算したのは何のためであったでしょうか。それは、やはり東京電力福島第一原発事故の要賠償費が新たに、それまでの５．４兆円から７．９兆円見通しへと２．５兆円増大していくことが分かり、それをどうしていくかを考えたことによるとしか考えられません。またそれは、東京電力をはじめとする原発事業者全てにとっての危機意識でもあったはずです。

２）一方、いくら原発推進と擁護が長年の“国策”であったといえ、２０１１年にあのような事故を起こし、その対処のために既に支援機構法スキームの下、様々な形で国費投入がなされている中、これ以上露骨にその救済をする道は取れないと考えたのではないでしょうか。電気事業は「透明・公平・公正」でなければな

らないものです。したがって、外見上それを損なっていないと見せかける今回のやり方を考え付いたのだと思います。しかし、そうした無理や誤魔化しはかならず露見します。以下の通り、電気料金や託送料金に関わる「透明・公平・公正」さ、原発事業や東京電力福島第一原発事故対処に関わる「透明・公平・公正」さが踏みにじられていきました。

一）２０１７年１月１０日に毎日新聞が「福島原発費用　「託送料」に上乗せ」「政官で国会審議逃れ」と題し、次のような報道をしています。

> ・・２０１６年９月上旬、大手電力の業界団体「電気事業連合会（電事連）」の幹部３人が、原発推進派を中心に複数の自民党議員とそれぞれの執務室で向き合った。持参したＡ４版計１０枚の資料には、東京電力福島第１原発事故の賠償費用の大幅増を予測する電事連独自の試算が示された。
>
> ・・電事連幹部は、費用が膨らむなら大手電力の負担も増えるとみて、電力自由化で新規参入した新電力にも負担を求めることを要望した。・・「資料は外部には存在しないことになっています」と念を押した。電事連は経済産業省にも同じ資料を持参し、陳情した。新電力に負担を求める案は経産省の思惑とも一致した。
>
> これに先立つ７月末、東京電力ホールディングス（ＨＤ）は福島第１原発の事故処理費用が大幅に増えるとの見通しを示し、政府に支援を要請した。・・年末に５．４兆円から７．９兆円に増えると試算される賠償費の手当ては重要課題だった。
>
> 経産省は二つの有識者委員会を設けて９月末に議論をスタート。この時既に賠償費増額分の経産省の腹案は、「託送料」と呼ばれる送電線利用料に上乗せし、新電力を含む電力各社から回収するものだった。
>
> ・・・
>
> 従来想定より倍増する福島第１原発の事故処理費用は、賠償の増額分を結果的に国民が広く負担する。決定にいたる経緯を検証した。

この報道内容の真偽を、私たちは経済産業省に尋ねてきました。その回答は「報道にあるような要望については承知しておりません。」というものでした。「承知していない」とはいかにも便利な言葉です。事実の真偽を答えずにすむものだからです。そして経済産業省はこの報道事実を否定できずにいます。また報道機関がこうした事実を捏造して報ずることはいくら何でも考えられません。私たちはこれは事実だったのだと確信します。そしてその場合、経済産業省は自ら「透明・公平・公正」の原則を破り、電力業界に加担するように、９月２７日からの有識者委員会『電力システム改革貫徹のための政策小委員会』を準備したことになります。

二）こうして設置された委員会の議論の進行について、次のようなことに気づかされています。

①　第１回委員会に提示された検討課題中に「賠償負担金」に関わる項目はありませんでした。そこ（自由化の下での財務会計の課題）には、「廃炉会計

制度の維持」「法人税の見直し」の２つが提出されていただけでした。

② 本委員会の下に財務会計ＷＧ部会が設けられました。同部会の第１回、第２回にも同様に「賠償負担金」の検討項目設定はありません。第３回部会で唐突に『東京電力を取り巻く状況』とする議題が置かれ、事故賠償金の増加や経営の情報が説明され、それに続けて『原子力事故対応に関わる財務会計面の課題』という議題があり、「一般負担金の過去分の扱い」という検討が始められていきます。

③ 同部会第３回会合では、この唐突な附議を受けて、多くの委員が違和感と疑問を表明しています。その中に次のやり取りがあります。

経済産業省が「法律制定前の過去分というものの取り扱いについては、別途審議会において検討されておりまして」と説明をしました。

一人の委員が「これはどこかでもう決まっているのでしょうか」と尋ねました。

経済産業省は「この資料そのものは事務局の提出資料で、これをもとに東電委員会、これが東電委員会の場に提出されたものですので、東電委員会が何かを決めたということではなく、単にここでは、今後、別途、審議会において検討予定であるということを、別の委員会の場にお示ししたという整理になります」と言い換えます。

それを聞いてその委員が「わかりました。機構法をつくったときに、その過去分という認識があって、それはどこかでまた議論して扱いを決めなきゃいけない、ということが決まっていたのかと思ったのです。」と言っています。つまり、これから、この場でそれの意味や適否を議論すると納得したのだと思います。

そして、その後、「過去分とは何なのか」「どう計算するのか」「一般負担金が今１６００億円の根拠も分からない」「今の一般負担金の水準は適正なのか」「イリーガルな措置である」「ある種ウルトラＣなので次から次へ出してくるものでないと明言すべき」「次から次に上乗せされる不安はどこかの委員会でとめなければいけない」「福島の賠償に回るということで、我慢していただく」「賠償に回されるのはまだ納得できるのでないか」「これからどれだけ莫大な賠償費用、事故炉の処理費用がかかるか本当に分からないと実感。そんな重要なことを話し合うのにこのワーキンググループでよいのか。国会などもっと開かれた場で、国民全体で話し合っていくべきでないか」「利潤が出た分を賠償に回せばいいじゃないかとなれば安全面への投資、コストの配慮が欠けてしまわないか」「バックエンド事業（再処理）というのは普通に事業をやっていれば当然に発生する費用。一般負担金の話というのは福島原発事故という経営責任が絡む部分の費用の話」等々の議論がされています（※）。

※ こうした議論がされていたことは健全と思いました。唐突に提出された附議にある問題を委員が初見で懸命に掴もうとしたのだと思います。加えて、この記録からも、先述した「東京電力の福島第一原発事

故の賠償費が増えていく。どうするべきか」という議論が行われたことが見えてきます。

④　以上のようなやり取りのまとめとして、経済産業省は「今後議論いただくのは、まずもって、今負担されている**一般負担金**について、**過去分**という考え方があるのかどうか。」「その際には、具体的な額の規模、どれくらいのが**過去分**に当たるのかといった指摘もあるので、そういった点の考え方は次回の宿題にしたい。」と述べて、この第３回会合を終えています。これは重要です。つまり、ここでは「**一般負担金の過去分**という考え方があるのか」は所与のものでなく、今後の宿題となって終わったということです。

⑤　そして、そのように述べているにも拘らず、以降、第４回部会（１１月１６日）、第５回部会（１１月２９日）、最終第６回（１２月９日）のいずれにおいても、「**一般負担金の過去分**という考え方があるのか」に関わっての説明と議論はなく、ただ、それがあることを所与の前提とした制度設計の説明とその議論に終わっています。本委員会も同じです。第２回委員会（１１月１１日）に初めてこれが出され、多くの疑問が出された上で、今後そもそもを議論するとされながら、最後までそれが無く、制度設計の説明とその議論に終わっていました。つまり「議論する」としたことが「議論されず」、この世に存在しない「**一般負担金の過去分**」なるものが作り出されました。

また、**一般負担金**年度額１，６３０億円がどうしてその金額であるのかの説明もないまま、最終第６回になって、〈**注４２**〉で述べたような「**一般負担金の過去分**総額の３．８兆円」や「**賠償負担金**（＝託送料金の仕組みを利用して回収する『**過去分**』額）の２．４兆円」という数値が、その１，６３０億円を基にした算定額として示されています。これについて、一人の委員が「このように最後になってこうですと出されても議論できない」と苦言を呈しています。

三）以上が示すことは、２０１６年９月から２０１７年２月までの間、この有識者委員会で託送料金に「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を上乗せする制度化を議論決定させる過程における「透明・公平・公正」の欠如です。

四）次に「透明・公平・公正」ではないと考えるのは、この間の２０１６年１２月９日に『中間とりまとめ案』とされたものが、それが『中間とりまとめ』として決定される２０１７年２月９日以前の２０１６年１２月２０日に、閣議決定『原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について』に盛り込まれていることです。まだ委員会が決定していない、しかも「例外的」「ウルトラＣ」「もう今後あってはならない」とされるような事柄なのに、こうして国策化され料金に転嫁されるのが、こうした手続きで進められるのでしょうか。

五）２０１７年２月７日には、経済産業省から「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法を一部改正する法律案」の閣議決定と、それを第１９３国会に提出するということが発表されました。〈**注２８**〉でも触れたとおり、この法律改正案は「事故機の廃炉積立金制度を創設し、東京電力が支援機構に積んでいく」を主眼とするものでした。「**一般負担金の過去分**（不足分）を電気利用者（国民）から回収す

る」や「そのために託送料金に賠償負担金や廃炉円滑化負担金を上乗せする」といったことは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の改正としても、電気事業法の改正としても、ましてや新法案としても附議されませんでした。

それでいて、経済産業省は「この措置は国会を素通りしていない。平成２９年国会で様々に質問をもらって、丁寧に回答、答弁をした」と言います。しかし、ここでの国会審議は、羊頭狗肉ならぬ狗頭羊肉のようです。そして、「羊」であるところの、国会で決めない「賠償負担金と廃炉円滑化負担金の国民負担」の制度化の最終決定権者は経済産業大臣（政府）となっていくのです。

六）こうして、２０１７年７月から「電気事業法施行規則等の一部改正」とするパブクリックコメントが募集され、その反対意見を一切考慮することなく、２０１７年９月２８日官報に「経済産業省令第７７号」として、この「賠償負担金と廃炉円滑化負担金の国民負担」が決まってしまいました。電気料金や託送料金に関わる「透明・公平・公正」さ、原発事業や東京電力福島第一原発事故対処に関わる「透明・公平・公正」さがそこにあるとは言えません。

３）そして、２０１７年９月から２年以上が過ぎ、間もなくこの上乗せ徴収が始まる２０２０年４月が来ます。「これは例外中の例外であるから、広く国民の理解を得ないといけない」という当初の委員会審議での議論や経済産業省の説明は口先だけで、こうした制度に関わる情報の発信や公開は、この官報以外には見当たりません。

４）こうして、これから少なくとも４０年以上もの間、電気をつかう国民すべてが料金への賠償負担金・廃炉円滑化負担金の上乗せをされることになります。本来は原発事業者が払うべきお金を、何もきちんと説明されずに４０年徴収されつづけるというのが「透明・公平・公正」であるとは言えません。

５）電気は国民すべての共通の財産です。だから、もう７０年以上も前から、事業の安定のためにと「総括原価方式」という方式の下で、電力会社は「かける費用の全てとあらかじめ算定した利潤」を料金で得てきました。その功もあったかもしれません。国民生活の成長を支える電気が存在してきました。同時に罪もありました。電力会社はそれに胡坐をかいて、必要以上の大きな富を手にしてきました。何よりも、巨額の利潤は原発をつくることによって得られてきたのです。その原発の事故や廃炉処分のお金まで、こうして理不尽に国民から奪うことを、国民に開かれた議論なく、そのために必要な情報開示や責任明示もなく、一人経済産業大臣の命令でつくられる省令で決めることを「透明・公平・公正」とは言えないはずです。

６）百歩譲って、経済産業省が「この２つの託送料金への負担金上乗せは電気事業法に根拠がある」と主張するのであれば、電気事業法の託送料金に関する規定（第１８条）を改正してから行わなければ、「透明・公平・公正」とは言えません。

〈注４４〉原子力損害賠償法第１６条の内容は次のとおりです。

〈第１６条〉政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助をおこなう

ものとする。

もちろん、これも無条件のものではなく、その予算措置を、原因や責任や必要額等の情報開示のうえ、国会等の議論の上でなされるべきものです。そして、ある意味ではもっとも素朴かつ平明にそれが行われるというものだと言えます。

〈注４５〉原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第６８条の内容は〈注２６〉でも記しましたが、再掲します。

〈第６８条〉政府は、著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、機構の業務を適正かつ確実に実施するために十分なものとなるように負担金の額を定めるとしたならば、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼす過大な額の負担金を定めることとなり、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがあると認められる場合に限り、予算で定める額の範囲内において、機構に対し、必要な資金を交付することができる。

すでに、この規定に基づいて、１Ｆ事故によって環境中に放出された放射性物質の除染土の中間貯蔵を行う施設建設の費用（２兆円見通し）が、国によって財政補填されています。国のエネルギー特別会計から支出されています。もちろん、そのこと自体を国民のほとんどは知っていません。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第３８条、第３９条に「一般負担金」は次のように定められています。

〈第３８条〉原子力事業者は、機構の事業年度ごとに、機構の業務に要する費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。

２．前項の負担金は、当該事業年度の終了後三月以内に納付しなければならない。（以下略）

３．機構は、負担金をその納期限までに納付しない原子力事業者があるときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

４．主務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を公表するものとする。

〈第３９条〉前条第１項の負担金の額は、各原子力事業者につき、一般負担金年度総額に負担金率を乗じて得た額とする。

２．一般負担金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

一．機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らし、当該業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

二．各原子力事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

３．負担金率は、各原子力事業者の原子炉の運転等に係る事業の規模、内容、その他の事情を勘案して主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

４．機構は、一般負担金年度総額もしくは負担金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。
５．主務大臣は、一般負担金年度総額について前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。
６．機構は、第４項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る一般負担金年度総額または負担金率を原子力事業者に通知しなければならない。
７．主務大臣は、機構の業務の実施の状況、各原子力事業者の原子炉の運転等にかかる事業の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、一般負担金年度総額または負担金率の変更をすべきことを命ずることができる。

このように、支援機構法において「一般負担金」というものを厳密に規定しているのです。これとは全然別の世界で、この世に存在しない「一般負担金の過去分」なるものを捻り出してきて、これに合せて「賠償負担金」というものを作り上げ、それを託送料金に上乗せするような制度をわざわざ、それも法律の上ではなく経済産業大臣の命令による省令で設けるようなことがどうして行われたのかが、本当に不思議なのです。支援機構法のこうした「一般負担金」等の規定に基づくか、もしそれで賠償等の１Ｆ事故対応に不足が生じるのなら、その必要に関わる情報をすべて開示して、こうした「一般負担金」等の規定を改正するのが本当の姿でないでしょうか。

加えて言えば、２０１１年に支援機構法が制定される国会議論の中で語られたのは「各原子力事業者が拠出する一般負担金は、電気料金に含めることができる」というものであって、それが国民負担であるかないかを明瞭にしていません。それがいつの間にか「国民負担」という抽象化された概念として一人歩きし、それによって、「事故の賠償は国民負担で行う」ことがあたかも所与の前提のように思い込まされてきた経過を見逃すことはできません。

〈注４６〉原子力損害賠償・廃炉等支援機構法附則第６条の内容は次のとおりです。

〈附則第６条〉政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の原因等の検証、事故に係る原子力損害賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、原子力損害の賠償に係る国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任のあり方等について、これを明確にする観点から検討を加えるとともに、原子力損害の賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加え、これらの結果に基づき、賠償法の改正等の抜本的な見直しを初めとする必要な措置を講ずるものとする。

２．政府は、この法律の施行後早期に、平成２３年原子力事故の原因等の検証、原子力損害の賠償の実施の状況、経済金融情勢等を踏まえ、事故に係る資金援助に要する費用に係る当該資金援助を受ける原子力事業者と政府及び他の原子力事業者との間の負担の在り方、当該資金援助を受

ける原子力事業者の株主その他の利害関係者の負担の在り方等を含め、国民負担を最小化する観点から、この法律の実施状況について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

３．政府は、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図る観点から、電気供給に係る体制の整備を含むエネルギーに関する政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

これは、２０１１年第１７７国会に同法案が提出された後、その修正として、国の責任に関する規定、利害関係者（東京電力経営者、株主、債権者等）の責任の明確化に関する規定、機構による賠償支払いの代行に関する規定等が追加されたことにより規定されたものと思われます。とても適切で、そこまで覚悟を持つものとしてこの法律ができたと、ある意味で納得のいく面があります。

しかし、その後の実態は、第１項に基づいて原子力損害賠償法の改正に向けた有識者委員会が開かれ、特に１，２００億円だけしかない賠償措置額を変える議論がされたようですが、それ以上の保険を引き受ける保険会社は存在しないといった理由から、結果として何も変わりませんでした。第２項によって、東京電力経営者や株主、社債権者の責任を取ったと言われていますが、実態は、経営者たちは退任後業界の関連会社に再就職し、株主は無配であるというだけであり、社債も温存され、ここには記されていませんが多額の受取利息を得ていた銀行も何も責任をとることはありませんでした。加えて、近年の東京電力の株主総会では「一刻も早く株式の配当を復活させるべき」といった発言が多く聞かれています。あるいは、総合事業計画によって銀行は支援機構に１兆円の融資を行なう、とされています。これをあたかも銀行の義務であるかのような書き方をしていますが、何のことはありません、国が保障して絶対に返済されることが確実な融資を行って、その利息を銀行はもらい続けているというだけのことです。今、超低金利で地方銀行や小さな金融機関はどうやって経営をしていくかを懸命に模索している中で、電力会社と関係を持つ大手銀行にとって、これは収入の下支えにさえなっていると言えます。

そして、何よりも第３項にある「**原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、その結果に基づき、原子力に関する法律の抜本的な見直し**」といった事柄は反故にされています。その一方で、言葉だけは「国民負担の軽減」と言いつつ、今般の２つの負担金の上乗せのような事態だけが見えないかたちで進行させられているのです。

〈注４７〉以上に見られるとおり、１Ｆ事故については、本来の責任事業者である東京電力にも、その相互扶助者とされる大手電力会社や電力業界関係者、そしてこの間膨大な利益を得てきた利害関係者に対して真の責任を問わないまま、一方で、賠償費用が増え続ける、廃炉費用が増え続けるといったことを理由として、国民に負担を求め続けている、とても酷い構造があります。

こうした構造が改められないかぎり、事故損害の賠償も、廃炉も、汚染水問題も、

除染も、中間貯蔵も、本当の責任感をもって行われず、やがて切り縮められ、やがて、もう終わったかのように持っていかれることは、７０年たっても切り捨てられる被害者がつづく水俣病という公害に対する責任企業と行政の在り方が示してきたことから、ある意味で明らかと言えるように思います。

私たちは、もうそのようなことを繰り返させてはいけないと考えるのです。そうした繰り返しが、結局、被害者を切り捨てるようなことにつながっていく、そうさせてはならないと考えるのです。

〈注４８〉私たちは、この問題を検討する中で、「原発廃炉」について、法律に基づかないで、どんどんと原発事業者を優遇するかたちの制度化が既成事実化されていると気づかされています。今にして思いますが、２０１３年に「廃炉会計」制度が省令で作られ、本来は原発事業者が最後まで責任を持たねばならない廃炉に、国民負担が制度化されたことから、その不当、違法性を問う必要がありました。

廃炉に関する法律がなかったということは、ある意味で、社会ルールどおりに原発事業者が最終的に責任をもってその廃炉を行うとなっていたからだと思います。〈注１４〉にある中部電力浜岡１，２号機廃炉はそのようになされ、会社がきちんと１，５３６億円の特別損失を計上したのです。そのルールが「廃炉会計」制度によって変えられたのです。会社とその利害関係者が負うべき、例えば２基の廃炉の１，５３６億円というお金が、この制度によって、会社ではなく、国民が負うべきお金とされました。さらに２０１５年には、当初控えめであったその対象が拡大して、全ての施設と使わなくなった核燃料にまで広げられました。

２０１３、２０１５年のこの制度こそ、国民の財産を奪うわけですから、法律で決められねばならないものでした。そうされず、そして、それが既成事実化され、２０１６年から２０１７年の経済産業省と有識者委員会は、それを“所与の前提”とし、その回収を確実にするためという理由で「廃炉円滑化負担金」の制度づくりをしました。そもそも、“所与の前提”とされる「廃炉会計」制度が、法律に基づかず、国民の財産を取り上げて、電力会社とその利害関係者に渡すという、やってはならないことだったのです。そして、「廃炉円滑化負担金」とは、それを重ねて既成事実化する悪制度なのです。これも、また法律に基づかず行われています。

ぜひ金森絵里教授の『原子力発電と会計制度』（２０１６年）をご覧ください。

〈注４９〉原発の真のコストをさらに闇に隠す、という問題があります。原発のそもそものコストは本当に他電源より安いのでしょうか。

１）まず経済産業省が公表している『２０１５年発電コスト検証報告』を見てみます。その公表数値は、複雑多岐に亘る費用の全てを含めてない、新たに発生する費用を含めてない、現実の稼働率や廃炉が進む状況を計算に反映させていないと思われます。真のコストが明らかにされねばなりません。

一）原発コストについて、経済産業省は「２０１５年に発電コスト審議会『長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告』で検証した。原発発電コストは１０．１円／ｋｗｈで他電源より優位である。仮

に１Ｆ事故対処費用が１０兆円増えると１０．２～１０．４円になるが、それでも優位である」と答えています。次のような説明です。

2014年モデルプラント試算結果概要、並びに感度分析の概要

電源	原子力	石炭火力	LNG火力	風力（陸上）	地熱	一般水力	小水力 80万円/kW	小水力 100万円/kW	バイオマス（専焼）	バイオマス（混焼）	石油火力	太陽光（メガ）	太陽光（住宅）	ガスコジェネ	石油コジェネ
設備利用率 稼働年数	70% 40年	70% 40年	70% 40年	20% 20年	83% 40年	45% 40年	60% 40年	60% 40年	87% 40年	70% 40年	30・10% 40年	14% 20年	12% 20年	70% 30年	40% 30年
発電コスト 円/kWh	10.1～ (8.8～)	12.3 (12.2)	13.7 (13.7)	21.6 (15.6)	16.9※ (10.9)	11.0 (10.8)	23.3 (20.4)	27.1 (23.6)	28.7 (28.1)	12.6 (12.2)	30.6 ～43.4 (30.6 ～43.3)	24.2 (21.0)	29.4 (27.3)	13.8 ～15.0 (13.8 ～15.0)	24.0 ～27.9 (24.0 ～27.9)
設備コスト 資本費	8.9～ (7.8～)	9.9 (9.5)	10.7 (10.7)	9.9～ 17.3	9.2～ (1.6)	10.6 (10.5)	19.1 ～22.0	19.1 ～22.0	17.4 ～32.2	9.5 ～9.8	27.1 ～28.1 (27.1 ～28.1)	30.1～ 45.8	33.4～ 38.3	10.6 (10.6)	17.1 (17.1)

原子力の感度分析（円/kWh）	
追加的安全対策費2倍	＋0．6
廃止措置費用2倍	＋0．1
事故廃炉・賠償費用等1兆円増	＋0．04
再処理費用及びMOX燃料加工費用2倍	＋0．6

※1 燃料価格は足元では昨年と比較して下落。それを踏まえ、感度分析を下記に示す。

化石燃料価格の感度分析（円/kWh）			
燃料価格10%の変化に伴う影響（円／kWh）	石炭 約±0．4	LNG 約±0．9	石油 約±1．5

※2 2011年の設備利用率は、石炭：80%、LNG：80%、石油：50%、10%
※3 （内の数値は政策経費を除いた発電コスト
※4 地熱については、その予算関連政策経費は今後の開発拡大のための予算が大部分であり、他の電源との比較が難しいが、ここでは、現在計画中のものを加えた合計143万kwで算出した発電量で関連予算を機械的に除した値を記載。

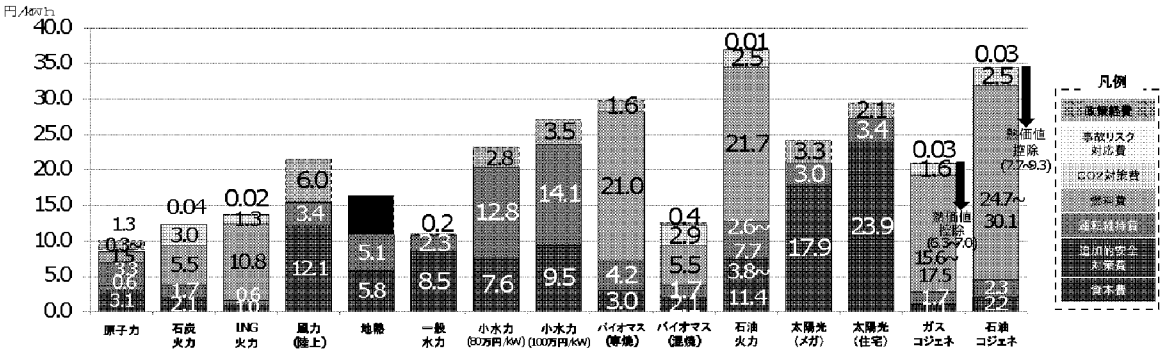

原子力発電コストの算定方法と諸元

➢ 発電に直接関係するコストだけでなく、廃炉費用、核燃料サイクル費用（放射性廃棄物最終処分含む）など将来発生するコスト、事故対応費用（損害賠償、除染含む）、電源立地交付金・もんじゅなどの研究開発等の政策経費といった社会的費用も織り込んで試算。

原子力発電コスト（2014年）
10.1円～/kWh

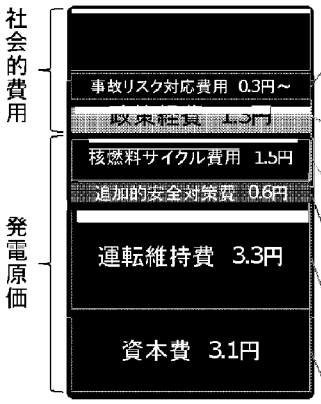

※設備容量120万kw、設備利用率70%、割引率3%、稼働年数40年のプラントを想定。

※設備利用率は60%・70%・80%、割引率は、0・1・3・5%、稼働年数は40年・60年の複数ケースで試算

事故リスク対応費用(0.3円～/kWh)
・福島原発事故による事故対応費用を、約12.2兆円と想定し,出力規模等により約9.1兆円に補正。
・前回の共済方式を踏襲しつつ、追加安全対策の効果を反映し、4,000炉・年に設定。（ただし今後、全ての追加的安全対策を実施した場合の効果を勘案する必要あり。）
・損害費用は増える可能性があるため、下限を提示。事故廃炉・賠償費用等が1兆円増えると0.04円/kwh増加。

政策経費(1.3円/kWh)
・立地交付金（約1,300億円/年）、もんじゅ等の研究開発費（約1,300億円/年）を含めた約3,450億円を反映。※2014年度予算ベース

核燃料サイクル費用(1.5円/kWh)
・使用済燃料の半分を20年貯蔵後に再処理し、残りの半分を45年貯蔵後に再処理するモデル。
・フロントエンド0.9円、バックエンド0.6円（再処理：0.5円、高レベル廃棄物：0.04円）を含む。

追加的安全対策費(0.6円/kWh)
・新規制基準に基づく、追加的安全対策費を追加。モデルプラントとして計上すべき費用を精査し601億円を計上。（追加的安全対策の実施状況により増減の可能性あり。）

運転維持費(3.3円/kWh)
・人件費20.5億円/年、修繕費2.2%（建設費比例）、諸費84.4億円/年、業務分担費。

資本費(3.1円/kWh)
・建設費37万円/kW（4,400億円/1基）、固定資産税1.4%、廃止措置費用716億円を反映。

二）私たちは、これに対して、次のように再質問しています。

① 原発発電コスト内訳の中に、「賠償負担金」２．４兆円、「廃炉円滑化負担金」、「（例えば２０１６年１２月に決定したもんじゅ廃炉の１兆円を始め）国内全原発と関連施設分の廃炉費用」、「（２０１８年６月発表の）東海再処理施設の廃止費用１兆円等の、新たに判明していく費用」、「（２０１８年６月表明の）東京電力福島第二原発の廃炉費用」、「（３００～４００年の検査と１０万年の管理を要すとされる）国内全原発と関連施設分の放射性廃棄物処理費」、「（かつて１９兆円と言われた）国内全原発と関連施設分の使用済核燃料再処理費用」、「東京電力福島第一原発事故対処費用の現在見通し２２兆円」等は、このコスト検証計算に含まれていますか。

② 原発発電コスト内訳として示された「資本費３．１円、運転維持費３．３円、追加的安全対策費０．６円」は、国内全原発と関連施設分が計算されていますか。安全対策費に関し、２０１７年７月８日朝日新聞に「電力１１社合計の安全対策費は１３年１月に９，９８２億円、１７年６月には３兆８，２８０億円」とありますが、こうした増加分は反映できるのですか（※）。

※ ２０１９年１１月１６日毎日新聞には「原発安全対策費、１１社合計で５兆３，８４４億円」とあります。２０１５年検証数値６０１億円と比べれば、５兆３千億円以上も増えています。

③ 原発発電コスト内訳として示された「政策経費」に、全国原発と関連施設や団体に関わる立地対策や研究開発等の費用が全て含まれていますか（※）。

※ 例えば、２０１６年１０月に使用済燃料再処理支援機構という組織が設立されました。他にも、例えば文部科学省所管の原子力機構がもんじゅ・東海再処理施設等を所有しています。同省への質問で「２０１８年予算総額１，４２３億円、うち政府支出が１，３３０億円。経済産業省の原発発電コスト試算にこれが含まれるかは承知していない」と回答をもらいました。こうした費用は含まれているかは分かりません。また、１Ｆ事故除染・中間貯蔵施設建設は環境省所管です。一般会計から多く出されているその費用６兆円全てが含まれているかは分かりません。

④ 原発コスト計算として、原発稼働率を勘案して分母となる発電力（量）を出していると思いますが、２０１５年以降、廃炉が決まった原発は２０基ほどありますが、それらにより分母は相当減り、それを反映した計算をせずに示すのは正しい数字とは言えないのではありませんか。逆に再生エネルギー発電力（量）は顕著に伸びていることも含め、電源別コスト全体を試算し直して、電気利用者、国民に正確な情報を開示する必要はありませんか。

三）経済産業省からの再回答は「２０１５年政府の発電コスト検証は、ＯＥＣＤなどで採用されている試算法である。方法のみならず、稼働率や運転年数、出力規模の前提条件も稼動実績やＯＥＣＤ等で活用される数値を参照し、専門家のワーキンググループで検討され決まった。」というものでした。

四）これでは、真のコストは一向に明らかになりません。私たちが尋ねた具体的な費用が全て含まれないと強弁するつもりはありませんが、含まれるとも含まれないとも説明はされていません。また、２０１５年以降に１兆円単位で増え

ている費用見通しを含めずにいて、何よりも、ｋｗｈ単位での計算なので、５０基中の２０基が廃炉になって計算の分母が大きく変わるのに、それを無視して、こういう発電コストですとは言えないと思うのです。

２）龍谷大学の大島堅一教授の調査研究は更に鮮明です。

一）その２０１８年調査研究発表では、その時点での原発発電コストは１７．６円／ｋｗｈと示されています。

原発のコストは超長期で不確実

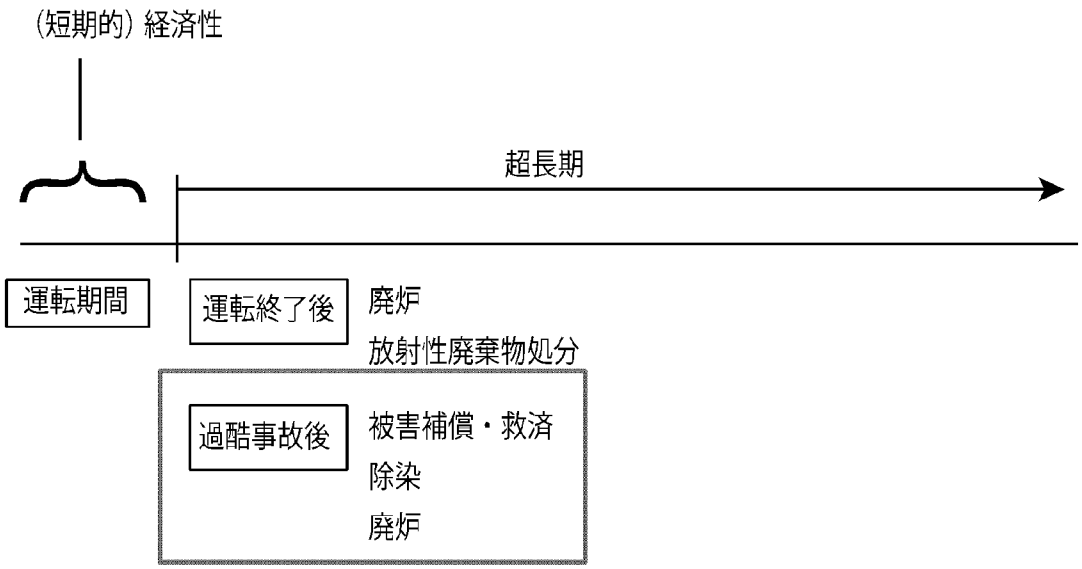

高くなる原発コスト

- 原発事故コストはこれからも増大する。
  - 不十分な賠償→事情に応じた十分な賠償が必要。
  - 除染廃棄物の最終処分、燃料デブリの処分。
- さらに、このままの政策を続ければ、使用済核燃料の再処理費用を中心に、核燃料サイクル費用も増大する。
- 現時点でみても、kW時当たりでみた原発コストは、他の電源と比べて高い。

	発電コスト	政策経費	事故コスト	合計
原子力	8.5	1.7	3.1	13.3
火力	9.9	0.0	-	9.9
水力	3.9	0.0	-	3.9

※1970-2010年度実績

簡単な原発コスト試算

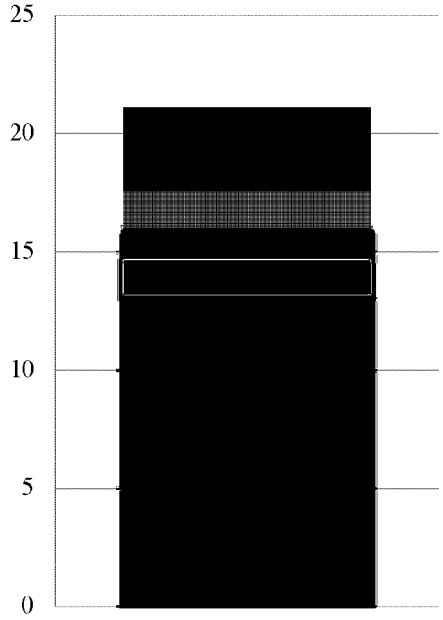

これまでの点を踏まえると新設原発のコストは
17.6円/ kWh～　程度ではないか。

- 事故リスク対応費用　1.6円～
- 政策経費　1.3円
- 核燃料サイクル費用 1.5円
- 運転維持費　3.3円
- 資本費 9.9円

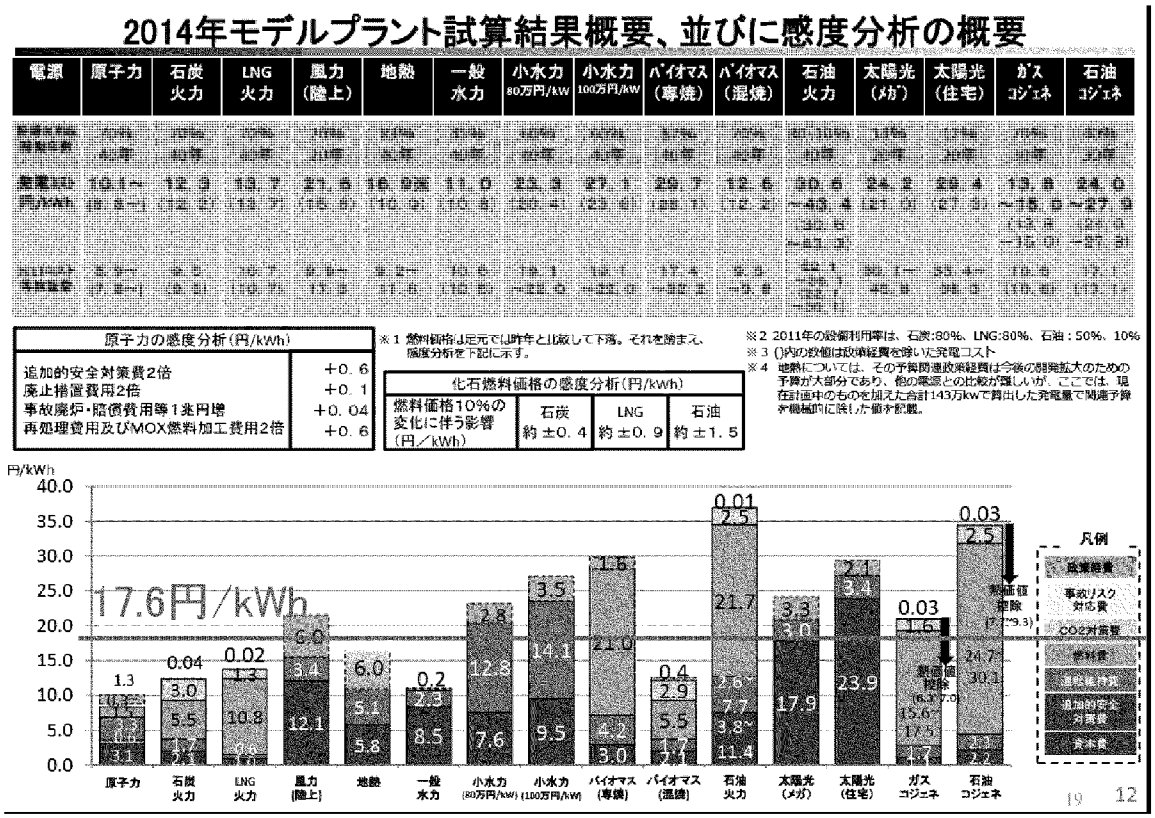

二）この調査研究の視点が『原発はやっぱり割に合わない―国民から見た本当のコスト―（２０１３年。大島堅一。東洋経済新報社）』という著書に説明されています。①世界史的事件としての福島原発事故、②なぜ日本は原発大国になったのか、③「原発が最も安い電力」というからくり、④原発の本当のコスト、⑤使用後の核燃料をどうするか、⑥日本のエネルギーのこれから、という章立

てのものです。是非ご覧ください。

3）以上のようなコスト試算と並行して、税金や一般会計から支出されているものではなく、実際に電気料金として、あるいは託送料金として原発の発電費用に充てられているものに目を向けてみます。そして、本来は「送配電費用」に充てられねばならない託送料金の中に、現在、どのような原発の発電費用が含まれており、２０２０年からどのような上乗せがされようとしているかを見てみます。

一）私たちは、九州電力、中国電力、関西電力、東京電力の会社発足から２０１６年までの有価証券報告書を取り寄せて、その中味をあたってきました。その集計結果をグリーンコープのホームページトップに『託送料金を問う』とバナーをつけ、その「資料類」のＥ，Ｆ，Ｇに掲載しています。ぜひご覧ください。

二）その内容のうち、まず電気料金に焦点を当てたとき、次のことが言えます。

①　電気料金の仕組みは「総括原価方式」といって、「かけるつもりの全てのコスト＋あらかじめ計算した利潤＝電気料金」というものです。戦争後、電気は国民生活に不可欠なので電気を扱う電力会社の経営が安定していなければならないという目的があったためでしょう。その功は分かります。同時に、そうした結果、それに甘える経営が続いてきたという罪もありました。

②　その観点で、次グラフが示すように、戦後に電気が安定的に供給されるようになったと言える１９６５（昭和４０）年以降、この「総括原価方式」によって電力会社と利害関係者に蓄積されていった富の金額を計算しました。

a-7 最大電力と需給バランス

◎電気は「需要」と「供給」が同時。
◎安定した電力供給のため、不意の需要増加等に備えた供給力の確保が必要。

電気は需要と供給が同時に行われるものであることから、安定した電力供給を行うためには不意の需要増加や異常渇水又は発電所の事故等に備え、常に需要を上回る供給力（供給予備力）を確保しておく必要がある。

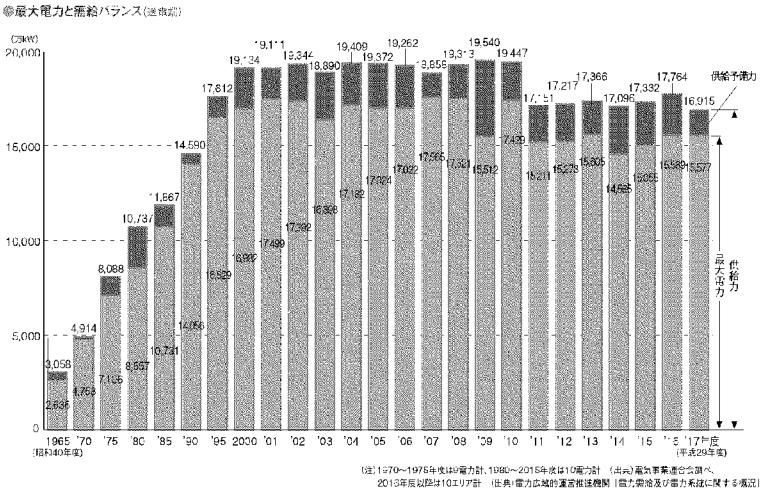

(注)1970～1975年度は9電力計、1980～2015年度は10電力計 （出典）電気事業連合会調べ、2013年度以降は10エリア計 （出典）電力広域的運営推進機関「電力需給及び電力系統に関する概況」

③　私たちはその富を、電気を作って届けてくれた直接費用以外に使われたお金、すなわち、固定資産、支払利息、株主への配当、投資家への元利払いと捉えています。その額は、九州電力で２４兆４，４６２億円、関西電力は４２兆５，８３３億円、東京電力は８３兆５１億円です。三社合計で１５０兆３４６億円です。大手電力１１社合計でどれ程に上るでしょう。これは全て、国民が電気料金として支払った中から電力会社に蓄積された富です（※）。

※　この点について、今後、同じように「総括原価方式」で料金が設定されてきたガス会社とこれら電力会社との間で、どれだけ蓄積された富の

開きがあるのかを確かめるつもりです。

④　会社と利害関係者が蓄積した富は一切そのままにしておいて、「賠償に備えるお金の不足分」「廃炉を進める費用」を遡って国民から徴収しようとするのは不当ではないのでしょうか。

三）現在電気料金に含まれる原発特有の発電費用は次のようなものがあります。

①　電源開発促進税

②　使用済燃料再処理等発電費・同既発電費・同準備費

③　原子力施設解体費

④　高レベル放射性廃棄物処理費

⑤　原子力損害賠償・廃炉等支援機構負担金（これが**一般負担金**となります）

四）託送料金に目をやると、上のうち、①の電源開発促進税と、②のうち使用済燃料再処理等既発電費の全額が託送料金に含まれる〈**注４１**〉ようになっています。託送料金には原発コストは含めないとされているのに、経済産業省令でそう決めているからとのことです。今般の訴訟で直接的にこれらを違法と訴えることは難しいことから断念しますが、「①は送配電コストでなく、発電コストである。しかも、その９割は原発に使われている。②はそれ以前の原子炉等廃止措置引当金・特定放射性廃棄物処理費の場合と打って変わり、**「過去分」**とするを託送料金で徴収すると悪判断した。これら①も②も託送料金に含めることはおかしい」と主張しつづけていきます。

五）加えて、託送料金計算で、電力会社の恣意で送配電コストとして含めるものを決めて申請し、経済産業省がそれを認可するという惧れはゼロではありません。次のように、会社によって電気料金原価（総コスト）に占める託送料金原価（送配電コスト）の比率に相当のばらつきも見えるからです。

①　「役員給与」では九電と関電は同程度だが東電では計上されてなく、「給与手当」と「厚生費」では東電の算定率が高い。配賦に任意性が推測される。

役員給与	九電	関電	東電
総額	１０億円	１１億円	７億円
託送料金算定額	５億円	５億円	０円
算定率	５２．７％	４８．６％	０％
給与手当	九電	関電	東電
総額	２６８６億円	４４１６億円	７５１７億円
託送料金算定額	１２５９億円	２０１１億円	４４８６億円
算定率	４６．９％	４５．５％	５９．７％
厚生費	九電	関電	東電
総額	５３１億円	８６６億円	１３４４億円
託送料金算定額	２５９億円	３７７億円	７９９億円
算定率	４８．９％	４３．６％	５９．４％

②　「委託検針費」では関電の総額が低く自前で行う割合が高いものと推測され、算定率は高い。

委託検針費	九電	関電	東電
総額	１８４億円	６４億円	４９６億円
託送料金算定額	１６１億円	７８億円	４２３億円
算定率	８７．２％	１２０．７％	８５．３％

③　「委託集金費」では関電の金額が少なく算定率には開きがある。小売分野の費目であり任意性が推測される。

委託集金費	九電	関電	東電
総額	８７億円	１６億円	９６億円
託送料金算定額	２５億円	１０億円	６８億円
算定率	２９．６％	６４．９％	７１．１％

④　「燃料費」での算定率は同程度であり計上ルールに沿ったものであろうが発電の直接的費用であり託送料への配賦には任意性が推測される。

燃料費	九電	関電	東電
総額	１兆７９７６億円	３兆５６１億円	８兆３５４８億円
託送料金算定額	７２２億円	３２９億円	７０２億円
算定率	４．０％	１．１％	０．８％

⑤　「廃棄物処理費」では関電が高くなっているが算定はなされていない。

廃棄物処理費	九電	関電	東電
総額	３３７億円	１２９７億円	３８１億円
託送料金算定額	１億円	０円	１億円
算定率	０．５％	０％	０．５％

⑥　「託送料」では九電は事業規模に比して低い。送電と変電・売電を他社へ委託した費用であり九電はそれが少ない構造ではないか。配賦の任意性も推測される。

託送料	九電	関電	東電
総額	１３５億円	４６１億円	５８２億円
託送料金算定額	７５億円	４０３億円	５８８億円
算定率	５６．１％	８７．３％	１０１．１％

⑦　「委託費」では総額は事業規模に対応した実績であり、九電の算定率は高くなっていて配賦に任意性ありか。

委託費	九電	関電	東電
総額	２１８８億円	３９８７億円	６９２６億円

託送料金算定額	１１３８億円	１５０１億円	２７０９億円
算定率	５２．０％	３７．７％	３９．１％

⑧　「損害保険料」では総額は事業規模に応じているが東電の算定率は高く、配賦の任意性が高い。

損害保険料	九電	関電	東電
総額	２９億円	５４億円	１１１億円
託送料金算定額	１億円	０．７億円	６４億円
算定率	４．５％	１．３％	５７．８％

⑨　「普及開発関係費」では九電が総額は事業規模に比して少ないが、業務内容が広報活動や展示館運営等であり送配電分野ではないところ算定率は高い。

普及開発関係費	九電	関電	東電
総額	４６億円	１４２億円	２４７億円
託送料金算定額	１２億円	３億円	１８億円
算定率	２７．１％	２．１％	７．４％

⑩　「養成費」では算定率に開きがあり九電が高く任意性が推測される。

養成費	九電	関電	東電
総額	１８億円	４７億円	６３億円
託送料金算定額	１８億円	１７億円	４２億円
算定率	９８．２％	３７．０％	６６．９％

⑪　「研究費」では関電の託送料金算定額が低めになっている。

研究費	九電	関電	東電
総額	１０９億円	２５７億円	３４１億円
託送料金算定額	５１億円	７６億円	１９０億円
算定率	４６．８％	２９．７％	５５．７％

⑫　「固定資産税」「雑税」は３社ともに同水準の算定率であり計上ルールによるものと思われるが、東電の雑税だけ総額規模が低く算定率が高い。

固定資産税	九電	関電	東電
総額	９５６億円	１５７６億円	３１８０億円
託送料金算定額	６１５億円	９９７億円	２０７２億円
算定率	６４．３％	６３．３％	６５．２％
雑税	九電	関電	東電
総額	１２１億円	２７１億円	２０６億円
託送料金算定額	１４億円	３５億円	８６億円
算定率	１２．３％	１３．０％	４２．２％

⑬　「諸費」は通信運搬費・旅費・寄付・雑費雑損等であり、九電の算定率がやや高めである。

諸費	九電	関電	東電
総額	５６５億円	１００２億円	１０６７億円
託送料金算定額	３０２億円	４３８円	３３１億円
算定率	５３．６％	４３．８％	３１．０％

⑭　「電気料貸倒損」では託送料金算定額は低く、関電の算定はない。

電気料貸倒損	九電	関電	東電
総額	９億円	２９億円	７０億円
託送料金算定額	０．３億円	０円	０．０７億円
算定率	３．４％	０％	０．１％

⑮　「固定資産除却費」では総額は事業規模に見合った実績と見られるが、九電の算定率は高い。

固定資産除却費	九電	関電	東電
総額	３６３億円	６８８億円	２０４３億円
託送料金算定額	４７６億円	６３９億円	２０７３億円
算定率	１３１．２％	９２．８％	１０１．５％

⑯　「電源開発促進税」は同水準の算定率であり計上ルールに沿ったものであろう。「事業税」は税であることを考えると算定率の差に配賦の任意性が推測される。

電源開発促進税	九電	関電	東電
総額	９４１億円	１５８２億円	３１４５億円
託送料金算定額	９７３億円	１６７６億円	３２７２億円
算定率	１０３．４％	１０５．９％	１０４．０％
事業税	九電	関電	東電
総額	５０３億円	９０１億円	１９９９億円
託送料金算定額	１６６億円	２４７億円	５０６億円
算定率	３３．０％	２７．５％	２５．３％

⑰　「法人税等」では３社とも２５年度と２６年度の算定金額が同額である。関電は２５年度に２６６億円のマイナス計上が見られ、東電は算定率は高いが総額が低いため算定金額は低い。

法人税等	九電	関電	東電
総額	５９９億円	５０５億円	７３億円
託送料金算定額	１２３億円	１９３億円	５１億円
算定率	２０．６％	３８．３％	７０．０％

六）現時点で上のような配賦率のばらつきがあること、また、託送料金申請をした時の想定費用と実績費用が違ってくる点も合せて、私たちは、これまで九州電力と経済産業省に、託送料金の具体実績の厳格な検証と必要があれば見直しが必要と申してきました。それはきちんと実現されるべきと考えます。

４）そして、これからです。託送料金制度が悪利用され、ブラックボックス化する懸念があります。というのも、２０２０年４月の電力全面自由化によって「総括原価方式」という仕組みが電気料金から無くなる一方、託送料金はこれまで同様の「総括原価方式」の考えが残されるからです。

一）国の機関を疑うのは不幸なことですが、これまでの“習い症”というものがあります。これまで、どれだけ膨大な原発コストが見えてきても、それを料金にすればよいという安易な発想が続けられてきました。「総括原価方式」の罪の側面でした。

二）具体的にも、経済産業省には悪い前例があります。次のようなことです。

２００５年に経済産業省が使用済燃料再処理等既発電費の託送料金への上乗せ〈注４１〉を決めたとき、多くの「おかしい」という声があり、「これきりである」という応答もされていました。それから１０年経った今回２０１７年、賠償負担金や廃炉円滑化負担金を同じようにすることに対して、１０年前の応答を示して「しないと言ったことをまたしてはならない」というパブコメの意見がありました。それに対して、経済産業省は次のように答えています。

> ご指摘の「使用済燃料再処理等既発電費」については、当時の審議会の報告において、「今回の措置をもって、自由化に伴うバックエンド問題の整理は完了するものである。」とされていますが、これは、再処理費用に関する整理を完了する旨を指すものであると認識しています。

三）つまり、経済産業省は、題目が別の名称であれば何度でもやります、と言っているのです。今回２０１７年の５回の有識者委員会の議事録を見ると、賠償負担金と廃炉円滑化負担金の託送料金上乗せを仕方ないと認めた委員の大半が「今回きりにすべき」と述べています。経済産業省はそれを否定していません。しかし、一度やったことが問われなければ、またやるでしょう。この次は、いよいよ行き詰ってきた使用済燃料再処理とか、放射性廃棄物の最終処理に関してでしょうか。それとも益々行き詰っていく１Ｆ事故対処の他の費用でしょうか。

四）私たちは将来の惧れとしてあるそうした不当は認めない、そのためにも今回の不当は認められない、と今声に出していきたいと思います。電力自由化の主旨に照らし、大手電力と新電力は公平に競争できなければなりません。安易に託送料金に何でも載せることはさせず、その「透明・公平・公正」さを実現することが重要です。

〈注５０〉経済産業省が「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」を決めた根拠とした２０１６～２０１７年の有識者委員会「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」と「財務会計ワーキンググループ部会」に提出された資料と議事録をすべて読んでみ

ました。

二人の委員のとても印象に残る発言の記載がありました。お一人は、消費者委員として参加された方です。一貫して次のような発言をされ続けていました。

この貫徹委員会は、本当に自由化を貫徹するための委員会なのか、ということです。そもそもの自由化の目的、例えば消費者にとっては電気を選べるようになったこと、また、新電力の皆さんが参入後、自由に商売ができるか、という話をしているときに、託送料金に廃炉の費用等を上乗せするということが、果たして本当に自由化の目的に反しないのか、合っているのかというところが大きな疑問です。この部分については、前のワーキンググループでもきちんとしたお答えはいただいておらず、結局、会計上は確実に回収できるものでないと認められない、それが託送料金だからという話でしかないのですが、電気料金であれば本当に回収できないのか。自由化で何パーセントの需要家が新電力にスイッチすれば回収できないと見るのか、という具体的な話は教えていただけなくて、ただ単に会計上、託送でないと回収できると認められない、という話だけですと、これ以上の議論はこの先なかなか進まないのではないか、と思っています。ですので、具体的な数字なども教えていただきたいと思います。

先ほどから、ベースロード電源にある原子力が切り出されるという話が出ておりますが、そもそも原子力というのはこれまで言われてきたように本当に安いのでしょうか。・・・このように貫徹委員会を行っている根本として、本当に原子力が安かったのかというところに立ち戻らなければいかないのではないでしょうか。・・・実際に事故が起こって、賠償ですとか除染ですとか廃炉のための費用がこれからますますかかってくるという現実が目の前にあって、しかも、まだ最終処分地も決まっていなくて、そこにもこれから沢山の費用がかかるかもしれないわけです。

これまでの先生方のご意見を聞いて、やはりどうしても疑問に思ってしまうのは、託送料金に上乗せすることについて誰も納得はしているわけではない、仕方がないからと言われていることです。本来、今　　委員がおっしゃったように、国民に広く議論の場を預けるべきだと思います。そして国民全員で議論して結論を出すべきだと思います。特に福島の廃炉や賠償に対しては、私たちの代だけで解決できないことは火を見るより明らかで、私たちの次の代、もしかしたらもっとその先の代にまで係わっていかなければいけない内容です。そのときに、やはりちゃんと開かれた議論の後にこうやって決まったのだということで、賦課金など税金ならば税金という形にするのがやはり私は一番いいのではないかなと思っております。今回、資料６で意見書として再度出させていただいておりますけれども、そもそもの電気の託送料金については消費者委員会からもこれまでも指摘があったところです。消費者にとって一番身近でくらしに不可欠な電気料金のうち託送割合というのが、それでなくても高いではないかと指摘されているところに、なぜさらに上乗せしなければいけないのか。

今の　　オブザーバーのご意見にもありましたが、国会を経ずに経済産業省令だけで変えられる託送料金に入れてしまうところが、国民にとっては、見えない形でどんどん膨らむのではないかと一番の不信感のもとになっています。ですので、本当にこれは国民が負担すべきものだと説明できるのであれば、経産省が財務省を説得できるぐらいの根拠を持ったうえで、賦課金などの税金として取っていただくのが一番いいと思っています。

寄せられた多くのパブリックコメントについて、まとめていただいたものを拝見させていただきましたが、今回の貫徹委員会の中間とりまとめについては、さまざまな反対意見が出されていますが、中でも、やはり結論を急ぎすぎた、拙速ではなかったかというような意見が多く出されています。これまでのお話では、２つのワーキングのうち、市場整備のほうについては継続して行われるということでしたが、貫徹の親委員会と財務会計のワーキングのほうは、これで議論が終わりということになるのでしょうか。

これらの発言について、最後まで経済産業省は一顧だにしていません。そして私たちは、この方が３年前にこのような孤軍奮闘をしていることを知りませんでした。今知ることになりました。ここに発言されたのと同じような考えから、「賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金に上乗せすることを経済産業省令で決めるのは間違っている。」と声を挙げ直していきます。

もうお一人は、電気事業連合会を代表して参加している方です。次のような発言をしています。

やはり福島の事故によりまして、福島の皆さん方に大変な苦しみをお与えしてしまったこと、それから６０億円もございますけれども、２０兆円という国民が発生する、これは新電力のお客様、それから私どものお客様、国民全体に結果的にはご負担をいただくことになりますけれども、そういうことを起こしてしまったことについて、大変申しわけなく思っています。・・・２０兆円という追加的なコストを国民の皆さん方にご負担いただくことになったことについては、本当に申しわけないと思っています。

ここで言われた「２０兆円」というのは１Ｆ事故対策費２２兆円のことです。経済産業省はこれについて一貫して「１６兆円は東京電力が負担する。４兆円は大手電力各社が相互扶助して負担する」と喧伝しています。しかし、ここまで見てきたとおり、一見そう見せているだけで、実質は国民がずっと負担をさせられています。そして、さらにこの有識者委員会で、２つの新たな負担金の上乗せ制度化を決めることになりました。

この方の言葉は、どれだけ屁理屈や巧言で飾られていようとも、電力業界の人間として、１Ｆ事故対策は実質すべて「国民の負担」で行っていると分かっているということを物語っています。その意味で、ことの本質を正直に露呈している発言です。

以上ここまで記してきたことを一枚にまとめれば下のようになると考えています。

でんき自由化

２０００年(高圧の小売)
↓
２０１６年(低圧の小売)
↓
２０２０年(大手電力分割)
発電―送配電―小売

とても画期的なこと。電話より２０年遅れでようやく実現していく。

そして、これは実は原発温存・維持とはそりが合わない。

電気の仕組みが変わっていく。どんな変えさせ方とするか。

電気料金（電気代）の一部が託送料金（電線使用料）
全てのコストを含む　　その中の送配電のコスト

大手電力(九州電力等)
↑　託送料金を払う
新電力(グリーン・市民電力等)

これ自体は合理的だが・・・

生じた疑念？

① 本当に送配電のコストだけとなっているか？
② 法人税など本来会社が負担すべきコストも含んでいる。
③ 原発のコスト（電源開発促進税・使用済燃料再処理等既発電費）を含んでいる。

そして更に！

④ ２０２０年から更に原発コスト（賠償負担金・廃炉円滑化負担金）が転嫁される。

最大の疑問は、こうしたことが、本来責任をとるべき者の責任も問われず、その議論のために必要な情報も明らかにされず、一つの行政機関にすぎない経済産業省の省令で決められていること。

⇕

国民のみんなが負担しあうようなお金（税金）は国会で法律として決められねばならないこと。

総括原価方式の功と罪

かけるつもりの「全てのコスト」
＋
あらかじめ計算した「利潤」
‖
「電気料金」

やっと２０２０年に電気料金から無くなる。しかし、託送料金に残される。

国民主権

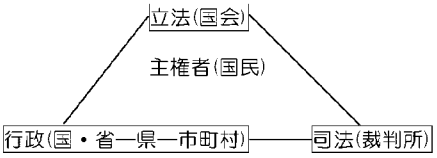

みんなに関わる大切なことを自分たちが知り、考え、決めていけることが国民主権の魂。これを蔑ろにさせてはいけないと思う。

グリーンコープにおける組合員主権と同じこと。

託送料金：**電気を送る際に小売電気事業者が利用する送配電網の利用料金として一般送配電事業者が設定するもの。託送料金には送配電部門における人件費、設備修繕費、減価償却費、固定資産税のほか、電源開発促進税、使用済燃料再処理等既発電費相当額等が含まれる。**

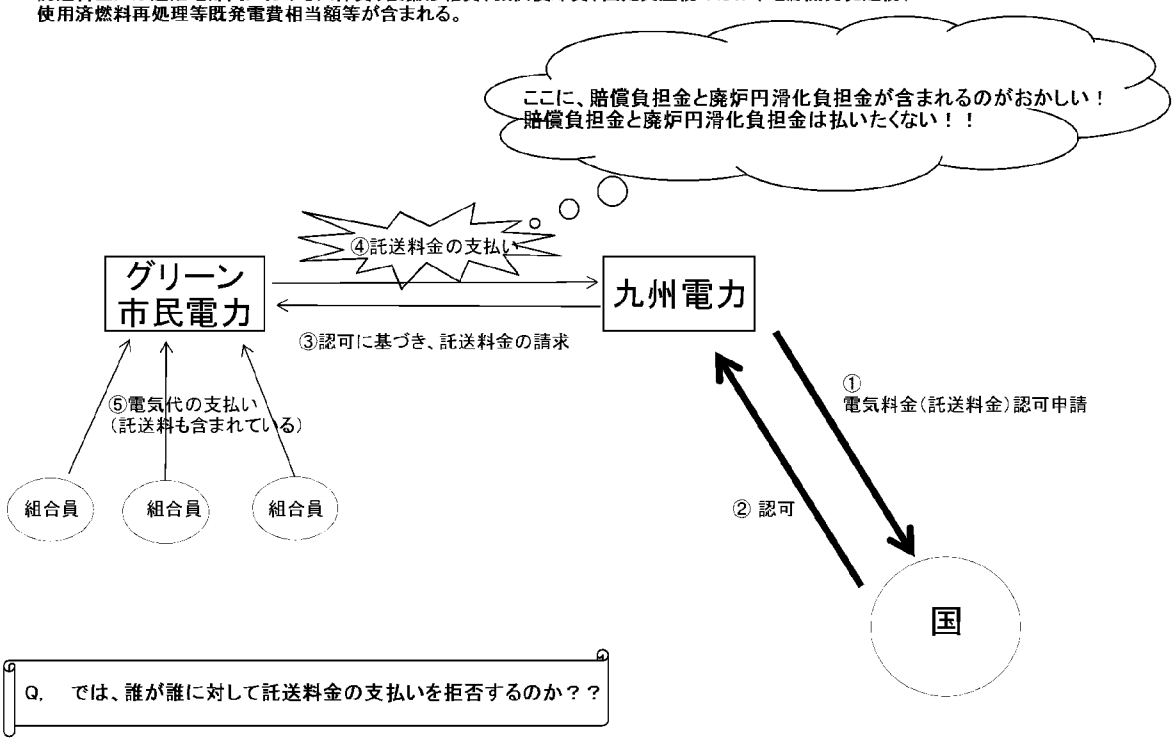

以上